

第九十八回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和五十八年四月二十七日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 葉梨 信行君

理事 石橋 一弥君

理事 船田 元君

理事 馬場 昇君

理事 三浦 隆君

青木 正久君

浦野 休典君

高村 正彦君

野上 徹君

渡辺 栄一君

長谷川正三君

有島 重武君

山原健二郎君

出席政府委員

文部 大臣 瀬戸山三男君

文部大臣官房長 高石 邦男君

文部大臣官房審議官 齊藤 尚夫君

文部省初等中等教育局長 鈴木 勲君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術国際局長 大崎 仁君

文部省社会教育局長 宮野 禮一君

文部省体育局長 面崎 清久君

文部省管理局長 阿部 充夫君

文化庁長官 佐野文一郎君

文化庁次長 浦山 太郎君

委員外の出席者

議員 石橋 一弥君

警察庁刑事局捜査第二課長 森廣 英一君

防衛庁人事教育局教育課長 平林 和男君

法務省矯正局長 上館 貢君

法務省矯正局教育課長 佐藤 一男君

自治省行政局選挙課長 小笠原臣也君

会計検査院事務総局第二局文部検査第一課長 土居 徳寿君

参考人 別府 哲君

財団法人 中嶋 米夫君

文教委員会調査室長

委員の異動

四月十五日

辞任

白井日出男君

浦野 休典君

奥田 敬和君

高村 正彦君

同日

辞任

赤城 宗徳君

小渡 三郎君

鯨岡 兵輔君

宮澤 喜一君

同日

辞任

河野 洋平君

同日

辞任

小杉 隆君

同日

補欠選任

河野 洋平君

三月二十九日

学生寮の充実、発展等に関する請願(栗田翠君紹介)(第一八四三号)

同(栗田翠君紹介)(第一九三四号)

障害児学校教職員の増員等に関する請願(佐藤樹君紹介)(第一八四四号)

同外一件(串原義直君紹介)(第一八七五号)

同外一件(沢田広君紹介)(第一八七六号)

同外一件(梅野泰二君紹介)(第一八七七号)

同(佐藤樹君紹介)(第一九〇六号)

同外九件(小林進君紹介)(第一九三五号)

同外二件(小林恒人君紹介)(第一九六六号)

四月六日

私学の助成に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一九八四号)

障害児学校教職員の増員等に関する請願(沢田広君紹介)(第一九八五号)

同外十件(北山愛郎君紹介)(第二〇六六号)

同(久保等君紹介)(第二〇六七号)

文教予算の増額に関する請願(栗田翠君紹介)(第二〇一〇号)

身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(部分孝之君紹介)(第二二一四号)

同(野坂浩賢君紹介)(第二二一五号)

同月十一日

学費の父母負担軽減等のため私学助成の増額に関する請願外十四件(永末英一君紹介)(第二一八五号)

障害児学校教職員の増員等に関する請願外一件(久保等君紹介)(第二二五三三号)

医学教育の抜本的改善に関する請願(有島重武君紹介)(第二二八四号)

同(馬場昇君紹介)(第二三三九号)

高校新增設費国庫補助増額等に関する請願(大野澤君紹介)(第二三三八号)

同月十五日

育英奨学金制度の改善反対等に関する請願外一件(栗田翠君紹介)(第二三三三三号)

障害児学校教職員の増員等に関する請願外二件(久保等君紹介)(第二三三三三号)

身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(新村勝雄君紹介)(第二三七五号)

同(山下徳夫君紹介)(第二三七六号)

医学教育の抜本的改善に関する請願(栗田翠君紹介)(第二三七七号)

同月二十五日

身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(池端清一君紹介)(第二六七五号)

同(石田博英君紹介)(第二六七六号)

同(熊川次男君紹介)(第二六七七号)

障害児学校教職員の増員等に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第二七八六号)

同月二十七日

身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(梶山静六君紹介)(第二八二六号)

同(草野威君紹介)(第二八二七号)

同(佐藤樹君紹介)(第二八二八号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

私学助成に関する陳情書外二件(十都道府県議会議長会代表広島県議会議長木曾初行外十八名)(第一一五五号)

九州工業大学大学院総合工学研究科博士課程設置促進に関する陳情書(福岡県議会議長山本義隆)(第一一六六号)

文化施設等の整備促進に関する陳情書(四国四県議会議長会代表愛媛県議会議長井上務外三名)(第一一七号)

富山工業高等専門学校における学科増設に関する陳情書(富山市議會議長山口光弘)(第一一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案(石橋一弥君外三名提出、第九十六回国会衆議案第三七号)

文教行政の基本施策に関する件

○養梨委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。瀬戸山文部大臣。

学校教育法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○瀬戸山国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を四年から六年に延長しようとするものであります。

大学において獣医学を履修する課程の修業年限は四年であります。近年の畜産の発展、公衆衛生の拡充等による社会的要請にこたえるため、学部段階における教育内容の充実を図り、かつ、効果的な教育を実施し得るよう修業年限を六年にし、獣医学教育の改善を図るものであります。

なお、現在、獣医師の国家試験につきましては、大学院の修士課程二年を積み上げた六年の教育が受験資格として必要とされているところでありますが、この改正に伴い、これを大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めることとしております。

この法律は昭和五十九年四月一日から施行することとしております。

また、この制度改正に伴い所要の経過措置を定めることとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○養梨委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○養梨委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本日の中西續介君の質疑に際し、参考人として日本私学振興財団理事別府哲君の御出席を願ひ、御意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○養梨委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○養梨委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西續介君。

○中西(續)委員 先般、九州産業大学問題について質問をいたしておりましたが、途中で時間が参りましたので、きょうは引き続きこの問題について質問を申し上げたいと存じます。そこでまず第一に問題になっておりました不正受給の問題でありますけれども、この分について重ねて

質問を申し上げたいと存じます。

先般問題になりました分におきまして特に不正受給されておる分でありまして、五十二年以降の分として一億六千万を超える金額になっておるわけでありまして、その中で私は、五十六年度分が終わりまして後にこうした事態が明らかになったわけでありまして、この点について実質的にどのような中身になっておるかということをお聞きしたいと思っております。

そこで、警察庁においてだと思っておりますが、立件送致しておる分について示されておりますが、五十五万六千円というトータルになっております。ところが、実質的には先ほど申し上げたとおりの中身でありますから、その間における大きな違いが一つ出てきておるわけですね。それは見ますと、職員を講師として、副手を助手として、さらに助

教授を教授あるいは助手を講師、さらに集中講義などで専任教員と認められるものというところになっておるわけですね。したがって、五十五万六千円というこの金額は、この分の中の職員を講師あるいは副手を助手として計算した分だけではないようでありまして、あとこの分はどうかして立件送致されなかったのか、この点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○森廣説明員 お答えいたします。

御指摘の事件につきまして五十五万六千円というものを送致しておるのは事実でございます。その内訳についてお尋ねでございますけれども、いまもお話がありましたように、たとえば教員でない職員を講師にするとか副手を助手にするとかして補助金の交付を受けた分、これがいま御指摘の五十五万六千円余になっておって、その分が送致になっております。送致になっていない部分は、大部分が時間数の計算において専任教員と認められるかどうかという問題点が打開できない部分でございまして、証拠上補助金適正化法違反の成立に問題が残っておるというものにつきましましては送致がしてないわけでございます。

○中西(續)委員 財団の方にお聞きいたします

が、そういったしますと、財団がこれを算出するに当たった基礎的なものは、何によってなされたのですか。

○別府参考人 お答え申し上げます。

日本私学振興財団といたしましての不正受給額といえますものは、先生御指摘のとおり一億六千万円余になっておるわけでございますが、この積算基礎といたしましては、まず年度が五十二年から五十六年度までになつておること、さらにその内容といたしましては、事務職員を講師としたもの、副手を助手としたもの、さらにそのほか集中講義等で専任教員とは認められないものなどをすべて積算いたしまして、先ほど申し上げましたような不正受給額を算定いたしましたわけでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、それは不正受給ということと計算をしたと思うのですけれども、不正受給であれば、適法でないということを確認した上でやっておると思うのですけれども、この点はどうなのでしょう。なぜならば、少なくともこれを出していく上には、この前の質問を私がいたしました際に、財団側は適正化法違反については態度はまだ明らかにしていないということを言うわけですね。法律に照らして違反をしておるから不正だということとした措置をしたと思うのですが、この点はどうかのですか。

○別府参考人 前回お尋ねの適正化法違反の問題について財団がどう考えるかという御質問でございましたので、その際は、この件につきましましてはすでに検察庁にも書類送付されておりまして、ゆだねられておるという状態でもございましたので、財団として適正化法違反としてこれを認定するかどうかという問題については前回のようなお答えをしたわけでございます。財団として取り扱っております補助金の算定に当たりましては、先ほど申し上げましたような内容のものにつきましては専任教員として補助対象にすることはできないわけでございますので、かような計算になっておることでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、それは適正化法に基づいて判断をした場合その基準をつくるわけでしょう。それによってこの分は不適格でありこの分は適格だという振り分けをしていくわけでしょう。そうじゃないのですか。

○別府参考人 補助金額の算定に当たりましては、その基礎となりますものは、私大経常費補助金の配分基準並びにこれに基づく取り扱い要領に基づいて補助金額の算定を行うということでございます。

○中西(續)委員 その基準は何をもとにしてつくりますか。

○別府参考人 基準をつくります根拠をいたしましては、法律的には私学振興助成法並びにこれに基づく文部大臣のお定め等を根拠にいたしまして、財団として取り扱い要領を定めておるということでございます。

○中西(續)委員 そうすると、助成法なりそうした法律をもとにして基準を作成するということですから、それに違反をした場合には今度は適正化法違反ということになるわけですね。ですから、順序からいくと、補助金はそうした基準があつて決められる、その基準というのは法律があつて決められる、それに沿ってないから不正だ、不適格だという判定を下すわけでしょう。私が言っていることは間違いないですか。

○別府参考人 先生がおっしゃるとおりだと思います。

○中西(續)委員 そうなると適正化法が浮かび上がってくるわけですね。ですから、この適正化法の問題については少なくとも私は警察庁なりがこれを指摘する前の問題としてあると思うのですね。警察庁そのお考えになりますか。

○森廣説明員 恐縮でございますが、指摘する以前の問題としてあるという御質問の趣旨が、ちょっと私理解しておりませんので、もう少しお願いしたいと思ひます。

○中西(續)委員 法律に違反しておるということですね、それによって不正であると判断し返還を

求めるわけですから。そうなつてまいりますと、適正化法という法律に照らしてみればこれは違反だという判断をし、そうした措置をしていく、こういうふうな考えるわけですから、警察関係が立件をして送致するしないによって決まるものではありませんか、これは。

○森廣説明員 御指摘のとおりだと思います。

○中西(續)委員 そうなると、先ほどから言っている別府さんの答弁は大変ごまかしがあるのですよ。この前から私はそこを聞いたのだけれども、はつきりしないままやっておった、時間がなかったからそのまま過ぎておつたのですけれども、この部分は少なくとも態度が不明確などということはないのです。明らかにすることはできないというのではないのです。ですから、むしろ積極的にこれをやるとするならば告発すべきではないでしょうか。別府さんどうですか。

○別府参考人 いま先生告発と申されましたけれども、あるいは告訴すべきではないかということも従来からいろいろ御意見も承っているわけでございます。従来、財団としてこの助成金を扱うに当たりまして、財団自体が補助金適正化法違反として学校法人を告訴したケースはまだ前例がございません。財団といたしましては、国と学校法人との間にある第三者機関として、補助金の公正な配分を行うための機関として設立をされているわけでございます。学校法人との間の信頼関係の確保等を考えまして現在に至っているわけでございます。特にこの適正化法違反の問題につきましても、適正化法に基づいて立件をすることは親告罪となつてはいるわけでもございませんし、またすでに書類が検察庁に送致をされておるといふ段階でもございますので、その司直の公正な御判断を現在待つてゐるという段階でございます。

○中西(續)委員 私が言っているのは、他の者の手によってそれが問題にされる以前の問題として、あなたたちに信頼という良心があるならば、なぜこれを告訴しないのですか。警察関係で取り上げる前に、皆さん方がそれがわかつた、そして

計算をしてみればすぐわかるのはおたくなんですから、なぜそれをやらなかつたのですか。

○別府参考人 財団といたしましては、この問題が判明いたしましたから後十分な調査を行った上で金額を算定をし、それを根拠にいたしました。さらに過去五年間にさかのぼる補助金のうち二十五億八千万円について返還を求めるといふ大変厳しい措置をとらせていただきました。学校側はこれに忠実に期限内にこれを返還する、また五十七年度につきましては全額補助金の交付を行わないという、これまた大変厳しい措置をとったわけでございます。現在、私学振興助成法並びにこれに基づく補助金の配分基準に基づく非常に厳しい措置をとらせていただいた、このように考えているわけでございます。

警察関係につきましては、それぞれの機関の方でこれをお取り扱いになつておられるわけでございますので、その公正な御判断を見守つておられるという状況でございます。

○中西(續)委員 問題は、この前から私が言つておる適正化法違反、その判断は少なくともあなたのところで行うのでしよう。

○別府参考人 補助金適正化法違反の問題については、財団といたしましてはその法の運用に当たりましては十分な意を用いなければならぬことはもちろんでございますけれども、この適正化法違反の問題については、財団だけがこれを扱うという問題ではなくて、それぞれの所管の機関において御判断があるべきかと考えております。

○中西(續)委員 財団だけで扱えとか何とか私は言つてゐるのではなくて、財団はそうしたことを判断をする機関でもあるわけですから、この適正化法違反というものは態度はまだ明確にいたしておりませんかとの前あなたは言つておられます。ところが、この分については態度を明確にしなければいかにぬのじゃないかと言つておられるのですよ。警察の關係になるならぬにかかわらず、そのことはちゃんとあなたのごところで明確に法に違反をしているということになれば、違反をした場合には

今度は適正化法しか法律はないのですから、その判断はあなたのごところで大体なすべきではないですかと私は言つてゐるのですよ。

○別府参考人 前回の答弁を申し上げましたのが若干言葉足らずであつたかと存じますけれども、まだ態度を明確にいたしていないと申し上げましたのは、適正化法違反であるという判断をまだしてゐるとかいないとかという問題についてお答えを申し上げたと申しますよりは、この適正化法違反に基づく事案について告訴をするかどうかという問題についての態度をまだ十分に定めていないというのを申し上げたつもりでございます。その点十分な御答弁になつていなかったことを申しわけなく思つておりますけれども、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○中西(續)委員 この前私が質問をした中で、補助金適正化法違反であるかどうか、この点だけを聞いたのです。告訴云々とかそれはいま勝手に言つてゐるのであつて、どうなのだというのを長々とやつたから私が質問した内容について答えてください、それは補助金適正化法違反であるかどうかを答えてくれ、こう言つたのですよ。そうしたらあなたは、私がさつき指摘しましたように、補助金適正化法違反として財団としてどのように取り扱うかについては、現在のところまだ態度は明らかにしてゐない、こういう言い方なので、すよ。ですから、私が聞いていることに對して、ごまかそうとするのではなく、的確に答えていただければいいやうな弁解は必要になつてくるのですよ。違反であるかどうか、はつきりしてください。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○別府参考人 お答え申し上げます。

このような事案につきましても、補助金適正化法に触れている問題と考えております。

○中西(續)委員 だから、この前もそのように言つてもらえば簡単だつたわけですね。物すごく長々と答弁した後でまた指摘をした後にそれが出てくる、しかも違つた答弁になつてくる、そういうこ

とに於いては、従来では考えられなかったような異例な事態になっておったわけでございます。その辺の事態を明らかにするために時間が掛かったわけでございます。

○中西(續)委員 非常に複雑でしかもわかりにくいもので、それを明らかにしていくためには時間がかかったという言い方で結構でございます。そうやってまいりますと、こういう措置をされておるとこれから後あらゆる問題についてどのようにされておってもわかりにくいということですか。ここだけの問題でなしに他のところにおいても、少し頭を使って資料を改ざんしたり何かしたりするようなことが平気で行われるということになってくるのですが、そういうように理解をしてよろしいですか。

○別府参考人 先ほど申し上げましたような教員の授業時間割り表でございますとか学生便覧などを、学生配付用と文部省や財団に提出するためのものと二重に作成するなどということはおよそ教育機関としては考えられないわけでございます。まして、こういったケースが他にあらうとは私たちは考えられないわけでございます。また、今回のケースにつきましては、従来の補助金不正受領事件と多少異なりましてかなり長期にわたったという点で、過去にさかのぼっての調査に相当の時間を要したということもあるわけでございます。

○別府参考人 昨年十一月に事件が明るみに出ましてから補助金の返還を求めるまでに相当の時間がたっておりますけれども、内容が大変複雑な問題でもございまして、その実態を十分に明らかにするためにかなり長期の期間を要したわけでございます。そして、その点、迅速な措置をするように今後とも努力をいたさなければならぬと考えております。

○中西(續)委員 内容は複雑じゃなかった。きわめて鮮明ですよ。これはど鮮明なものはないのじゃないですか。職員を教員として偽る、あるいは助手を講師に、助教を教授に、こういうぐあいにきわめて鮮明であるにもかかわらず時間をかけたのはなぜですか。

○別府参考人 学校側の方で教員数を違った報告をする、その裏づけをいたしまして教員の発令簿でありますとか教員の授業時間割り表さらには学生便覧等の書類について二重にこれを作成するとい

あると思うのですけれども、警察庁にこういうことを聞くのはちょっと酷だと思えますけれども、どの程度のものであれば問題になり、普通一般の常識としてやる場合にはどういふ程度のものを指して問題なしとするのですか。

○森廣説明員 具体的な事実を前提にされましてのお尋ねですので、そういう質問にはなかなかお答えしにくいわけでございますが、それを離れましてごく一般論として答えてみるというお尋ねです。それで申し上げますけれども、その供応なり接待なりが当該公務員の職務の執行の対価、報酬としてなされたものである、したがってさような供応接待が職務の公正をゆがめるおそれのあるものである場合、そういう場合にはやはり贈収賄罪の問題にならうかと思えます。それに反しまして、判例でもありますけれども、いわゆる通常社会一般の社交儀礼の範囲内にとどまるもの、こういうものは贈収賄の問題にならない、さように心得ております。

○中西(續)委員 そうしますと、別府さんにお聞きしますけれども、別府さんもそれに応じた一人ですか。

○別府参考人 私は、私学振興財団に参りましたのが昨年の七月末でございます。そのような席に参ったことはございません。

○中西(續)委員 そうであれば、部長なんかが出をしたにもかかわらずそれは問題ないとして措置をしたということであるようであります。理事會としてはどういう認識に立ったのか、その点をお答えいただきたいと思えます。程度はどういうものであり、だれとだれがそれに出席をし、何回参ったのか、これをお答えください。

○別府参考人 この問題が明らかになりましたから、財団の中におきましてこの実態について調査をいたしましたわけでございます。その結果明らかになりましたのが、九州産業大学の人の会食につきましては、東京におきましては、九州産業大学の理事長が新たに御就任になった昭和五十五年の

五月に一度そういう機会を持っております。さらに五十七年の一月に新年のあいさつという形で、学校の方々が上京された機会に東京で会食をともにしたという事実がございます。さらに福岡におきまして、いろいろな形で、職員が業務説明会その他の関係で九州地区に出張することがございます。この場合は九州の私立学校主管課と連絡をとりながらの仕事の進め方でございますので、県の私学主管課なり、あるいはその地域の当番校が中心となって、その地域の学校と財団の職員とが仕事が終わった後懇親を深めるといふ意味でそういう席を持つことが年に一、二度開かれては、いづれも先ほど申し上げましたような意味で、形での会合でございます。内容的には一種の仕事の延長を、その機会にいろいろ意見の交換をするといふふうな形で行われているというものでございます。

いづれにいたしましても、東京におけるもの、また福岡におけるもの、調査をいたしておりますけれども、程度を過ぎた問題ではないという判断をいたしたわけでございます。

○中西(續)委員 落ちています。だれとだれが、東京では。

○別府参考人 すでに退職した者もいるわけでございますが、東京で開きました場合には、一部の役員、幹部職員も含めて十数名がこれに参加しておるといふケースでございます。退職者もおりますので固有名詞についてはお許しをいただきたいと思っております。

○中西(續)委員 ちょっと氏名をはっきりしてください。

○別府参考人 いまその会合ごとの氏名についての資料を持合わせておりませんし、その点につきましては、先ほど申し上げたようなことで御了解をいただければ幸甚に存する次第でございます。

○中西(續)委員 そんなうそを言っているわけじゃないですか、別府さんね。行っている人、知らないですか、別府さん

五月に一度そういう機会を持っております。さらに五十七年の一月に新年のあいさつという形で、学校の方々が上京された機会に東京で会食をともにしたという事実がございます。さらに福岡におきまして、いろいろな形で、職員が業務説明会その他の関係で九州地区に出張することがございます。この場合は九州の私立学校主管課と連絡をとりながらの仕事の進め方でございますので、県の私学主管課なり、あるいはその地域の当番校が中心となって、その地域の学校と財団の職員とが仕事が終わった後懇親を深めるといふ意味でそういう席を持つことが年に一、二度開かれては、いづれも先ほど申し上げましたような意味で、形での会合でございます。内容的には一種の仕事の延長を、その機会にいろいろ意見の交換をするといふふうな形で行われているというものでございます。

いづれにいたしましても、東京におけるもの、また福岡におけるもの、調査をいたしておりますけれども、程度を過ぎた問題ではないという判断をいたしたわけでございます。

○中西(續)委員 落ちています。だれとだれが、東京では。

○別府参考人 すでに退職した者もいるわけでございますが、東京で開きました場合には、一部の役員、幹部職員も含めて十数名がこれに参加しておるといふケースでございます。退職者もおりますので固有名詞についてはお許しをいただきたいと思っております。

○中西(續)委員 ちょっと氏名をはっきりしてください。

○別府参考人 いまその会合ごとの氏名についての資料を持合わせておりませんし、その点につきましては、先ほど申し上げたようなことで御了解をいただければ幸甚に存する次第でございます。

○中西(續)委員 そんなうそを言っているわけじゃないですか、別府さんね。行っている人、知らないですか、別府さん

ん。資料を持たなくては言えないですか。

○別府参事人 先ほど申し上げましたように、一部の役員並びに職員を含む者が出席をしておるわけでありませう。

○中西(續)委員 あのね、ちゃんと知っているのですよ。知っていて、それを答弁できぬと言うなら私はこれで質問をちょっとやめますからね。資料を提出してください。直ちにしてください。委員長、取り計らってください。

○船田委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○船田委員長代理 速記を起こしてください。

参考人にお尋ねをいたします。

いまの質問の件についての氏名の公表ですけれども、資料を提出できますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○別府参事人 お答え申し上げます。

調査の結果で資料にももちろんだれが出席をしたかということとはわかっていないわけでございます。そういう点で、委員長の御指示であれば御提出することはできるわけでございます。

○船田委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○船田委員長代理 速記を起こしてください。

参考人に申し上げます。

ただいまの氏名の資料につきましては、後刻理事会に提出してください。お願いいたします。

○別府参事人 承知いたしました。

○中西(續)委員 別府さんはこれは知っておるのですよ。知っていて、うそを言っているのです。本来なら、もうここら辺に出てくる資格はないのですよ。これを知らぬなんといううなことはとうてい考えられませぬよ、自分で討議をして、だれがどうしたということから全部調べ上げて、その専任の理事として、ではなぜ座っているか、そこにいるかということが私はわからないですね。ですから、こうしたことで時間をかけるということは大変な損失ですからね。これからはないようにしてください。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、理事長が就任したときと新年のあいさつということになっていきますけれども、結局地方に出張したときにはそのようにして接待があるし、上つてきて、こういう何かを頼むときにはちゃんとやっているわけですよ。五十七年の一月は新年のあいさつじゃないのですよ。何かがあつてこういうことをやるわけだからね。ですから、内容的には大体問題としてこれを追及できないような状態があなたたちの中にあつたのじゃないですか。たとえば部長が辞表を提出するというようなことだつたわけですから、そういう問題自体がこの財団の中にあつたという、私はそうした判断を持って、このようにして時間がずるずる、しかも一回だけではないのです、三回にわたつて金額は正してきたのです、それをこの前聞いたところが、その自身が、後になって資料提出が次にされてきたから、こう言うんですね。そうすると、うそを言つて、こういうことをやっている人たちのやつを提出を求めて、それによつて判断をしていく、だから、これだけあります、こうくる。本当かと思つてみると、その後になるとまた別のものが出てくる。そうすると、もう一遍違ひがあるわけですね。このようにして、結局こういう悪巧みをした人たちが――調査をするだけでしょ。だから、そこは隠しておけばいいまでたつても何もわからぬというシステムになっているわけですよ。

会計検査院おいでですか。その点で、調査をした結果はどうだったのですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。先ほど来先生御指摘のとおり、五十二年度から五十六年度まで調査いたしました結果は、身分詐称等をいたしました者を含めまして八十九名等で一億六千五百四十八万九千円となつておりまして、その内容については一応算式がすべて一連の連続になつておりましてどの部分が幾らというふうなことはここで申し上げることはできませんが、そういう人数につきまして総額で一億六千五百四十

八万余円になつてゐる次第でございます。

○中西(續)委員 ちょっと聞きますけれども、職員から講師、副手から云々と、ずっと人員がありますね。そうしますと、五十二年から五十二年からという、五十一年もあつたのだらうけれども、五十二年からということになりまして、職員から講師ということになれば十名ということになりま

すね。そうしますと、その職員を講師とした場合の金額はそれぞれの全部で何ぼになるかわからぬですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。これは先ほど財団の理事からも配分基準等の計算方法の説明がございましたが、一連の係数を出しまして、それにさらに調整係数というふうなものをつけていくというふうな計算仕組になつてございまして、他の要因を全部捨象して計算しろということになりますとその部分が出てまいりますが、それは正確な数字にならない、こういうこととございまして、まことに恐縮でございますが、そういう仕組になつてございまして、

○中西(續)委員 ちょっとわからないですけれども、じゃ一人一人のものは出ないのですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。一人だけが悪いといつたしまして全体を計算し直しますとその分は出てまいりますが、それは正確な数字にはなりません。

以上でございます。

○中西(續)委員 じゃ、この一億六千五百万という金額はどのようにして出したのですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。この私どもが調査いたしました数全部をそれぞれ個々に当たりました、それに出てくる結果の係数を全体に掛けて、その結果出てきた数字でございます。

○中西(續)委員 それじゃ個々はわかるわけですね。そうすると、職員が講師にという、この部分はわかるわけですね。十人分が個々のものがわかつてゐるのだから、そのトータルはこの職員を講師とした場合の金額になるわけでしょう。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。先ほど申し上げました個々のものを出したものに、一つの調整係数といましてその他の分の要因を加えた係数を出します。それをそれぞれに掛けてまいります関係上、非常に大まかなものであれば、それに概略的なものは出るのかもわかりませんが、われわれがいたしましてはそういう正確でない数字はこの検査の過程においては出してございませぬ。

以上でございます。

○中西(續)委員 それじゃ素人には全然わからぬということですか。

○土居会計検査院説明員 いえ、その資料は大変膨大なものになります、これを全部出せばその過程は出てくるわけでございますが、この部分を抜き出すという形のものには正確な数字は出てまいりませぬ。

以上でございます。

○中西(續)委員 正確な数字が出ないのなら、どうしてこれが出るかわからぬですね。これで時間がかつたのじゃかなわらないけれども、正確な数字がわからないのにどうしてこのトータルが出るのですか。そのもの自体が第一怪しいのじゃないですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。この要因といつたしましては、職員を教員と偽つたもの、先生、職員から講師が十名というところでございまして、その他集中講義あるいは若干その他のものもございまして、こういうものを全部捨象いたしました職員を身分を偽つたもの十名についてだけ出せということでございまして、その分のもは一定の計算方式で出てまいりますが、それでですと他の要因をすべて無視することになりまして、これの総合係数が出てこない限りその分だけの数字は正確なものにならない、全体をすべて正確な数字で積み上げてまいって初めてこの不正受給額が出てまいる、こういうことになってございませぬ。

○中西(續)委員 委員長、いま聞いておつておわ

かりになりますか。私はわかりませんね。いいですか。十人のやつはわかると言いますよ。出てくると言うのです。だからそれを示せと言ったら、それは正確なものじゃない、こう言うんですよ。そして、それに他の要因があるから、ほかのものも全部合わせまして、ここに項目としては一、二、三、四、五つあるんですよ。それぞれのやつをわからぬか、こう私は聞いているわけですよ。それはわからぬと言いますね。ところがこれはそれぞれの分については出ると言うのです。しかしそれは正確なものじゃない、こう言っているわけですよ。ちょっとわかりにくいのですが、他の要因とは何ですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。

先ほど先生お示しの職員を講師としたものは十名でございますが、この分だけが悪かった、ほかのものは全然悪くない、こういう計算なら出てくるということでございます。しかしながら本件におきましては副手を助手にしたりその他のものがございまして、個々に出てきたものに掛ける係数がこういうものを全部含めた割合になるものですから、その点が正確でないというふうに申し上げた次第でございます。

○中西(續)委員 それじゃ、どうもわからないのですが、全部のあれが出てそれに今度は掛けることとの調整係数ですか、調整係数というのはじゃ何ですか。係数と調整係数。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。

調整係数と申しますのはさきわめて技術的なものでございまして、ある一定の単価に人数等を掛けまして、それに、各大学によりましてその経営内容、学生定員に対する実席数とかあるいは教員数に対する学生の在席数とかいう比率を掛けまして、よき大学には厚く、内容の悪いものにはそうでもないという形で使っている数値でございます。

以上でございます。

○中西(續)委員 そうすると、基礎になるものはわかるわけですから、じゃ一億六千何ぼでなしに

その基礎の金額を出してください。これは後で資料でいいですから、出してください。よろしいですか。

○土居会計検査院説明員 はい。

○中西(續)委員 変なところに時間をかけたのですが、そこで警察庁、お聞かせ願いたいと思えますのは、五千五百五十万円という金額は、職員を講師、副手を助手にというこの二つだけを挙げたというわけですよ。ところが今度はあとの分、助教授を教授、助手を講師、集中講義云々というこの人数はちゃんと挙がっているわけですね。それは先ほどから私が一番最初に指摘をしました実態と違ひが、その分を不適正、不正な分として認めて、その分の返還を求めるということになったわけですから、そのように具体的に基準がちゃんとあって、それがなぜここに出てこないのか。わずかに三分の一程度の額になってますから、この点。なぜ私はそのことを言うかという点、ごまかした額というのは大学側は、理事長あたりはわかっておりながら、私たちが調査に入ったときに、あくまでもこの五千五百五十万円だけを主張するのですよ。ほかにはないという言い方をします。しかも、この一年間十数億円の中でわずかに一千万円程度は微々たるものじゃないかという言い方をしているわけでしょう。直接私たちにそれをしたのですから。その要因はどこにあるかといったら、結局この立件した分だけになっておる。ですから大変非科学的なものになってくるわけですね。向こうの言う発言というのは、そこをうまく取りつくるって言うためにそうしたことをやっていますから。なぜそうなったのでしょうか。

○森廣説明員 お答えします。

私も、国の機関である警察庁みずから証拠書類を全部として捜査しているわけではございませんで、地方公共団体の機関たる福岡県警察が捜査を実際に担任いたしました。それから間接的に聞いておることでございますので、非常に緻密な部分についてはあるいは十分お答えできないか

と思ひますけれども、福岡県警察の説明によりまして、いま先生御指摘のように、教員ではない一般の職員、それから副手、これを教員であると偽って請求をした分、これについては明白になりまして、これは立件をいたしました。その他の部分——その他の部分と申しますのは、主として授業時間数によって専任教員であるかないかということ。財団の基準によって認定をいたしました。専任教員と認められなければ請求はできない、認められれば請求をできる、こういう関係になるわけですね。けれども、その授業時間数が長い間、自宅実習とかいろいろな形態の講義も含めまして計算をしなければならぬ。その辺のところ、まあいゆる刑事裁判に頼るだけの十分な証拠がいまやはっきりしないという関係から、主としてその授業時間数に頼る部分、この部分について立件をすることができなかった、かような報告を受けております。

○中西(續)委員 それで非常におかしいわけですね。さっきから言っているように、基準というものがちゃんとありますね。しかも、あなたはいま言われたけれども、職員を教員と偽ったものだけに制限をした、それはなかなか不明確だから、こういう回答ですね。ところが、助手と講師はわからぬだらうか。これはどう簡単なものはないと思うのです。助手を講師として偽っている、あるいは助教授を教授と偽っているということになれば、これはどう簡単なものはないですね。時間数の問題じゃないんですよ。

なぜ私がそういうことを言うかというと、これは二月の一日に学長、学部長団から退陣要求をされた鶴岡発言ですね。これは約一時間にわたってある。それからさらに、教授と課長などの懇談会、またあったのですけれども、そのときの発言内容がここにあります。それを見ますと、十一月九日以来いろいろ進んできたが、警察は書類送検はあるだらうと言っている。十一月二十一日の時点で警察は適正化法違反以外は立件できないし、適正化法違反についても心配はないと言っている。

いる。「こういうふうに本人が言っているわけですね。これは正式なものです。これは本年二月一日の十六時からの発言と十七時からの発言、二回にわたってやっているのです。こういうようなことが本人から言われていますし、そうなる、いま言うように、この歴然とわかるものについてなぜやらないだらうかというのです。じゃ送致したのはいつですか、おわかりですか。

○森廣説明員 お答えします。

送致年月日は本年の一月二十日でございます。○中西(續)委員 一月二十日以降、これは送致してから後の発言です。だから送検ですね。もうそのとおりなんです、そこに適正化法違反については心配ないと言っているというふうなことで、まあいいまいなこうした、わかっておるにもかかわらずそれがわかりにくいという言い方がどうしても私は納得できません。あなたが言っている、たとえば集中講義などで自分の部屋でやったとか自宅ですとか、こう言い逃れしていますよ。だからこれは入るべきじゃないかという言い方をしていますからね。その分について財団の方としては、それでもいいけれども、こういうことは従前からわかっている話なんです。だから、その分がわからぬというのを、不明確だから云々というなら私もまだましとしまして、助手を講師——助手は講義はできませんからね。それでしようが、座学できるわけじゃないのです。それなのに、それが何でわからぬだらうかというのと。授業時間数の問題じゃないのですよ、これは。さらに助教授を教授と偽る。身分詐称なんか平気でやるのですから。こういうことがどうして立件できぬだらうかと思つて私は不思議でならぬわけですよ。それがいま言うような、こうしたことを平気で正式なところで発言していくから、非常に、警察のこの問題についての取り扱いが、そうした意味で私は疑問を持っておるわけですよ。なぜ、それができないだらうかということなんです。

財団の方に聞きますけれども、こうした判断を

が申し上げた二月一日のこうした言動は、大私秘にとつては問題のある言動だと思つていますから、そうしたことも受けてお考えいただきたいと

思います。

そこで今度は裏入学の問題ですが、裏入学の問題について、そうした寄附金行為を禁止されたのはいつですか。正確に答えてください。

○宮地政府委員 私立大学医・歯学部における入学に関する寄附金の收受等の禁止及び入学者選抜の公正確保等につきまして、昭和五十二年九月七日付文管企第二三三三号、文部省管理局長及び大学局長名で、関係学校法人理事長及び関係私立大学長あて通知をいたしております。

○中西(續)委員 そこで、この前文部省から資料をいただいた分ですが、五十二年以降の入学者にかかわる寄附金の募集状況というのがあります。これを見ますと、先般検査院の方で私聞いたところでは、証拠書類がなくなっておるというところを言っていますね。ところが、その証拠書類というのは五年前なら五年前を置いておく、こゝうしたものが義務づけられておる、このことも答弁いただきました。ところが、それが全部いまいわけですね。したがってこの前もちょっと警察庁にお聞きしたのですけれども、このようにして、事実証拠隠滅的なものが行われておるわけですね。そして五十二年以降、その前にお聞きしたところでは、五十六年度までの分が十三億一千二百万円、これが金額として明らかになっている。しかし、残念ながら氏名だとか金額だとかいうものは全然わからぬという。資料が全くない。したがって、証拠隠滅罪が適用されるかどうかについては、どういふときにそうしたものが適用されるのですか。

○森廣説明員 お答えいたします。

一般的に言いますと、もとの犯罪がございまして、一たん犯罪が成立しておりますと、その成立、既遂に達しておるその犯罪についての刑事上の証拠を隠滅した場合に証拠隠滅罪が成立するといふふうに考えております。したがって、いまの御設例の、寄附金を募集してそれについて間違つた報告をするという行為自体がもし犯罪になるのであるとすれば、その関係証拠を隠滅した場合は

合には証拠隠滅になると心得ております。

○中西(續)委員 そうしますと検査院、ちょっとお聞かせいただきたいのですが、こゝうした十三億一千二百万円という金額だけれども、裏づけになる領収証も何もない。これは文部省からいただいた分ですが、一人当たり最高額が百五十万、最低が三十万、それから五十七年度が最高額が百八十万で最低額が三十万、こゝういふふうに言っていますね。私たちが調査に入つたときに聞いたある人からの証言によりますと、これは判定会議があつて、直ちに電話でもって父兄に通知をする。直接持つてこさせる、あるいは送らせるというわけですよ。そのときの金額は、大体五十六年度で百四、五十万円というのが普通だ、こゝう言っています。文部省、これは何で調べたか知りませんけれども、最低がこゝうだということになっていきますが、その裏づけになるものがなくて何でこれがわかつたか。ですから私が会計検査院に聞きたいと思ひますのは、十三億一千二百万円という金額はわかるけれども、しかしその裏づけになるものがなくてこれが正しいものであるかどうかの判断はどうしたらいいのですか。

○土居会計検査院説明員 お答えいたします。調査官の報告によりますと、個々のそういう内容については一切証拠はございせんでしたが、出納をあらわす書類等に総額で載つていたということのようでございます。

○中西(續)委員 出納をあらわす帳簿の中にそのように載つておれば、それが正しいものと判断してよろしいのでしょうか。警察庁どうでしょう。か、そういうようなことをもう何も疑念はない、こゝういふふうに判断をするのがあたりまえですか。

答弁できなければ、検査院にちょっとお聞きしますけれども、裏づけになるものがなくて、そのことを私たちに信用せよと言われて信用できません。検査院もそれを信用したということになれば、検査院は何のためにあるのでしょうか。○土居会計検査院説明員 お答えいたします。

出納帳簿等に総額としてそういうものが載つていたという事実だけ、その限度においてございまして、果たしてその内容、個々のものが真実であつたかどうかということは、私どもといたしましても確認しておりません。

○中西(續)委員 そうしますと、警察庁、ちょっとお聞きしますけれども、とにかくそのようにして金を集めますね。その裏づけになるものがなくて、これだけだと、こゝうした場合に、それは何かおかしいぞと告発をしさえすれば問題になるのですか。しなければ何もならぬ、いまはそういう状況だと思ふのですけれども、それはどうなのでしょう。告訴すれば問題になるし、しなければ問題にならない、そういう種類のものですか。

○森廣説明員 お答えします。

寄附金を集めること自体が犯罪であるとは私は思ひませんけれども、そこの中で集めました寄附金をだれかが横領するとか背任行為があるとか、そういうことがある場合には、無論告発の有無にかかわらず、あるいは告訴の有無にかかわらず、犯罪というものが成立すると思ひます。

○中西(續)委員 それでは聞きますけれども、この分については全く調査をしていない、してある、どちらでしょうか。

○森廣説明員 お答えします。

福岡県警は捜査をしていないと聞いております。○中西(續)委員 それでは横領しておるのか、あるいはどうしたのか、もう全くわからぬままこればかり過ぎてしまふ、こゝういふふうに、私素人ですから理解をしてよろしいですか。

○森廣説明員 お答えいたします。

捜査というのは確定的な証拠があつて始めるものではございせん。しかしながら相当確たる容疑があつて犯罪の捜査権というは行使すべきものでございまして、頭の中で考えて、あるかもしれないというだけで捜査を始めるべきものでもないし、またやっていないだろうといふふうに思ひます。

○中西(續)委員 そうしますと、たとえばもらった資料でいきますと、五十二年は寄附金入学者は数がわからぬわけですね。それなのに金額は半がつておるわけでしょう。二億五千二百万円という金額は半がつています。あとは五十三、五十四年は人員は半がつていますけれども、領収証は、五十六年度の実際額に当たつた人の話を聞きますと発行せぬそうですからね。領収証は発行していない。ですから、挙げられてる数字が本当にそうであるかどうかというところは大変に不明なんですね。しかし数は三百八十と二百五十になつていて、五十五年になるとまた数が不明なんですね。そして一億九千六百四十万という金額が出てくる。ですから、こゝういふ状況にまず第一にあるといふこと。それと、この前私がちょっと申し上げましたけれども、時間がなくて十分ではありませんでしたけれども、これをみますと、五十六年の場合には六十七人という数が半がつていますけれども、これは私が調べた資料では百三十六名になつておるのですよ。それから五十七年の場合は文部省からいただいたものでは四十四名になつていまして、これが百二十五名になつていまして、すね。したがって、いまも、たとえば五十六年の六十七件で六千六百八十万円ということになれば、平均化すると約百万円になるのです。その次の四十四件で六千六十万円ということになりますと、平均が百三十七万円になるのです。ところが私がいま言うように、五十六年は百三十六名であり、五十七年は百二十五名、六十七と四十四、正式に文部省に報告してあるものと違ひがあるのです。こゝういふようなことがはつきりしておつても問題にはならないのですか。

○森廣説明員 伺つておりますと、先生は恐らく刑法で言いますと二百五十二條の横領罪等を想定して御質問されておるかと思ひますが、御承知のように横領罪というのは、自己の占有する他人の物を横領したときに成立するわけでございます。そこでいま御指摘のような材料をもとに考えてみますと、一体こゝういふ寄附金を集めました大

学の管理が、自己のためにする意思を持って

はしいままにこれを横領した場合には横領罪になるわけですが、差額があるからといって直ちに自己のものとしたかどうかは不明であるわけですが、たとえその金額を関係当局等には虚偽の報告をしておいたとしても、仮にそういう報告があったとしても、その差額を本来本人である大学のために運用しておることであるれば横領の問題は生じない、かような性格になるわけですが、

○中西(續)委員 しかしそれは調べてみなければわからぬでしょう。

○森廣説明員 無論そうでございますが、そのようにすることは枚挙にいとまがないわけですが、その中で、そういう報告がはつきりしないというものをすべて横領の容疑で捕らえるということはいかかかと思ひまして、やはり横領について本人がこれを不法に領得しておるといふ相当な容疑がある場合に捜査権というものは発動すべきものであるといふふうに思っております。

○中西(續)委員 これは不明になった分、だからこれは果して正しい数字であるかどうかはわからぬわけですね、裏づけが全然ないわけですから、まとまった金額をばんと載せているわけでしょう。

それともう一つは、文部省にちよつと聞きますけれども、一人当たり最高額は百五十万で最低額は三十万というの、どういふ基礎からこれはわかったのですか、文部省。

○宮地政府委員 大学当局から事情聴取をした結果でございます。

なお、ただいま人数に相違がある点について御議論が出ておりますが、私もその点について大学当局から事情聴取をいたしましたところによりまして、先生の御指摘の人数は、恐らく特別入学者をさせた者の人数を指しておられるかと思ひます。その特別入学者をさせた者の中で任意の寄附として寄附金を出した者がそれぞれ六十七名であり、四十四名であったというぐあいに私もは理解

解をしております。

○中西(續)委員 ただ、特別入学の場合に金銭の授受はあったかないかというところは文部省はおわかりでないでしょう。根拠はありますか。

○宮地政府委員 その点については、私も調査はいたしております。

○中西(續)委員 ですから、これもわからぬわけですよ。だから、いま言うように、裏づけのないものをそのまま見過ごしてやるということになれば、悪く考えれば、これからはもうどこだつてそういうことができるということになるのです。

だから、信頼をしておるという、そして今度はそれを調査するについてもなかなかあれできないし、そういう酒食の供応に当たった人の名前もここではできない。何もかもやみからやみですわ。こうしたことで、私たちがいま議論しておるこの私立学校の助成あるいは補助金問題、行政改革だとか何とか言つてわあわあ言つていけるけれども、私たちは一番いまそうした中身について検討していく必要があると思つてすけれども、これはだれに聞いていいですかね。

大臣、ちよつとお聞かせいただきますか。このようにして国費を支出をしておるところが、実際にはこうした不明な点がたくさん出てきておる。しかも、文部省の判断としては、役所の判断としては、領収書もない、何もなし、ただ、これはもつておらないから数が少ないのですと、こういうようなことで私たちに信頼せよなんていったって、これは信頼できないけれども、大臣はこれで信頼できますか。

○瀬戸山国務大臣 国の助成金を出しておる点につきましても、私は率直に言つて、九州産業大学のあり方はきつめて遺憾に思つております。でありますから、文部省の事務当局にも、それから私学振興財団に対しても、人数に制限がありますからなかなかかといふところもあると思ひますけれども、もう少し厳重に審査をする、こういう体制でいってもらわなければ、国民の貴重な税金を教育が大事だということでも助成をしておるわけですか

ら、私から言つと、こういうふらちなやり方では困る、こういう態度で臨んでおるわけではございません。

ただ、この入学の点で寄附をもらったという点については、先ほどもお話ししておりましたように、これは従来からいろいろ疑惑を受けられるようなことのないように、教育の機関でございましてから指導しておるわけではございますが、これを一文部省が調べるわけではちよつと困難ではないか。これは私の感想でございます。

○中西(續)委員 問題は、こうして不明な点だとか何とかあるわけですから。

では、ちよつと聞きますけれども、九州産業大学から二十五億円を超える返還金、これを求めたというその理由の中にはこういうものは入つていませんか。措置の仕方が不的確であると私は断じておるわけですが、たとえばもう資料は全部焼けて捨てられた、こういうことですか。

○阿部政府委員 九州産業大学から約二十六億円の返還を命じ、現に返還されたわけではございませんけれども、その理由をいたしましては、不正な申請に基づいたものであるといふことのほか、入学者選抜のあり方等について必ずしも、たとえば募集要項等に明示することなく特別入学等を行つておるといったようなケースにつきまして、適切でない面があるといふような点を総合的に判断をいたしまして返還を命じたものでございます。

○中西(續)委員 ですから、こういうものも含めて総合的な判断、こういうことになっていきますから、そういう条件の中では、やはりこの点が大きな問題として残つておる。

そこで、最後に警察庁に聞きますけれども、それで、これはこうした横領罪というのになる条件として、たとえばいま言った年度ごとに寄附金入学者、寄附金総額というのが出て、不明の点があつて、その金額もどうなつていくかわからぬといふようなことがあつても、裏づけのものが全然なくとも、そこに載せられておるさえすればそれは問題にはならぬ、こういうように判断をしようし

いですが。

○森廣説明員 刑事事件の成否というものはまさに事実の關係によるものでございまして、それを記録したいろいろな微細等は捜査の参考にはなりませんけれども、それを究明していつて残る事実、この事実に着目をして成否を判断すべきものでございまして、したがひまして、一応帳簿上何がしかの記載がありまして、それを直ちに措置するわけにはまいらない。それが真実か否かということ

を捜査を尽くして判断をするといふものでござい

ます。

○中西(續)委員 だから、それは調べてみなければわからぬでしょう。証拠書類なり何なりがあるかどうかはわからぬわけですね。これほど論議しているわけですから、こういう問題がありますよと、こつと言つていても、それは問題にはならぬですか。調べないですね。

○森廣説明員 いまのお伺ひしている限りで考えますと、寄附金を集めておる、その経理がどうも十分明確でないという御議論がと心得ますが、さういふ問題の状態というものはいろいろな営利法人あるいは公益法人を通じて間々耳にすることございまして、そのようなことから直ちにこれに横領罪の容疑を警察が抱くといふことはやや行き過ぎかと存じます。先ほども御説明いたしましたように、本人つまりこの例でいいますと、学校のために金銭を預かり、保管中の者が、本人のためにその金銭を使うのではなくして、みづからほし

いままにそれを消費する、あるいは着服するといふような場合に横領罪が成立するのでございまして、単に帳簿の記載が不正確であるといふことのみをもつて直ちに捜査権を発動することはいかかであるかといふふうに思ひます。

○中西(續)委員 これは横領したかどうかはわからないのです。なぜなら、第一基礎になる人員がわからぬから、総額が合つていのかどうかはわからぬです。しかもそれは全部証拠書類を焼いて捨てたといふのがはつきりしているわけですから、そこまですておる分について、結局これが正しい

かどうかともわからぬわけですから、そうしたときに、じゃ、やろうと思えば何でもできるということとすな、いまのあれからいくなら。残しておかなければならない証拠書類は全部焼いちゃって、金はこれだけありますと言いますれば、それはわからぬから、わからぬ。だから、私がいま言うように、この人が言っている二月一日のこの分はなるほど正しいことをこの人は言っているのじゃないか、警察の關係からいうなら、という気が私はするわけですよ。したがって、この分については私はぜひ、正しいかどうか、そうした疑惑があるかどうかということは大変あれしていますけれども、どうなのかということぐらひは私は調査する必要があると思うのです。そうしなければ、こういうことがうまくやりさえすればいいだってでさるということになるわけですから、この点は要望しておきます。

○森廣説明員 誤解をしていただくと困りますのでお答えさせていただきますが、決して私どもは犯罪がそこにあるというふうな保証をする立場にはございませんで、さようなことは申し上げているつもりはございませんが、また全然無感心でおるといふわけでもございません。そういうことが国会で御議論になれば、当然私も警察庁としてもまた都道府県警察としても関心は持っております。しかしその中から、関心を持っている見聞きしておる間に具体的な犯罪の容疑があれば、そしてそこに犯罪が成立するものであれば警察というのには厳正に対処してまいる。この点はあえて明らかにしておきたいと思ひます。

○中西(續)委員 何も調査もせずにそれがどうだこうだということがわかるわけがないのですから、関心を深めていただいて調査ぐらいしてもらわなければ、こういうことが許されていくならばこれはもう大変なことですからね。私は一般的な常識としてぜひこの点をやっていただきたいと思うのです。

最後にありますが、私は莫入学ではないかと思う

うのだけれども、特別協力金の問題についてこの前論議をしておりましたから、特別協力金問題はどういうように理解をしておりますか。

○宮地政府委員 九州産業大学におきましては、五十二年度以来教育環境の整備充実のために夜間学部を除く全入学者から特別協力金を徴収しているわけでございます。

この特別協力金につきましては、大学側の説明によりますと、毎年その徴収につきまして理事会の承認を得ておりました、五十六年度からは学生募集要項に明記し、学生納付金として会計を処理しているという聞いております。ただし、これは五十五年度までは特別寄附金として処理をしておったようでございます。

以上でございます。文部省におきましても学生納付金の一種と判断をいたしておるわけでございますが、ただ、推薦入学者から一般入学者よりもより多く徴収するというような形では推薦入学者の趣旨からも好ましくないもので、推薦入学者と一般入学者で差を設けないよう指導をいたしております。大学側からは、五十九年度以降は差を設けないようにする旨の回答を得ております。

○中西(續)委員 ちょっと最後のところをもう一回言ってください。

○宮地政府委員 大学側からは五十九年度以降は、推薦入学者と一般入学者から徴収する特別協力金について差を設けないようにするよう指導をいたしております。大学側も両者の間に差を設けないようにしたいという回答をいただいております。

○中西(續)委員 そうなりますと、指導した後、特別入学金として徴収をしておった時期、そして今度はそのことが指摘をされて五十七年度からそうしたものの変なやつで、全般にやるようになってきたのでしょうか。それで、それに差がついてくるから問題だと言ったところが、それは五十八年度もやって、五十九年度にそれを改める。簡単に言うと、こういう言い方ですか。

○宮地政府委員 簡単に申せば、先生御指摘のと

おりでございます。

○中西(續)委員 そうですね。そうなりますと、この特別協力金というのは寄附金ではないということですか。

○宮地政府委員 私どもの理解では学生納付金の一類というぐあいに理解をいたしております。

○中西(續)委員 そうしますと、こういうあれからすると全く制限なしに幾らでもそういう名目を持ちさえすれば寄附金を取れるということですか。

○宮地政府委員 最初に申し上げましたように、大学側としては教育環境の整備充実という観点から必要な経費を入学者から徴収するという形でございまして、無制限にそれが許されるものでないことはもとよりでございます。当然に良識ある対応をすべきもの、かように理解をしております。

○中西(續)委員 そうすると、この十五万、そして一般は十万というものを五十八年度取つていますね。これは普通の常識としてお考えになったのですか。

○宮地政府委員 私どもとしては、推薦入学者と一般入学者との間に差等を設けることについては、推薦入学者という事柄の趣旨から必ずしも適切ではないのではないかと、入学者から差を設けない形で学生納付金の一類としてそういう特別協力金を徴収する方がより適切ではないかというのを大学側に伝えたわけでございます。したがって、五十八年度の入試のことはすでに終わっておった段階の問題でございますから、五十九年度以降そのような対応をしたいという回答を大学側からいただいております。

○中西(續)委員 そうしますと、特別な人から寄附金を徴収するというふうなやり方を今度一般化させれば寄附金は幾ら取ってもいいということの意味しますね、これは。そのようにごまかせばいい、こういうことになるが、そのように理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 私どもはそのように理解をいたしております。

○中西(續)委員 それでは、この十五万円を認めたいというのは何でしょう。

○宮地政府委員 先ほども申し上げましたように、学生から徴収する学生納付金、大学の教育環境の整備のために入学者から——もちろん私立大学の経営でございますので、全体の経費の調達については補助金の方から、授業料なり、そういうたいだい申しましたような、まあ大学によりましていろいろと名称は異なるわけでございますが、施設整備費でございますとかいろいろな形で入学者に経費の一部を負担してもらおうことはこれは多くの私学で事実上行われているケースでございます。先ほど申しましたように、それが無制限にそういう経費を徴収していいというものではないことはもとよりでございます。当然良識の範囲内でそういう事柄を処理されるべきものと思っております。

○中西(續)委員 そうしますと、修学費納入要領などというものが全部あるわけですね。納入金の内訳というものがちゃんとありまして、授業料から施設費から図書充実費から演習実験費から何もかも全部出ていますよ。それとは別に今度そういうものを取り出すことができれば、これはこの前私が指摘しましたね、大学の場合に、文部省の指導は、一応のめどというのはい三〇%でしよう、定員数に対する入学のめどというのはい三〇%でしよう。それを超えて一四〇%とれば、何もこうした補助金というのはい三六%入れているのですよ。一三〇%という大体のめどを示していますけれども、それよりうんと超えている。しかもこういうことをやれば、何も補助金をこのように削られようが何しようが、要らないということになるのじゃないでしょうか。これは私は計算をしてみたところが、計算では結局、推薦の人あるいは一般の人を総トータルしますと三億八千四百二十五万円入り

ますね。入学せずに一般的に合格通知が来たので払い込んでいく人あたりまで全部含めると、この金額は大体五億円近くなるのです。その五億円と、今度はいま言うように、ここが二千二百二十名ぐらいですが、それを二千九百名入れているわけですから、その差を全部トータルしてやっています。大体補助金なんというのは当てにせずともできるのじゃないですか。どうですか。

○富地政府委員 大学の経営にかかわる問題でございまして、もちろん私立大学の経営、教育研究条件を改善充実してもらうために補助金も有効適切に使用されるべきものだといふことが私どもは理解しております。ただ、私立大学でございまして経費について、たとえば先ほど申しました寄附金の問題にいたしましても、入学を条件とするような寄附金を取ることは私どもとしては困るというのを申し上げておるわけでございます。募集要項で明示をした形で、本学に入る場合にはこういう御協力をお願いしたいといふことを入学者に募集要項で明示をいたしまして、応募する者もそれを承知した上で応募するといふ形であるならば、私立大学一般の経営としては、通常良識の範囲内にあるものであればそういうことは許されるものだといふぐあいに理解をしております。

○中西(總)委員 十五万といふのは、これを見るにほかにたくさんとあつて、たとえば施設費だとか図書充実費、演習実験、保健体育費、そういうものが全部出ているわけですね。そうすると、あとは環境整備だとかという名目をつけさえすれば、これが常識だといふことになつてくれればどんなことだってできるというのですよ。しかもその五億円という金が入ってくるわけでしょう。だから、そういう形のものゝ認めていくといふことになれば、助成あるいは補助金問題がいまクローズアップされているときですから、よほど考えておかなければならぬと思うのです。これは大変重要だから私は言っているのです。あら探しをやっているわけじゃないのです。こうしたことを十分考えた上でこれを許可しておるといふ

ように理解してよろしいですか。

○富地政府委員 先生御指摘の私立大学全体の経営なり補助金の問題は、私どもとしても十分慎重に事態を把握した上で対応しなければならぬ事柄だといふぐあいに考えております。したがって、重要な事柄として受けとめるべきだと思ひます。ただ、本件について、それではこの取り方が適切ではないのかといふ御指摘であるとするならば、その点については私どもとしても大学側に指導をいたしまして、その指導に沿った形で対応したいといふことでございまして、その点についてはなお今後推移を見まして、御指摘のような経営上非常にいいがわしい経理が行われるとか——もちろん寄附金なりそういうものについても経理は明確にしていただかなければならぬわけでございますけれども、そういう学校側の対応を見まして、なお指導すべき点が出てまいりますればその時点で対応を十分考えたい、かように思ひます。

○中西(總)委員 時間が参りましたのでやめますけれども、私はいまのあれでは納得できません。ですから、この次また時間をもらつてやります。以上です。

○養梨委員長 佐藤直君。

○佐藤(通)委員 それでは、前回文部大臣の所信表明に対する質疑の中で教科書問題、今日の校内暴力問題等について質問いたしました。時間十分でありましたので、まず教科書問題、とりわけ五十七年八月二十六日の前官澤官房長官談話を中心にして質問を進めていきたいといふふうに思ひます。そこで最初に、この種の問題、非常にやりとりが複雑でありまして、国民の皆さんも非常にわかりづらいついて思ひますので、いままでの前官澤官房長官談話を中心とする質問のやりとりの議事録を中心として若干整理をしていきたいと思ひますので、当然これは文部大臣といふことになりましてから、そういうことでひとつあらかじめ御了承いただきたいといふふうに思ひます。

○富地政府委員 先生御指摘の私立大学全体の経営なり補助金の問題は、私どもとしても十分慎重に事態を把握した上で対応しなければならぬ事柄だといふぐあいに考えております。したがって、重要な事柄として受けとめるべきだと思ひます。ただ、本件について、それではこの取り方が適切ではないのかといふ御指摘であるとするならば、その点については私どもとしても大学側に指導をいたしまして、その指導に沿った形で対応したいといふことでございまして、その点についてはなお今後推移を見まして、御指摘のような経営上非常にいいがわしい経理が行われるとか——もちろん寄附金なりそういうものについても経理は明確にしていただかなければならぬわけでございますけれども、そういう学校側の対応を見まして、なお指導すべき点が出てまいりますればその時点で対応を十分考えたい、かように思ひます。

○中西(總)委員 時間が参りましたのでやめますけれども、私はいまのあれでは納得できません。ですから、この次また時間をもらつてやります。以上です。

○養梨委員長 佐藤直君。

○佐藤(通)委員 それでは、前回文部大臣の所信表明に対する質疑の中で教科書問題、今日の校内暴力問題等について質問いたしました。時間十分でありましたので、まず教科書問題、とりわけ五十七年八月二十六日の前官澤官房長官談話を中心にして質問を進めていきたいといふふうに思ひます。そこで最初に、この種の問題、非常にやりとりが複雑でありまして、国民の皆さんも非常にわかりづらいついて思ひますので、いままでの前官澤官房長官談話を中心とする質問のやりとりの議事録を中心として若干整理をしていきたいと思ひますので、当然これは文部大臣といふことになりましてから、そういうことでひとつあらかじめ御了承いただきたいといふふうに思ひます。

そこで、ここに議事録がございしますが、昭和五十八年三月二十三日、この議事録を中心に、ひとつ確認をする形で質問をしていきたいといふふうに思ひます。その四ページの上段にありますのが、私申し述べていきますから、大臣よく聞いてください。私の質問に対する文部大臣の答弁という形で、ポイントだけ言っていきますから。

その一つは、「文部大臣は先ほど、是正といふことは適当でないものを正しく改めることだといふことを言われました。この点、まず、いいですね。」これに對しまして大臣は、「通常はそういうふうに使われると私は思ひます。」こういうふううに肯定されております。その次、質問「そうすると、次は「政府の責任において是正する」といふ、ここで使われている是正はどのような意味ですか。」といふことに對しまして大臣は、「是正といふのもやはり同じことだと思ひますね。」といふふううに肯定されております。したがってこれをつなげば、政府の責任において是正するといふことは、政府の責任において適当でないものを正しく改めることだといふふううに思ひます。これが第一点です。

その次に、同じく議事録の四ページ上段、引き続いて私の質問がそこにあります。「だとすると」といふこととでずつとありまして、それは官澤談話の第二項を中心としてさらにそれに沿つて質問を続行したわけですね。それに対して、次の二項目に大臣の答弁が出ておりますが、「それは先ほど来申し上げておりますように、全部の文章の流れから言つて、手続に従つて善隣友好を深めるための措置をとる、いわゆるよりよいものにする、こういうことでございまして。」こういう答弁なんですね。以下ずつとありますが、その間の正しく改めることだといふふううに答弁しながら、いまのところでは、よりよいものにしているのだといふふううに答弁が重なつて変わつてきているわけですね。それはいかなる根拠によるのかといふことについてずつと詰めていっているわけですね。つま

うふうに理解できると思ふのです。それでそのことを中心に第二項をもう一度要点だけを集約して言うならば、この中心になるところは、「こうした点に関する我が国教科書の記述について批判が寄せられている」、その批判が寄せられている教科書の記述について「政府の責任において是正する」、つまり政府の責任において適当でないところを改めていくのだ、これが文部大臣がこの前答弁されたことの集約的な中身だと私は理解するし、それから宮澤官房長官談話の全文の文章から言っても、またこのことが対外的に政府の見解発表としてなされたという経過から言っても、私は当然だと思うのです。

このところをはっきりしないと、せっかくあれだけ国際あるいは外交問題になり、国民の関心を呼びながら、何か国民にわからないままに事が推移しているということになりはしないかと思ひますので、重ねてであります、その点についての、私のいま述べたことについて御答弁いただきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 この問題については、いま速記録を中心にお尋ねのように、前にも申し上げたわけでございますが、いま私の考えは従来申し上げたことに尽きるわけでありまして。いわゆる宮澤官房長官談話、一項から四項までありますが、その三項に、特に私の前にも申し上げておりましたけれども、こういう日中共同声明等の点について配慮する必要がある、こういうことを書いて、そういうことだからこのために今後はかくかくしかじかの手続を経て対応する、こういうことを申し上げておるわけでございます。そのことは、前にも申し上げましたが、宮澤官房長官が、この談話を出された御本人の言葉として、よりよいものにするためにこういう取り扱いをするのだ、こう言っておられますから、そういうふうにおわれも解して措置をとることにしております。そういうために、これは政府の責任においては是正すると申し上げましたが、佐藤さんに申し上げるまでもないこととございますが、わが国の教科書はいわゆる

国定教科書、国でつくるわけではございませんから、著者がつくられたのを初中教育に適当なように、いわゆる検定制度でやっております。こういう法令の手続があるわけでございますから、それに従ってやる。そこで検定の基準というところもそれこそ政府の責任において変えまして、今後の教科書についてはこれに盛り込まれるような趣旨を生かすような進め方をしようじゃないか、こういうことと措置をとって今日まで来ておるわけでありまして。

この間、私は直接の当時の当事者じゃありませんけれども、韓国なりあるいは中国についてはこちらの経緯、制度ということをよく御説明申し上げて理解を得ておる、こういうふうになりましたので、わけでございます。

○佐藤(健)委員 私は漠然とその状況とか経過とか聞いていたんじゃないのですよ。その点ははっきりしてもらいたいのですが、宮澤官房長官の談話というのは現在の政府あるいは文部大臣をずつと行政の筋としてある意味においては拘束するといえますか、これに沿った対応をしないかなければならぬと思うわけですが。しかも教科書問題はまだ尾を引いているわけですから、したがって私は、宮澤官房長官のこの文書全文について、これが根拠になつておるわけですから、これについて文部大臣はどのように考えるかということを知りたいわけですが。

そこで、いろいろございますけれども、先ほど申し上げたように、簡単に言えば、この中の中心は、教科書の記述に批判が寄せられている、したがってそのことに謙虚に耳を傾け、教科書の記述について政府の責任において是正する、こういうことだと思ふのです。その政府の責任においては是正するとは何かというと、これは何過もくどいようですけれども、あなたは、是正するというのは適切でないものを改めるのだ、その中に誤りも含まれるということをやっているのですから、だとすれば当然これは政府の責任において適当でない

ものを改めるのだというふうに理解するのが素直だと思ふのです。私はそう思うのですよ。また、これはいままでの議事録で確認されて、あなたはそういう趣旨の答弁をされている。ところがいま聞きますと、問題ををはっきりするためにこのことについて端的に言う、政府の責任においては是正する、というのは、前宮澤官房長官はよりよいものにするのだという答弁をしているから私もそう思っているのだという趣旨のことをいま言われました。つまり、瀬戸山文部大臣は、前宮澤官房長官が是正するということをやよりよいものにするのだと言っているから私もそう思っているのだというふうにおもうのか、いや私は文部大臣としてこの責任においては是正する、これは正という意味を含めてそう思っているのか、この辺をはっきりしてもらいたいと思ふのです。

○瀬戸山国務大臣 宮澤官房長官がこの談話を出してこの趣旨はどうかと聞かれたときに、よりよいものにするという趣旨だということと申し上げておられる、これはきょう初めて申し上げたのじゃないかと前にもお答えしておりました。私はこの前の政府がとりまいた態度を受け継いでやっておりますわけでございます、その方式に従って改善策を講じておる。

繰り返して恐縮であります、これにも書いてありますが、第三項に、「このため、今後の教科書検定に際しては、教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改め、前記の趣旨が十分実現するよう配慮する。すでに検定が行われたものについては、今後速やかに同様の趣旨が実現されるよう措置するが、それ迄の間の措置として文部大臣が所見を明らかにして、前記二の趣旨を教育の場において十分反映せしめるものとする」、こういう談話の趣旨に従って今日まで措置をとってきておる、こういうことに解しております。

○佐藤(健)委員 後段の方は私まだ質問してないのです、その中心部分をはっきりさせてもらいたいと思ひます。それは、くどいようですけれども、政府の責任においては是正するということにつ

いて宮澤官房長官はよりよいものにするのだと答えている、したがって私もその態度を継続するのだ、こういう趣旨のことを言われておるわけですが。それは文部大臣としてあなたもやはりそう思っているのですか。是正するというのはよりよいものにするのだというふうにあなたも文部大臣として思っているからやっているのか、私は若干進うけれども前の宮澤官房長官がそういうことを言ったから私もそれを引き継いでいるのだということになるのか。私はそこがどうもすんと落ちないわけですよ。というのは、これは是正するということについてあなたは、先ほど議事録で明らかのように、適当でないところを改めるのだということとを言っているのだから、これは矛盾しているのじゃないですか。どうなんですか。

○瀬戸山国務大臣 私は実は矛盾しておることは考えていないのです。

前にもお答えいたしましたように、是正という日本語の言葉はどうだとお聞きになりましたから、通常は改めるのだ、間違つたことを改めるといふふうに使われております、ただこの場合、是正という言葉が使われておりますけれども、この全体の文章の流れからいいますと、いままで繰り返して申し上げて恐縮であります、こういう手続にきております、われわれもそう解しておる、こういうこととございます。そして、外交関係においてそのことを理解してもらつて今日に至つておる、こういうこととございます。

○佐藤(健)委員 どうもこれ、私はあなたが抗弁されることはいいんです。だけれども、一般の国民なり小中学校の生徒が聞いておたら、ちょっと理解できないんじゃないかと私は思うのだ。これは文教委員会ですから、はっきりしてもらいたいのですけれども。

いま是正という言葉を使えば、これは間違ひを正すということがあるのだ、しかし、この文章の中の「政府の責任においては是正する」ということになれば、文章全体の流れからいえば、是正とい

うことはよりよきものにするようになるのだ、こういうことを言われていますね。同じ正という言葉をいながら、是正という言葉はそういうことになるのだが、誤りも正すのだ、だけれども、この文章の中に正という言葉が入ると、よりよいものにするのだということを言っているわけですね。これは矛盾じゃないですか。どうなんですか。

○瀬戸山国務大臣 私、一つの文章を読むとき、あるいは一つの意見を理解するとき、その一字一句だけでは間違いを起こすことがあると思います。全体の文意というものはどこにあるか、こういうことを見てわれわれはいろんな本を読む場合も解釈するわけでありまして、途中に一行こう書いてあったからそれは全部がそうだと、一行にはなるほどそこだけ取り上げますと、そういうふうな解される場合もあるけれども、作者あるいは著者の全体の考え方というものは、その全文を見なければわからない、あるいは一節を見なければわからない、こういうふうには通常考えられておりますから、その理解ができないものではない、かように考えております。

○佐藤(誼)委員 まあ、これは議事録も公になるわけですから、皆さんから判断してもらえばいいと思うのですけれども、ただ、私はどう考えても「政府の責任においては是正する」というこの是正という言葉は、適当でないものを改める、あなたはいまいみじくも言われていましたけれども、誤ったものを正す。しかし、この文章全体の中に是正するという言葉が入ってくると、全体の文脈からよりよいものにするのだ、こういうことですね。これは私はちよつと、どなたが考えても常識的に無理なあなたの答弁だと思つてます。つまり、是正するという言葉が文章の中に入りまうと、適当でないものを改めるといふそのニュアンスといふか、そういうものは全然なくなつちやつて、よりよいものに改めるのだということにすとなつてしまふということが私は無理だと思ふ。

そこで、私はあえてあなたに提言しますが、これは自然な解釈じゃないですか、文脈からいって、是正という言葉はこの中に位置づけて解釈する点からいって、いいですか、「政府の責任においては是正する」ということは、あえて言うならば、政府の責任において適当でないものを改め、よりよいものにしていくのだという、少なくともそういう解釈が成り立つのだという、少なくともこれが国民皆さんのとらえ方、感情として当然の最低のとらえ方だと思つてます。どうなんですか。そう無理ならなくていいですがね。

○瀬戸山国務大臣 物の見方の相違といえども、まあ、それを前提にしてこの談話が出ておる。私もはそういうふうな立場に理解しておるわけでございます。それはわかりたいだけのことではないか、かように考えるわけでございます。現在の制度、法律を踏みにじつて、そう言われたから、こう政府の責任で直すのです、こういうことは言えないのが現状、わが国の制度でございまして、したがって、式に従つて改善を図る、まあ宮澤流で言う、よりよいものにする、こういうことになる、かように考えております。

○佐藤(誼)委員 法律の制度とかそれからこの第三項とかというものは、私は何も質問していることじゃないので、悪いけれども、質問している中心のことからは外れているのです。確かに第三項では、その是正の方式といふことが中身というのか、これを示していることはこのとおりだと思つてます。この点は一致していますね。ところが「政府の責任においては是正する」といふ点は、私はどう考えてみたつて、百歩譲つても、素直な解釈としては、政府の責任において適当でないものを改め、よりよいものにするのだという、これが自然な解釈であり、適当でないものを改め、よりよいものにするための方式、内容といふのが第三項に書いてある、このように理解するのが自然ではないかといふふうに私は思つてます。文部大臣どうなんですか、それは。私はとらえ方として素直だと思つてますがね。

○瀬戸山国務大臣 宮澤官房長官、当時の政府も、やはり日本の現行の教科書に関する制度を前提にして物事を考え、そして国民に談話を発表し、国際関係も話し合いをされたという、これは当然なことでありまして、それを前提にこういうふうな談話を出しておられるのでございまして、これは繰り返して恐縮でありますから、政府の責任においては是正する」という意味は、そういう意味で是正をする、こういうことにわれわれは考えております。

○佐藤(誼)委員 そういふ意味といふのは何ですか。○瀬戸山国務大臣 現在の日本の法制すべてを前提にして改めるという趣旨で談話が出されて、その方式に従つてやつておる、こういうことでございまして。

○佐藤(誼)委員 その日本の法制を前提にして改めるといふことはどういふことなんですか。私はそういうことを聞いてゐるのじゃないかと、改める前提としてある是正といふことが、適当でないものがあるいは適当でない部分を改め、よりよいものにしていく、こういうことではないのかというものを聞いてゐるわけなんです。だから、法制とか何かというのを私は聞いてゐるのじゃないかと、あえてあなたがいま答弁されたことを言うならば、第三項の關係だと思つてます。これはいいですよ、第三項の問題は、これは改める是正の方法なんですから。その前のことを言つてゐるわけなんです。念のためにもう一度言つてください。

○瀬戸山国務大臣 繰り返して恐縮でございまして、(佐藤(誼)委員「これは納得できないのだ」と呼ぶ)私はよく納得しておるのです。一から二、三、四と続いてこの談話が出ておるわけでございますから、全体を見て物を判断しなければならぬ。それに従つて政府としては、また文部省としては措置をとつておる、こういうことでございまして。

○佐藤(誼)委員 私、このことについてはここでやめたいなと思つたけれども、これは是正という言葉を使えば、先ほど言つたように、適当でないものを改める、しかし、この全体の文章を見ると、是正はよりよいものにするのだ、こういう解釈ですね。私は、どう見たつて、これは全体の文章の流れからいって、外交上の経過からいって、そんな解釈にならぬと思つてます。少なくとも私は、あなたが是正といふことを言われているように、適当でないものを改め、あえて加えるならば、よりよいものにするといふ、これが自然なとらえ方だと思つてます。もしあなたが言われるように、是正といふものがよりよいものにするのだといふことであるならば、なぜ自然に改善といふ言葉を使わなかったのですか。あなた、是正と改善は違うといふことを言つたでせう、この前の答弁で。なぜここには是正と改善という使い分けが出てきてゐるのか、なぜ改善としないのか。もしあなたが言われるようなことであるならば、政府の責任において改善する、こういうことにならなければならぬはずですよ。これが一つ。それからもう一つは、是正という言葉が出てきた経過というのは、外交上の問題からさうと尾を引いてゐるわけなんです。これはさかのぼる話になりますけれども、特に中国の側からは、最後の末尾のところ、文部省の検定の過程の中に出てきた教科書のゆがみ、ひずみといふか、それを是正することを要求する、こういうくだりになつてゐるわけなんです。これは文章を正確なもつていませぬけれども、その是正という言葉にこたえてゐる形で対外的には正という言葉がこたえてきたといふのは、これは国民が等しく見る常識じゃないですか。したがつて、ここにあなたが言われるような流れとしての解釈ということになれば、改善といふ言葉を使われるはずですよ。ところが、いま言ったような一つの外交上の経過からいって

も、それからその当時の対応の仕方からいって、当然は正という言葉が使われるべきであつて、しかもこの是正というの、百歩譲つてもあなたが是正という言葉に答弁されているように、誤っているものを、あるいは適當でないものを改めてよりよくしていくのだという、少なくともこれは一つの常識的な考え方ではないのかというふうには私は思ふわけです。したがって、宮澤官房長官の談話を引き継いで行政を行っているあなたとしても、少なくともこのくらいのとこらえ方をすべきでないかというふうには私は思ふのですが、重ねてどうですか。

○瀬戸山国務大臣 私がこの談話あるいは取り扱いは理解しておるのについて、それなら改善と書いたらどうだ、それはその当時この文章を起草された人の考えですから、それをとやかく言うわけにはまいりません。しかし、繰り返すようでございますが、この第二項に、中国や韓国からの教科書に対する異論が出て、それについて改善といいますが、是正する、それは繰り返すようであります。日本の教科書作成の制度に従つて改める、こういうふうになつておるわけでございますから、そういうやり方をしよう、こういうことでございます。

○佐藤(健)委員 それじゃ、それ以上のところは、国民的な関心と呼んだ教科書問題ですから、議事録も公的に残りますから、国民の皆さんに判断していただきたいのですが、それは非常に無理な解釈であつて、いまの外交上の経過からいってもこの談話が発表された全文の流れからいっても無理な解釈だと私は思ふ。私が素直に解釈するならば、少なくとも百歩譲つてもこの部分については適當でないものを改めよりよいものにするという、これが第二項の結びの趣旨だというふうには私は理解します。

そこで、それとの関連で第三項の問題に入っていきますけれども、この第三項の「このため、」つまり是正を行うため、このため、検定の基準を改めて昭和五十七年度の検定から適用する、このこ

とについてはいいわけですが、すでに検定済みのものについては、ここには文章化されておられませんけれども、その後の経過を見れば、五十六年度検定の教科書、つまり五十八年度から使用される高校の歴史教科書、このものについては検定を一年繰り上げて五十八年度検定に六十年から使用する、そして五十八年度、五十九年度は言うなればそのまま使用していくのだ、こういうことを言っているわけですね。ところが、簡単に言ううと、五十八年、五十九年そのまま使用するというこの教科書は、第二項の是正、つまり適當でないものを改めよりよくするというところから言ふならば、適當でない部分を改めよりよくするという趣旨でその箇所については直ちに直していくべきだと私は思ふのです。その直す方法は、教科用図書検定規則第十六条第四項の正誤訂正でやるべきだと私は思ふのです。

第四項は御承知のとおりの中身になっていきますから、学習上不適切ですか、ちょっと私も持つていませんけれども、こういう条項になっていきますね。私は、そういう流れになつていくと思ふのです。そこをそこを覚えて、これは間違つていないものでないし使用にたえ得ないものでもないから、二年間がまんしろ、いずれそのうち直しますよというふうなことで、それは文部省の一つの自分たちの殻の中の筋論としてはいいかもしれぬけれども、国民はなかなか理解がすんと落ちないし、現場の教師、子供は戸惑うだけだと思ふ。直すべきものはほとんど直した方がいい。早く直すべきだ。しかも直す手続は、先ほど言つた検定規則の第十六条の第四項でやるのが自然だと私は思ふ。こういう流れが外交問題なり国民が関心するんだその教科書に対する正しい、しかも納得のいく対応の仕方ではないのかというふうには私は思ふのですが、どうですか。

○鈴木(勲)政府委員 ただいまお挙げになりました第三項でございますが、これはやはり大臣がお話しただきましたように、二項を受けまして、その内容としてこのような手続なりこのような措

置をとるということでございます。この件につきましても官房長官談話が出されました翌日の衆議院の文教委員会におきましていろいろと御質疑等がありまして、そのとき小川文部大臣から、これはいろいろ問題になりました箇所につきまして、それぞれ理由があつて検定をしたものでございまして、間違つてはいないというところをお答えしているわけでございますが、ただこの二項等に書いてございすように、中国なり韓国から批判を受けたという事実を受けとめまして、それをよりよきものに改めるという趣旨からこのように三項に定めるような措置をとるということでございます。そのような点についての批判を受けてよりよきものに改めるという観点から検定基準等も改めまして、そして手続に従つて著者が申請をしたものについてそのような配慮を加えてよりよきものに改めていく、適當なものに教科書を仕上げていくということをやっているわけでございます。その内容につきましましては過般来の文教委員会等の質疑におきまして明らかにしているのとおりだというふうには考えます。

○佐藤(健)委員 ちょっといま、間違つておつたから直すのではない、こういう趣旨のことを言われましたね。私はあえて間違つたことを言われないのです。大臣も、適當でないものを改めるといふ、そして適當でない中では間違つたものも含めております、こういうことを言われたいとおりますけれども、適當でないというの、事実上即ち言へば、事実が間違つていいるという場合もありませんか、この場合で言へば対外的なアジア諸国との善隣友好の配慮からいって適當でない、そういう場合もあるのです。ですから、適當でないものを改めよりよくするのだというの、そういう趣旨で言っているのだであつて、そういう点から言へば、あなたの方で無理してそんなに

たくさんならなくても、外交上の配慮からいってもその記述は適當でないし、教育的な配慮からいっても適當でないというふうな部分を改めてよりよくする、これは私はやぶさかであつてはならないと思ふのです。そのために、二年間無理してそのまま使わせておく、いずれ改めようというのではなくて、せつかくそのための検定規則十六條四項もあるのですから、かつてそういうことのために改めた例もあるのですから、当然そういう形で改めた例ではないかと思ふわけです。そういう扱いが国民の皆さんも納得できる扱いではないのかということ、私はあえて質問という形で意見を述べているわけです。私はどう考えても、あなたの方で持っているのは無理な解釈であり、無理な取り扱いであるということを言わざるを得ません。

そこで、あえてそれに関連して言いますけれども、その第三項の後の方に「それ迄の間の措置として文部大臣が所見を明らかにして、」以下云云、こう書いてあります。つまり文部大臣の所見並びにその具体的な措置としては文部広報に挙がつております。これなどを見ますと、この官澤談話全体のその当時の趣旨から言つて、本来から言へば補完のための経過措置としてこれは文部大臣が述べるべき内容だというふうには理解していただくのが自然だし、そのとおりの方だと思ふのです。ところが実際に出来たところの談話なり文部広報を見れば、背景説明、経過説明であつて、扱い上についてこのような扱いをするのだということが酌み取れないような内容と記載になつていわけですね。それでは現場の皆さんが、いずれ二年後には改まるのだけれども、はてどのような形で二年間の教科書を扱つたらいいのか、これは現場の判断だということをやうけれども、私はきわめて無責任ではないかと思ふのです。文部省としては自分たちの筋が通つたということだけで、戸惑いをするだけです。そんな不親切な教育行政は私にはないと思ふのです。どうなんです

か。

○鈴木(勲)政府委員 この点につきましても、こ

れが経過的な措置というふうに解釈される立場

と、すでに官房長官が談話を出されましたときに

補足の説明をしておられますが、この文部大臣の

所見ということにつきましても質問がございまし

て、これは教科用図書検定調査審議会の議を経て

教科用図書検定基準の一部改正が行われるのを待

ち、日韓共同コミニケ、日中共同声明の精神が

学校教育の場においても尊重されるべきことを文

部大臣が声明し、全国の小学校、中学校、高等学

校、大学並びに各都道府県及び市町村教育委員会

等に配付される文部広報に発表し、周知徹底を図

ることとするということが補足説明でございまし

て、経過的な措置ということではございませ

で、文部大臣がその間に何もしないということでは

なく、所見を明らかにする、その所見を明らか

かにする内容、方法は、文部広報にそのようなこ

とを声明して載せる、それを配るということでご

ざいまして、そのことはこの過般の文教委員会

等の御質疑におきましても明らかにされておるわ

けでございまして、二年間の間は何かもしない、何

らの措置も講じないということではございませ

で、このような所見を文部広報に載せて配りま

す、そういうふうに官房長官がこの談話を発表さ

れましたところで明確に述べておられるわけでご

ざいまして、その方向に従って、私どもとしては

文部大臣の談話が出され、文部広報にその趣旨が

載っているというふうに考えるものでございま

す。

○佐藤(誠)委員 その部分も見解が違ふ部分であ

りますが、先に進みます。

そこで次の問題は、昭和五十七年度の教科書の

検定が行われたと聞いておるわけです。もちろん

これは社会科歴史教科書についてです。ところが

その検定の基準が改正される以前、つまり十一月

二十四日以前に検定された社会科歴史教科書につ

いては、簡単に言えば従来のままの検定がされ

改正された十一月二十四日以降、それ以降例の

「侵略」という記述に戻すように訂正を求めたと

ころが拒否された。つまり十一月二十四日、検定

基準が改正される以前に検定された五十七年度の

社会科歴史教科書については従来のまま検定され

ていて、そして検定基準が改正された後に、例の

「侵略」という言葉に訂正をするように申請をし

た、そうしたらそれが拒否された、こういう事実

を新聞で私は読んでおるわけです。この点、事実

ですか。言っていることの意味はわかりますか。

○鈴木(勲)政府委員 具体的な検定の内容でござ

いますのでつまびらかにすることはできないわけ

でございましてけれども、そのようなことがあるは

は新聞に出たかもしれないが、私どもとしては

詳細、そういうことがあったということは聞いて

おりません。

○佐藤(誠)委員 担当の方もいると思いますが、

新聞にも出てここにもあるのですけれども、これ

を担当の局長が全然知らないというのはいささ

おかしいですね。三月三十一日ですよ。朝日新聞

にも出ています。それで担当の方もいると思

うのですが、どうなんですか、わからぬですか。

○鈴木(勲)政府委員 新聞には著者なりいろいろ

な立場の方々からの話として、取材の形を通じ

まして出ることがございますけれども、ただいま

五十七年度検定をやっている最中でございま

して、その一々について明らかにするということな

時期ではないわけでございますので、差し控えさ

せていただきますと思います。

○佐藤(誠)委員 時期ではないということをお言

われますけれども、いつこれが公になって公的にな

るかちょっとわかりませんけれども、もしそう

だとすると、私はこれまた大きな問題が後に尾を

引くと思うのです。そうだとすると、という前

提ですがね。なぜかと言うと、この五十七年度の

検定で、これは当然「侵略」とは正されていくだ

ろうそのものが、「侵入」「進出」ということでそ

のままになっている。その教科書は五十九年度か

度の検定です。五十九年度からこれはずっと使

われていく。ところが検定はいつになるかとい

うと、二年後であれば五十九年、一年繰り上げ

で、三年後であれば六十年です。五十九年の検定

だとすれば六十年に新しくなるわけですね。六十

年の検定であるとして六十二年から新しいもの

として使われていくわけですね。そうなりますと、

六十年、場合によっては、長ければ六十二年ま

で「侵入」「進出」ということで教科書はずつと

使われていくのですよ。いま五十八年度です。か

ら、五十九、六十、六十一、四十年間ですよ。これ

はあなたの先ほどの第三項の扱いからいけば、こ

うなっていくだろうと思う。こんなことが許され

いいのかわかるのです。文部省としては検定の枠

内だということ、自分たちは筋を通したかた

々な答弁をするかもしれないけれども、国民の皆

さんから言え、当然置かれるべきものが四年間

もそのまま放置されて子供に使われておいて、子

供はそれのうちもう高校を卒業してしましますよ。

仮定の問題ですから私はそれだけにとめておき

ますけれども、こういうひずみ、ゆがみがたくさ

ん出てくるということですね。これは文部大臣、あ

えて言いますけれども、あなたがこの第二項とい

うものをよりよいものにするのだ、よりよいもの

にするのだという答弁を繰り返しているから、こ

のようなひずみ、ゆがみがずっと出てくる。これ

を私が言うように——私は誤りという言葉を使っ

ていないのです。適切でない部分、適切でないも

のは改めてよりよいものにするのだとなれば、幅

のある扱いができるはずですよ。私はそのことをあ

えていまから指摘しておきたいし、このことは事

実が明らかになったときに改めてまた行いたい

と思います。

そこで教科書問題について、私は最後に、当然

これは教科書の中身、記述の中身に問題になった

ことはそのとおりなんです。同時にこれは検

定制度そのものも問題になっていると思うので

す。これは発端になった外交上の経過からいって

の例の申し入れ文書がありまして、これは外務省

で翻訳した文書ですから御承知だと思ひますが、

これにこのように書いてあるのです。七月二十六

日の分には、「日本文部省は高校、小学校の歴史

教科書の検定にあつて日本軍国主義の中国侵略

の歴史を書き改め、以下云々と書いてありま

す。つまり、書き改めたという記述の内容を問題

にし、申し入れされていますが、文部省の検定に

当たつてということ、ここがセットになつてい

るわけです。最後の部分の「文部省検定の教科書

の誤りを訂正するよう希望する。」というように

「文部省検定」というものがくつついていくわけ

です。それから重ねて来た八月五日、これも同じ

うです。「七月二十六日、中国文部省は日本文部省

が教科書検定の過程で」ということで「教科書検

定」というのが必ずついていく。最後にも「日本

文部省の教科書検定における誤りを是正するよう

中国文部省は要求する。」こうなつております。

ですから、検定そのものは必ず書いてはおりませ

んけれども、検定とのかかわりで記述の誤りを是

正するようになつていくことを言っているわけです。

そういう点から言うならば外交上の配慮、あえて

言うならばアジアの近隣諸国と善隣友好というこ

とを前提にしてずつとやってきているのです。か

ら、そういう配慮から言うならば、検定制度その

ものも私は見直すべきであるし、あるいは少なく

とも検討すべきだということに私は思ひます。

それからもう一つは、この教科書問題がグロー

ズアップされて国民の関心を呼んで来た、そのと

きに教科書の検定についての報道がいろいろな

された。そのときに国民の世論としては、その非公

開性や密室性に対して大変な批判が出てきた。そ

の程度の問題はあるでしょうけれども、これは何

らかの形の公開制度をやはり貫くべきでないか、

公開すべきでないか、こういう議論がやはりなさ

れている。それからこの間の新聞の記事で、私も

確かめたわけではございませんけれども、新聞の

報するところによれば、この中で教科用図書検定

すね。それで第二部会長の白石さん、会長の名取さん、これも辞任のうわさというふうに新聞にある。つまり、これにはいろいろあると思うのです。その新聞の報ずるところでは、政府の責任で訂正する、事前に審議会の審議に梓を促したというこの不満もあったということが言われている。いろいろこういう審議会の構成の問題、それから人選の問題、それから現にそういう委員の方がやめているというふうなことを考えてみますと、ゆえなきものではないと思うのです。私は、この際どういう形で検討し、どういう形に改めるか、これは問いませんけれども、この際やはり教科書検定制度的に検討し、しかるべく国民の要望にこたえるという形があつていいのではないかと。この点どうですか。

○鈴木勲(政府委員) 教科書の検定についてのお尋ねでございますが、まず検定の内容を公開すべきであるという御趣旨につきましては、現在の検定の制度が文部大臣が検定を行うわけでございまして、その際には教科用図書検定調査審議会の答申に基づきましてそのとおりにそれを尊重して検定をしておるということでございまして、か、あるいは教科用図書検定基準というものを公示いたしまして明らかにしているわけでございしますが、そういう物差しによって客観的な判断をしながら、それに教育的な配慮を加えてやっておりますというところでございまして、あるいは個々の検定についての意見につきましては、著者なり発行者等に対しては具体的にその理由を明らかにいたしまして、必要な場合には録音をとらせるということも認めているわけでございしますので、この検定を進める上の当事者と申しますか、そういう者間における問題はないわけでございします。それをなおさらに一般の国民にすべて明らかにせよというところにつきましては、私どもとしてはどのような公正な手続に従ってやっております、そのようなデュープロセスと申しますか、そういう手続も保証されている事柄でもございしますので、これを明らかにすることはできないということと同時に

に、このことによりまして、教科書の採択という観点から見ますと、教科書の内容についての採択の公正が阻害されるということがございまして、従来からこれは差し控えていただくといい方針でいるわけでございします。

なお、このような問題も含めまして、教科書検定あるいは採択、発行等教科書制度の基本的なあり方につきましては、ただいま中央教育審議会におきまして検討をされているわけでございします。で、中央教育審議会におきましては、いろいろな御意見が出されていることを勘案して、慎重に今後の検定も含めまして教科書制度のあり方について検討が進められておる段階でございしますので、その答申をいただいて私どもとしては行政的な対応をしなければならぬというふうには考えておる次第でございします。

○佐藤(委員) 事務レベルの考え方といふことが出されたので、これは大枠としてきわめて政治的な判断を必要とする内容だと思つて、具体的なことは別ですよ。そこで、瀬戸山文部大臣、いまの教科書検定の現在進めていることが全然検討の余地ない、完全無欠とは言わないけれども、このままではいいのだということになるというふうにお考えなのか。やはり国民のいろいろな疑問もあるし、あるいは意見もあるし、この際、中身は別としてやはり検討すべきだというふうに考えられるのか、その辺どうなんですか。

○瀬戸山(文部大臣) 教科書の問題のみならず、事教育の問題については検討すべき問題たくさんあると思ひます。教科書検定については、いま局長からお話しになりましたいろいろな技術的な問題もありまして、これは教育の基本に関する問題でありますから、できるだけ国民の皆さんの信頼を得られる教科書でなければならぬ。そういう意味で、いまあらゆる観点から審議会等で検討してもらつておりますから、その結論をいただいて、衆知を集めて改善すべきところは改善したい、かように考えております。

○佐藤(委員) それでは次に、例の非行、校内

暴力問題について質問をしていきます。私は、時間もかなりなくなつてきましたので端的に質問していきますから、なるべく要領よく端的にひとつ回答していただきたい。

最近の少年非行を見ると、資料を見ますと、昭和五十七年度は若干校内暴力は減少しております。しかし、刑法犯少年それから教師に対する暴力の増加など全体的には増加傾向にある、あるいは増加の傾向は衰えない。また、非行が非常に粗暴化し、悪質化してきているというのが、私は大体最近の少年非行の特徴でないかというふうに思ふのですが、どうですか、端的に言つてそういうところですか。

○鈴木勲(政府委員) いまお話しになりましたような点があるかと思ひますが、改めて申し上げますと、中学生の増加など非行の低年齢化の傾向が一層顕著になつていゝことが一つございします。

それから非行の内容につきましては、万引きでございしますとかあるいは乗り物盗など、手段がかなり容易で、動機が単純な非行が増加している、それから中学生による校内暴力事件、特に教師に対する暴力事件が増加している、またその手段もかなり悪質なものになつていゝというふうなことが指摘できようかと思ひます。それからそのほかのシンナーとか覚せい剤とかそういうような方面につきましても、その乱用の傾向が増加をいゝというところが指摘をされております。

○佐藤(委員) 大筋は私が言つたようなことと流れとしては変わらぬというふうには思ふのですが、そこで文部省も手をこまねいておつたわけじゃありませんので、私が得ている資料では、昭和四十九年十月七日付の例の四百三十五号通達です。それから来ずつといゝいろいろな通達を通じて関係機関、教育現場を指導されているわけですが、これをすつと見ますと、ごく最近のものでは昭和五十八年三月十日の通知があるわけですね。こういうふうないろいろな指導されてきてはいるのだけれども、先ほど申し上げたように、少年の非行は傾

向としては減つていない。私は、すべて文部省あるいは文部行政の責任とは言わなければいけません、やり方についてはやはり反省すべき点があるのではないかと、私はそのように思ふわけですね。現に量も減つていないわけですし、質も悪質化しているのは皆さん御承知のとおりですから、この際指導のあり方を反省してみることがあるのではないかと、いゝように私は思ふわけですね。

そこで、具体的な例として申し上げていきたいのですけれども、最近の五十八年三月十日の「校内暴力等児童生徒の問題行動に対する指導の徹底について」という通知が出ていますね。ここにありましても、この通知をすつと見ていきますと、簡単に言えば学校の管理運営の点検と指導に重点が置かれていゝわけですが、このことだけにウェイトを置いていゝ効果を上げることはなかなか困難だろうと私は思ふわけですね。特に「点検項目」などを見ますと、本日に今日の少年非行あるいは校内暴力の真の原因を探り当てようとしていゝ点検の項目なのかどうか、私は疑問を持たざるを得ないわけですね。

長いのですが「別添」を説きますと、すつといきまして指導の「点検項目」として「校務分掌」といゝ項目があります。その中に、たとえば①「校務分掌組織はどうなつていゝか」以下すつとありまして、③の「主任の命課の時期」といゝのはちよつと意味がわからぬですけれども、そこに「校長は主要な役割を果しているか」、④に「主任には、年齢、指導力などの点で適格者が選任されているか」、⑤「主任は充分その機能を果しているか」といゝふうには、学校の管理運営のその部分だけに焦点を当てた点検指導になつていゝわけですね。

私は、これは不必要だと言つていませんよ。こういう形だけで、つまり事が起きたときに、学校の管理運営指導といゝところに焦点を当てた指導のやり方であつた今日根の深い少年の非行、それから校内暴力の問題を本日に長期的にこれを是正し、なくしていくことができるのかどう

か、私は疑問だと思ひます。この通達を見ると大
体そういう流れになっております。その辺も少し
考えなければならぬのじゃないか。あな方も
原因が多面的だということを言われるのですか
ら、そういう扱いだけではなくて、なぜこういう
少年非行、校内暴力問題が出てきたのか、その背
景までえぐった形で対応し、そして指導してい
かなければ、これは後追いに追われるのではない
か。という感じがしてならないのですが、どうで
すか。

○瀬戸山国務大臣 少年の非行といひますか、現
状は先ほど佐藤さんが御指摘になったようなこ
とで、非常に憂えておるわけでございます。

実は私、文部大臣就任後、いまおっしゃったよ
うに、文部省としては従来から責任上一生懸命文
教行政に努力してこられたことは間違いないこ
とであります。そればかりでなくて、よいいな
とでありまして、法務省も総理府もいろいろ
の対策を講じてきておるわけでございます。そ
れでもなおかつ余り減る傾向はない、むしろ粗暴化
する傾向がある。これはいろいろな原因が
あると思ひますが、こゝろで一体どこに根本原
因があるのか、そういう点も全部こゝで洗い直
して、過去にあれば努力したのになおかつ必
ずしも効果が十全でなかった点は反省しながら
検討する必要があります。こういうことで十項目ばかり
私が気がついた点も取り上げまして、文部省事務
当局にいま検討させております。これは中長期に
わたるところもあると思ひますが、たとえば受験
のあり方、試験のあり方あるいは教科の内容はこ
れでいいのかどうか、これは相当大問題でありま
すけれども、余りにさまざまじい状況が青少年の中
にあるという、この原因をもう少し分析して
一つずつ解決していくということをしなさいと、従
来一生懸命やっておったのがそれほど成果を上げ
ておらぬところに反省の必要があるのではない
か、こういうことで現在やっておるところでござ
いまして、細かい問題については局長から御説明
をいたさせます。

○佐藤(館)委員 いや、時間がありませんから大
臣の答弁だけでいいです。真摯に取り組んでい
るというところは私も認めますが、そのやり方と攻め
る角度の問題があるような気がしてならないので
す。というのは、先ほど言ったように指導通達
はいろいろ出されておりますが、たとえば三月十
日の通知では、長い文章ですからあれですが、そ
の中段あたりに「学校に対しては、重点的に、学
校の管理運営の全体にわたって、必要な指示や指
導を行い、以下云々とありまして、その管理運営
全体の指示や指導のための点検項目として先ほど
のようなことがある。どうしてもこういう形にな
る。これは一面的ではないかということをお私にあ
えて指摘したいわけです。

それからもう一つは、いま文部大臣がいろいろ
な研究なり提議をされていられると言われましたが、
ここにたくさんあります。私、資料を持っており
ますが、たとえば昨年の豊かな心を育てる施策推
進会議の設置以下云々ですね。それから例の総理
府の青少年問題審議会の答申もありません。いろ
いりありますが、大変いいことを書いてあるの
です。私も賛成な部分があるのです。特に総
理府のこの答申などは、現状のとらえ方、あるべ
き論としては非常にいいことを言っているのだ
です。

長いですから一、二だけちょっと言いますと、
「今日の社会においては、学歴偏重の風潮が強く、
そのための受験競争等から教育における知・徳・
体の調和が崩れる傾向が見られる。こうした学歴
偏重の風潮は、父母はもとより、学校、教師にも
広く影響を及ぼしている。親や教師は、児童・生
徒の個性や多様な能力を引き出す努力を払うべき
である。」、このところですね、この辺は私はそ
うだと思つておる。特に、学校及び教師は、こ
うした学歴偏重の風潮に流れることがないよう
積極的に努力すべきである。」、すべき論です。そ
れから次のところに出てくるのですが、「常に魅
力のある学習指導と人間味にあふれた生徒指導を
行うのがその基本でなければならない。特に、児

童・生徒の発達過程に応じた学習態度や生活態度
の育成が行えるよう努力する。」云々、大変結構
です。

それから、指導の中にも私も賛成な部分がある
のです。たとえば、これは五十五年十一月二十五
日の文部省の通知ですが、その「記」の1「児童生
徒が学校教育に不適応を生じて問題行動に走るこ
とがないよう、」とありまして、その後「児童生
徒が指導内容について十分理解し、興味・関心を
もつて意欲的に取り組むことができるようにする
こと。」それから「児童生徒の個性や能力に応じ
た指導を行い、その一層の伸長が図られるように
すること。」と書いてあるのです。大変いいです
よ。

ところが私が言いたいことは、こういうことが
現場において、現場がなじむ状態になっているの
かどうかということなんです。個性を伸ばせとか
一人一人の能力に応じて引き出せとか言つた
て、教育の現場はそれが定着するよう、なじむ
ような状況になっているのかどうか。たとえば馬
が大変病氣している、これはやはりニンジンや食
わされるべきだ、ホウレンソウを食わせるべきだ
というべき論はありますよ。ところが、その肝心の
馬がニンジンもホウレンソウも食えないような状
態になっているのに、べき論を述べたてしやうが
ないと思ひます。極論を言うならば、こう
いうべき論は大変結構なだけども、教育現場
の状況から言つてこれはなじまない、なかなか
み合わない状況にいまなっているのではないかと
いうふうに私は言わざるを得ないわけです。

皆さんも御承知のとおり、学校の一面を見れ
ば、この間文部大臣が言われたように、言うなれ
ばテストと塾通いでしやう、偏差値と輪切りでし
やう、それに伴う落ちこぼれでしやう。つまり、
受験競争のつばの中で生徒も教師も振り回され
ているのですよ。個別指導とか知・徳・体で能
力を引き出すなど言つたって、やる余裕がない
のです。さらにその背後には、おれの子供は大学
に入りたい。大学じゃないです、もっと言うなら

ば一流大学や有名校に入りたいのです。これが受
験競争のもとなんです。こういう教育ママの目が
光っているのです。これが現場の実態じゃないか
と私は思ふのです。このことを考えるときに、
いま言つたようなこと、個性を伸ばせ、能力を引
き出せと言つたって、なかなかなじまない状況に
現場はなっているじゃないか。そうすると、ここ
からどうあるべきかというのを述べながら提
言し、指導していくと同時に、やはり現場を、受
け皿を改革していかなければならぬのではない
か、私はそう思ふわけです。確かにこの間も私
たちが東京都の十何中でしたか、十二中を見ま
した。いろいろ勉強になりました。それは非常に
よくやっているとあります。教師の涙ぐまし
い努力によつて。しかし、おしなべて言うなら
ば、そういう状況にあるということを事実として
認めながら、それによってやはり軟着陸させてい
くかというのを考えない、幾らべき論や指導の
ところを強めようと言つたって無理ではないのか
と私は思ふわけです。

そこで、時間もなにかですから、私はあえて私の
見解を述べながら、後で文部大臣の見解を聞きま
す。

私はいま申し上げたような、あえて言うならば
教育の荒廃そして非行、校内暴力の温床をつくり
上げているのは何か、学歴偏重の社会とそれに結
びついた過熱した受験競争だ、このことは否定で
きないと思ひます。これがすべてとは言
いません。学校もあれば、私は学校の中の過熱
した受験競争ということに焦点を当てて言つて
いるわけですね、そのほか、つまり高度経済
成長とともに変わってきた社会環境の問題もあ
るし、核家族の家庭の問題もあるし、いろいろあ
ります。ありますが、あえて私はそこに焦点を当
てたいわけです。

そこで、この過熱した受験競争が現場にどうい
うひずみやゆがみを与えているか、私なりに言う
ならばテスト主義と幼児からの塾通いでしやう。
これがたとえば体力の低下や情緒の不安定を招い

ている大きな要因だと私は思う。それから一方においては偏差値、輪切りの教育です。テストのドリルです。そこから出てくるものは私に言わせれば差別と選別、一方においては管理強化、つまり一定のレベルに乗せてとにかく受験競争を走らせるという、その結果不適応な子供が出てくるのはあたりまえだと私は思うのです。いみじくも指導の中で、不適応な子供云々ということが先ほどありましたけれども、これは当然出てくるのです。私から言えばそれが落ちこぼれであり、落ちこぼれの子供は差別感と自信喪失になっているのです。当然そういうものは出てくるのです、必然的に。また、現にありますが、そういう落ちこぼれな差別感、自信喪失にさいなまれた子供、反抗すれば非行、暴力になると私は思う。無気力になれば登校拒否と孤独感にさいなまれることになる。私は思う。そういう一つの状況下にあるのではない。これは私は思っていることではない。たとえば非行暴力生徒の調査ということで、この前も挙げましたけれども、昨年の十二月二十六日の警視庁調査、その逮捕、書類送検された中学生百九十人、これを見ると、家庭環境はいずれも、両親もおりますし、中流以上の家庭です。ところが、そういうふうな書類送検、逮捕された子供、この百九十人のうち、クラスの十番目以下八三%、そして本人の意識としては授業がわからないうい、ついていけない、差別されている、不信感、こういう子供なんです。そういうことを考えますと、そのよって来る原因というのは、われわれは本当に突き詰めていかなければならぬと思うのです。ここに焦点を当てなければならぬのではない。

それでは、時間の関係がありますから続いてきますと、過熱した受験競争というのはなぜ生まれてきたのか、偶然に生まれたのかどうかということ。つまり、今日のいわゆる学力テスト中心の過熱した受験競争を引き起こしたものは、これは学歴偏重の社会的風潮、もちろんあります。次が重要なですね。同時に高度経済成長政策の

一翼を担ってきた能力開発政策、つまり教育行政の責任もまたあったのではないかと私は思うのです。このところ、これはきょうやきのうでできたものじゃないのですけれども、こういうところまでさかのぼる必要があるのではないかと。私はあえて言うならば、いま学歴偏重の社会と言った、これはどこでもあると思うのです。親の気持ちになれば有名大学に入れて将来有利な方向を歩ませたい、これは親としての人情ですから、これは否定するものでもありません。そういう意味では、親の願ひというのは大学進学ではなくて有名高校に殺到するところにある、それが過熱した受験競争の一つでもある。そうすると、有名大学に入りたという、入るための受験の競争が起る。そのためには何をやるかという、学力テストに強くなる子供です。もっと具体的に言えば、私に言わせれば知育偏重の学力です。知識、知育偏重、あえて言うならば知的能力をドリルする教育です。もちろん教育にはよく言われるように徳育も体育も社会性もいろいろありますけれども、やはり中心は、有名校に入るために、この受験競争、つまり知的能力、知育偏重の学力、もっと具体的に言えば知育や体育は捨てるも偏差値を上げる、テストに強い子供、これでもってやっていくわけですね。そういう受験体制になっているのです。

ところが、この間、教育の問題についてNHKの放送がありました。私は非常に興味深く思いましたのは、ハーバード大学の入学、ケネディ大統領は日本流の偏差値で言えば大変低いのです。ところがあえて入ったという。それは彼の徳性と個性と社会的な行動、つまり日本という特別教育活動ですね、そういうものが総合的に判断されて彼は入った。もし日本流の偏差値尊重のやり方だったケネディ大統領はハーバード大学に入らなかったであろうということを言っている。しかし彼は入った、ああいうふうになった。しかし一方、日本流で言えば大変知識の豊かな、そういう女の子が、社会性が欠如をしているということ

入れなかった。

そういう知識の偏重、知的能力をもって大学に入れるというこのことは、私はあえて言うならば、国民所得倍増論というのが昭和三十五年の十二月にできました、この中にこういうことが書いてある。「経済政策の一環として、人的能力の向上を図る必要がある。」と書いてあるのです、国民所得倍増論の中に。本もありましたけれども、この本がそうです。その当時の本なんです。この中に書いてあるのです。これ、古い本ですね。そして「人的能力の向上は国民全体の教育水準を高め」云々とあります。つまり教育政策の一貫として人的能力の向上を図る、そのために教育水準を上げる、教育の役割、こうなっておるのです。ね。それからその後の昭和四十年の中期経済計画の中では、「指導的役割を果たすハイタレント養成のための高等教育の充実」、ハイタレントという言葉が出てきます。そして、その次に続いて「ハイタレントの資質を有するものを、重点的に選択し、その養成のために必要な大学を充実しなければならぬ」と言っている。つまり簡単に言えば、経済成長、経済政策のために、技術の向上、そのための言うならばマンパワー、知的能力の開発、そしてそのために教育は任務を担う。簡単に言うてそういう流れだと思ふのです。つまり言うなればいまの考え方は、すぐれた能力を選択し、すぐれた大学に入れて養成する、マンパワーポリシーです。そしてその卒業した者は指導的役割を果たして経済の発展に寄与する。ずっとこの流れですよ。そして経済の発展に寄与する、こういうことですね。とすると、すぐれた能力の選択というこのことはどういうことかと言えは、つまりこういう人がすぐれた大学に入るわけですから、そうするとすぐれた能力の選択というのはいま申し上げたように知的能力、学力テスト、偏差値の高い者、これが入れるということになりますから、もっぱら学校教育はここに焦点を当てた形でやってくるわけですね。そして、よい大学に入って、指導的役割、経済発展

に尽くす、そういう分野に教育の役割、任務が位置づけられているのです。この中でちゃんとです。それから私は、今日の学校の受験競争、つまり偏差値教育といましようか、そういうものは偶然に出てきたものではなくて、やはり高度経済成長、そして経済政策と教育の任務という結びつきの中から、そういう知的能力を引き出し、育て、大学に入れて経済発展に役立たせる、こういう側面と切り離すことはできないと私は思うのです。ですから、そういう点から言うならば、時間になったからやめますけれども、非行、校内暴力に対する対策は、教育の荒廃に対する対策であると同時にそれは過度の受験競争、それから学歴社会の風潮を改めさせること、同時に教育を本来のものに改めるということと深くかかわらなければ、私は今日の非常に根深い非行や校内暴力を将来にわたって本当になくしていく営みということではないか、教育の基本的見直し、それは人格の完成であり、平和な国家、社会の形成者というこのことに基本を置いてもう一度、教育は手段ではなくて本来目的だ、あえて言うならばそういう観点に立ったことを考えなければならぬのではない。それから第二番目は、学校教育の改革、教育内容をゆとりのある全人教育という形からもう一度つくり直さなければならぬ、それから、指導を實際行う教師集団としては、管理型ではなくて自治型の指導体制を確立していく、そういうものが私は必要だと思ふ。私もこの間、中学校を見ましたけれども、大変がんばっております。しかし、どちらかといえば管理型で校長が張り切っているからとにかく学校全体がエンジンが回っている。しかしそれが息切れしますと、かつての千葉県の流山中学校の校長の自殺というふうなことになるかと思う。こういうことでは私は続かないと思ふのです。その辺をやはり抜本的に考えなければならぬのではない。

それから第三番目は、私は何と云っても教育諸

条件の整備だと思ふ。それは行き届いた教育、個別指導というふうに行われておりますが、そのためには過大の学校の解消、よく言われておりますね、教職員定数の充実、四十人学級の実現、それから最後にこのことについて言えば生徒のクラブ活動の助長強化。このクラブ活動は非常に大きな意味を持つていふと思ふのです。特にその中で、先ほど第一番目に言わないでしまいましたけれども、教育の基本的見直しの中では文部省の入試の改善がいま行われておりますが、入試制度の改善というものは本来の教育のあるべき姿に関連して改善すべきだと私は思ふのです。

なお、その点についてちょっと加えておきますが、文部省で入試の改善会議が行われておりますいろいろな検討されているようですが、もう六月ごろには要領が出されるようですね、要綱が。そういう点から言つて、申し込みの時期がちょっと早過ぎるのじゃないかという声があります。その点をおくらせる考えはないのか、テストの時期も若干おくらせる気持ちはないのか。これはきわめて具体的なことですが、ちょっとつけ加えておきます。後で答弁願います。

そういうことで、ちょっと時間がなくなつてきたものですから、私の見解をずっと連続的に述べました。これは私は個別的に輪切りしたり切り刻んでこのことが解決できないと思つてゐるから全体に私の考えを述べましたが、時間も迫つておりますから、文部大臣の総合的な見解としての答弁をいただきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 いま佐藤さんからいろいろ御意見がありました、おおむね私も同感でございます。

いまおっしゃつたように、これは個別の問題で解決する状態ではない、やはり総合的にあらゆる問題を先ほど申し上げましたように再検討してみるときに來てゐる。しかし、これは率直に言つて文部省だけの力では無理である、もう家庭から社会、学校、私に言わせると国民が総立ちをしてこの問題を解決すべき時期に來てゐる。言いかえる

と、教育とは何であるか。私に言わせると、結局、いまやもう人間再発見をすべき時代に來てゐる。これは非常に抽象的で恐縮であります、こういう観点から、あらゆる問題を過去にとらわれないで、旧來の形式にとらわれないで、一挙に解決しないと言ひますけれども、教育とは何だ、こういうことを順次改善していくといひますか。是正していく時期に入つてゐる、かように考へております。

○宮地政府委員 大学入試の改善につきましてはいろいろと御指摘もいたしておりました、改善策については入試改善会議を通じて検討いたしておるところでございます。ただ、五十九年度の入試については從來の線を変更することは事実上むずかしいわけでございます、私どもとしては、いろいろ言われております線、たとえば入試期日の繰り下げの問題でございますとか、そういうように具体的にそれらの点についてできるだけ早く結論を得て対応できるようにいたしたい、かように考へております。

○佐藤(達)委員 これで終わりますけれども、いま大臣は総括というふうなことを言われました。つまり、人間の再発見、新しい発想で教育とは何かということを見直し取り組んでいかなければならない、こういう趣旨を言われましたけれども、私もそういう考え方の枠組みとしては賛成なんです。私は、そういう中身として先ほど私なりの意見を述べ、提言したわけでございます、いまや次代を担う子供をどう育てていくか、特に非行や校内暴力の姿を見たときに、何はさておいてもわれわれとしてはあれに取り組まなければならぬという衝動に駆られるわけです。したがつて、これは共通の課題、認識だと思ひますので、そういう点から私は、やや総合的にそれから全体の経過の中で述べていったわけでありまして、大臣、私が述べたことを参考にしたいと思ひます、どうですか。

○瀬戸山国務大臣 先ほど申し上げましたようにおおむね賛成でございますから、同意見でございます。

います。

○佐藤(達)委員 では、以上で終わります。

○養梨委員長 午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時二分開議

○養梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 本日は、一般質問の機会をおかりしまして、要点的に三つの項目でお尋ねをしたいと思います。一つは高校入試の見直し問題について、二番目には学制改革の問題、三番目には道徳教育の問題、時間の関係で割愛することもあるかも知れませんが、以上三点についてお尋ねをいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、高校入試の見直し問題についてお尋ねをしたいのでありますが、今回、文部省では高校入試の見直しを、校内暴力、本年あの横浜、町田市で起こりました事件を契機にしていろいろ対策を練る中で問題懸から提言があり、その中で高校入試の問題が触れられておりまして、それをきつかけに高校入試の見直しに踏み切つた、こういうふうに伝えられてゐるわけでありまして、この件について、私は、ただそれだけのことで高校入試を見直しすると大変矮小化されたことになるというふうにも心配するのであります、この取り組みの姿勢についてまず大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 いわゆる高校入試の制度については、御承知のとおりいろいろな意見があるわけでございます、たまたま今度の、最近特に起こつております学校生徒の非行、暴力等の関連で、この問題も大きくクローズアップされて検討を進めることにしておりますが、これだけでこの問題を取り上げておるといふことでは私どもの方としてはなわけでございます、先ほど来佐藤

さんもお話がありました、いろいろな変化が起きております。現在、私としては、これは簡単なことではないと思ひますけれども、教育のあり方、教育全般についていまやもう一遍考へてみる時期に來てゐる。社会、経済全部達つておりますから、ですから、そういう意味で、もちろん非行、暴力等についても偏差値の問題とかなんと言つておられます。これはど受験競争が激しくなると、子供たちといひますか青少年の精神、肉体にも非常に大きな関係がある。こういう観点をもちろん含んでおりますけれども、教育全般の一環としてこれをさらに再検討してみよう、こういうことでございます。

○鍛冶委員 その立場、姿勢はひとつぜひ貫いてやつていただきたいと思ひます。これは先般、国立の大学の共通一次試験の見直しもすでに着手しておられることとありますし、ひとつ一貫性を持ちながら子供のための教育といふものが確立できるように、この見直しに対しても取り組みをしていただきたいと御要望をまず申し上げておきます。

引き続きまして、今回の見直しをされるにつけて、その理由それから今後のスケジュール、方針等についてお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 高等学校入学試験のあり方につきましては、先生御承知のように、昭和四十一年までは文部省が具体的な指導方針を示しまして、それによつて各都道府県が実施をしていただけてございますけれども、高校の進学率が非常にふえまして多様化してまいりましたことをきつかけといたしまして、四十一年度の通達によりまして、各都道府県が主体性を持つて入学試験を行うということになつたわけでございます、文部省といたしましてはその経過をずっと見守つていたわけでございます。

その結果、最近におきましては、試験の科目数につきましても、当初九科目でございましたものが五科目に大体集約されてまいりましたとか、あ

るいは面接を行うとかいろいろ工夫が加えられてまいりまして、まずまず都道府県の努力によりまして改善の方向に向いたわけでございますけれども、一方におきまして進学率が非常に高まっておりますことと比例いたしますけれども、生徒、志願者の能力、適性と申しますか、これが非常に多様化してまいりまして、また、それをできるだけ多く高校に入れるというふうな要望もございまして、進学のための準備でございますとか、あるいは偏差値等を利用した進路指導でございますとかいろいろ問題が言われてまいりまして、当初予想いたしましたいゆる調査書によりまして、当初予想したような場合の扱い方につきましては、どちらかといいますと知的な教科の学習に偏するといふふうないろいろな問題点が指摘されておりますので、各都道府県の努力に今後も期待するわけでございますけれども、この際、大臣がいまお話しただきましたように、高校教育全体のあり方という観点も含めまして、高校入試のいろいろな問題点を私どもなりに検討いたしましたので、各都道府県の努力に援助をするような方針が出れば、何らかの形で方針を示して、協力しながら改善してまいりたいというふうなつもりでやっておりますわけでございまして、まだスケジュールを具体的にいつまでというところではございませんで、明日、代表的な県を呼びまして入試に伴う諸種の問題点を、実態的な面の問題点をお聞きしようというところから着手をしたというところでございます。

○鑑治委員 新聞報道等によりまして、この見直しを始めた折に文部省は記者会見をなさったようですが、その折の新聞報道かと思ひますが、その中で、できれば来年度、五十九年度の入試から間に合うものは間に合わせたいというふうな話が出てきたのかどうか、そういう報道が実はなされております。もしそうだとしますと、これはやはり相当に急いで作業をしないと間に合わないのじゃないか。やはり中学で準備する都合もあるだろうというふうに思ひますし、もう一面から言ひますと、

と、余り急ぐと、その場しのぎの、充実した内容の高校入試の見直しということにはならないのじゃないか、こういう二面的な心配が出てくるわけでありまして、こういった点についてどういうふうなお考えであるのか、お尋ねをしたいと思います。

○鈴木(勲)政府委員 先ほど申し上げましたように、一つには校内暴力の問題解決の一つのきっかけというところもございまして、早急に検討を始めたいわけでございまして、非常にこの問題の背景は深いわけでございまして、早急に簡単に結論を出してすぐ着手をするということとはなかなかむずかしい点があると思ひますので、私どもはまず都道府県の抱えている問題をしっかりと把握をいたしまして、それから諸種の学識経験者の意見等も聞きまして、慎重にこの問題を解決したいと思ひますが、当面また、余りにもゆつくりということでは父兄なり国民の要望にもたえられないという面もございまして、その辺の緩急は今後合わせながら検討させていただきたいと思ひております。

○鑑治委員 大体おおよそそのめどとしてはいつごろくらいまでにはまともてみたいというお考えがあるのでしょうか。

○鈴木(勲)政府委員 これは各都道府県との意見交換、それから各都道府県の教育長の意見も聞いてみなければなりませんし、県によりましては非常に対応が異なりますので、わが県はこれではよいという県もあるかもしれないが、いずれにいたしまして、その実態の把握をまずいたしまして、それから高校なり中学校なりの教育関係者の意見も聞かなければなりませんし、できるだけ早くという気持ちではおりますけれども、いつまでというめどはいまのところ画然と立たないで、できるだけ問題点を正確に把握しながら対応してまいりたいというふうなところでございまして。

○鑑治委員 その次に、見直しの主な課題ですね、どういふ点に見直しの焦点を当ててやろうというお考えなのか。最初のお答えの中でもちよつ

と触れておられたようではあります、具体的に考えをお持ちならばお聞かせをいただきたいと思ひます。この課題というのは、今度は裏返しすれば現在の高校入試の問題点ということにもなるわけでありまして、この点についてお尋ねをいたします。

○鈴木(勲)政府委員 私どもが問題であろうと考えております私どもなりの問題点は幾つかございまして、たとえば申し上げますと、調査書の記載内容とその取り扱いの仕方、たとえば教科の学習の記録を活用しているわけでございまして、どちらかといいますと、いま教科の学習の記録の活用がウエートが高い。同時に、行動、性格の記録という部分でございまして、特別活動の記録の面とかいろいろあるわけでございまして、そういうものをどのように評価をしているのかという実態をまずつかんでみたいということでございます。

それから、先ほど申し上げましたが、学力検査の実施教科の数につきましては、当初の九教科が五教科に集約されてまいっておりますけれども、これについて現在、五教科の実施状況が各府県におきまして適当と考えられているかどうかというふうなこと、あるいは現在工夫されておりますところの職業高校に對しては推薦入学の方法でございまして、あるいは面接を用いる選抜方法の問題でございまして、あるいは面接の問題につきましてもどのような工夫が必要であるかということもございまして、あるいは九四％にまで進学率が上がつてまいりまして、現在の選抜試験のプリンシプルは高校教育を受けるに足る資質と能力を有する者というふうになっておりますが、その辺のところの受け取り方が一体どのようなふうになっているか。実情をお聞きいたしますと、教科の点数の非常に低い者がいろいろな形で高校に入っているという場合に、それをどのようにして評価をしているのかというふうな問題もございまして、あるいは通学区の問題でございまして、入学の調整の問題でございまして、あるいは評価の方法で

ございまして、いろいろございまして、そのようにいま私どもが問題点であると考へております事項も含めまして、また各県から出される各種の問題もあらうと思ひますので、そういうものをテーマにいたしまして検討をいたしたいと思ひております。

○鑑治委員 課題としては取り上げて取り組むたいという御意向のようであります、これについては相当初中局の中で時間をかけて御検討もなさつたのじゃないかと思ひます。聞くところによると、この入試見直しについてはもうすでに二、三年前あるいはその前から検討する必要があるといふことでされてきたと伺つてゐるわけですが、そういうふうなことを検討はされた中でいま言つたような課題というものを持ち上げてこられたのかどうか、その点をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 いま私どもが申し上げましたような問題点は、かねがねいろいろな形で高等学校の入学選抜の問題点として言われている点について、組織的なものではございせんが、いろいろ情報を収集いたしまして検討した問題点が浮かび上がつてまいりまして、それを申し上げたわけでございまして、部内におきましてはかなり前から高校入試のあり方についての検討はしていただけてあります。そういう検討の成果を踏まえて、これから都道府県の担当者の実地的な経験というふうなものも踏まえて検討の第一歩を踏み出したということもございまして。

○鑑治委員 こういう高校入試というのは、校内暴力を初めいろいろ教育の荒廃と言われております原因の大きな一つにいつも数えられてゐるわけでありまして、その中で偏差値教育ということがよく言われるわけですね。この偏差値というところについてどういふふうな考え方を持っていてらっしゃるのか、ちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 偏差値は一つの統計学上の数の処理の方法であるわけでございまして、ある

個人の得点が基準となる集団において、その集団の中のどのような位置にあるかということを示すものでございますから、一つの学校だけで子供の力を申しますかそれをはかるのではなくて、相当大ぜいの集団の中で子供の学力なりそのような力を位置づける、そういうような方法が開発されてまいりまして、高校入試あるいは大学の入試におきまして、進路の指導に当たってその偏差値を用いて志望校の指導とかそういうことが行われているわけでございます。

これは必要が生んだ一つの方法とは思いますが、これも、学校におきまして進路指導に当たりましては、日ごろから生徒の特性なり性格を十分に把握している教師がその学力を評価をいたしまして、その特性に合ったような進路指導をすることが望ましいわけでございますけれども、ただ、現在の社会におきましては、できるだけこの志望校への希望をかなえるような進路指導をしなければならぬという要請もありません、また高等学校におきましては中流人をつくらぬというふうな考え方もございまして、偏差値という一つの処理方法、統計上の方法を用いて進路指導いたしますと、それが蓋然性が非常に高いというふうなことも証明されておまして、使われているわけでござい

ます。偏差値そのものが悪いということではございませんで、偏差値のみによって、日ごろの生徒の特性なり性格というふうなものを十分に評価しないで、その面だけで指導をするということがあっては十分ではございませんので、私どもとしては、指導の方針としては、偏差値のみを過度に信頼をし、あるいはこれのみによって進路指導を行うということではなくて、これを用いることも必要な場合もあると思えますけれども、担任の教員が日ごろの子供の性格、力量を十分に評価をして、その子供に合った進路指導を行うということが望ましいと考えているわけでございます。

○鑑治委員 あした、二十八日に教育委員会側の意見交換をされるようでありましても、それは九都府県に限って意見交換をなさるようであ

りますが、果たしてそれくらいの数ですべてをカバーした形で意見というものが集約できるのだろうかというふうな気もいたします。先ほどの御答弁でも、できるだけ各都道府県でのユニークなものもよく聞きながら生かしてもいいというふうな御答弁もあつたようでありましても、そういう意味からいっても果たしてどうなのかという気がするわけですが、そういう点についてどういうふうにお考えなのか。こういう九つの都府県を選考された基準というのはどういうところに置いたのか、この点をお伺いをいたしたいと思

います。

○鈴木(勲)政府委員 九都府県は、青森、東京、神奈川、富山、愛知、京都、広島、徳島、宮崎でございます。主として各ブロックと申しますか、その代表の県という形でお願いをしているわけでございますけれども、その中でも、たとえば青森のような場合には全志願者に面接を行つておるといふような方法を用いておられますし、京都におきましては本年度から九教科から五教科に減らしたというふうなこともございます。各ブロックの代表を選ばうわけでございますけれども、その中でございまして、主として各ブロックと申しますか、その代表の県という形でお願いをしているわけでございますけれども、その中でも、たとえば青森のような場合には全志願者に面接を行つておるといふような方法を用いておられますし、京都におきましては本年度から九教科から五教科に減らしたというふうなこともございます。各ブロックの代表を選ばうわけでござい

ますけれども、その中でございまして、主として各ブロックと申しますか、その代表の県という形でお願いをしているわけでございますけれども、たとえば青森のような場合には全志願者に面接を行つておるといふような方法を用いておられますし、京都におきましては本年度から九教科から五教科に減らしたというふうなこともございます。各ブロックの代表を選ばうわけでござい

ますけれども、その中でございまして、主として各ブロックと申しますか、その代表の県という形でお願いをしているわけでございますけれども、たとえば青森のような場合には全志願者に面接を行つておるといふような方法を用いておられますし、京都におきましては本年度から九教科から五教科に減らしたというふうなこともございます。各ブロックの代表を選ばうわけでござい

ますけれども、その中でございまして、主として各ブロックと申しますか、その代表の県という形でお願いをしているわけでございますけれども、たとえば青森のような場合には全志願者に面接を行つておるといふような方法を用いておられますし、京都におきましては本年度から九教科から五教科に減らしたというふうなこともございます。各ブロックの代表を選ばうわけでござい

それからさらに、やはりそういったことをいろいろ考えてみますと、現在、一説によれば高校入試を取つちやうと、いわゆる学制改革となつた問題ですが、中、高を一緒にして試験を外したらどうかというふうな意見、これは非常に簡単な意見ですが、そういう意見も実はあるくらいでありますから、もう一つ掘り下げて、一つの学校の制度というものが踏み入つて今回やはり考えていくといふところまでしておかないといふのはないかなというふうにも思いますが、以上の二点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 高校入試のあり方が学校教育、中学校なり高等学校教育に関連することは御指摘のとおりでございますが、私どものいまの問題意識といたしましては、ともかくも、いま高校入試におきまして指摘されている問題点につきましては各都道府県の努力を期待しながら、どのような改善が可能であるかというところから始めまして、少しでも改善点が見つけられるならば、合意が得られるならば、その一つだけでも進めたいという感じであるわけでございます。そのことが、先ほどスケジュールはどうかというお話もございましたが、すべて洗い直して全面的な改善をしなればならないという考え方もあらうと思ひますけれども、改善の可能なものから少しでも前進をさせまして、それが大臣のおっしゃいました高校教育の改善なりあるいは校内暴力に関連する問題点の一つの改善の道としての考え方が示されますものならば、そういう観点から前進をさせたいといふふうな考えでいるのでございます。これをすぐまた学制の問題でござい

ますと、大きな状況に結びつけて考えるというところまでは現在のところ考えていないのでござい

ますと、大きな状況に結びつけて考えるというところまでは現在のところ考えていないのでござい

ますと、大きな状況に結びつけて考えるというところまでは現在のところ考えていないのでござい

す。

○鑑治委員 高校入試問題で最後にお尋ねをいたしますが、現在、高校入試は昭和四十一年の文部省の通達で地方の教育委員会にいろいろと権限をゆだねているという形で行われているわけですが、これはやはりその結果が悪い面も出てきたという面もありましようが、私はいい面も大変あるというふうにも思ひます。そういう意味で、再びこういう関係に取り組まれた、それで結論が出る。その場合に当然いろいろな施策を推し進めていかなければならぬと思ひますけれども、その折にやはり地教委、現在の教育委員会には、自主性はできるだけ生かすという方向で十分尊重してあげなければいけないのではないかと思ひますが、こういう点について、高校入試の最後にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 いまお話のございましたように、四十一年度の通達によりまして従来の方針を転換いたしました。各都道府県の教育委員会の自主的な判断にお任せをしたというところでございまして、今回の改善の考え方につきましても、その基本的なものを動かすということではござい

ませんで、各都道府県が努力をいたした工夫をした結果がいろいろ問題を生んでいる、そのところを私ども着目いたしまして、都道府県の努力のみでは足りない、何らかの方針を出してその改善を助けるというふうなことが必要な時期に来ているのではないかと考えているのでございます。そういう観点から、原則といたしましては都道府県の改善の努力に期待しつつ、文部省としてもその方針なりあるいは助言をするにとりましてさらに問題点の解決が進むようなことがあればそういう方向で進めたいということをやつておるわけでござい

まして、お話しのような都道府県の自主性というものをここで変えて云々というふうなことは考えていないわけでござい

ます。本年に入りまして学校制度の改革ということとは

いろんな議論が盛んに行われました。特に中曽根総理もこれに触れられておりましたし、行革の次は教育の問題でこれに取り組むというふうにも明言をされておられたようでありまして、また文部大臣からもこの問題での発言もあつておりました。

改めて大臣に、この学制改革の問題につきまして最初に大臣のお考えを伺いたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 まだ私の考えとして確定的な考えを持っておるわけではございませんが、いわゆる六・三制、戦後始まりました制度、これは御承知のとおり教育の機会均等、教育の普及等日本の教育の発展に非常に大きく貢献をしてきておると思います。しかし、いかなる制度でも時日が経過いたしますと、反面弊害も起るわけでございますが、いま各方面で六・三制というのがいいのかわいのか、あるいはさつきもお話がありました、中高校まで一緒にした方がいいのではないかとあるいは小学校から、昔の中学校のようないかにした方がいいのじゃないかとかいろいろ意見が出ておまして、確定的な、これはなるほどというものを残念ながらまだ把握できない状況であります。そういう問題がありますから、学校の教科その他の問題も含めて、これこそ教育は百年の大計と言われますが、学制をどうするかということがまさに国民全体の大問題でございます。教育の基本に関する問題でありますからもちろん慎重に扱わなければならない、そういう意味で各方面の意見を集約しなければならぬわけでございます。現在のところは中央教育審議会で学科の内容とあわせて御検討をいただいております、こういう状況でありますから、そういういろいろな意見の出そろいを見て考えなければならぬ、かようにいふところを考えております。

○鑑治委員 文部当局としてはこの問題について過去御検討なさったことがあるのか、この点をお尋ねいたします。

○齊藤(尚)政府委員 学校制度の改善の問題につきましては、かつて昭和四十六年に中央教育審議

会から学校教育の拡充整備に関する答申が出されたということがございまして、その中でたとえば先導的試行で学制改革に着手せよという御提言もいただいたこともございまして、これらの問題についてかねてから十分研究を進めておるといふことは言えるかと思いますが、現在の段階で具体的な構想を持つとか、あるいは具体的な検討に入るとかという状況にはないわけでございます。

○鑑治委員 研究を進めているのですか、ややこしいな。具体的にはやっていないけれども、研究は進めている、ちょっとわかりにくいのですけれども、そういう研究なり検討なりなさっていないければ、いまお話があつたように、四十六年に中教審答申があつてはいるのに、私はむしろ怠慢じゃないかという気がしますが、それはまた後で触れるといたしまして、現行の学制について一応研究なり検討なりされた中で、その功罪、六・三・三制といふもののいい面はどういうところにあつたのか、また悪い面はどういうところにあるのか、こういった点についていろいろと御検討をなさつていられるのではないかと申すのです。文部当局のお考え、判断をひとつ具体的に御答えをいただきたいと思ひます。

○齊藤(尚)政府委員 この問題につきましては、去る三月二十三日であつたかと思ひますが、鑑治委員から御質問ございましてお答えも申し上げたわけでございますが、現行の六・三・三制の学校制度、他のヨーロッパ諸国等に見られる学校制度との比較において大きな利点といひますか、そういうものは教育の普及ということにある、また欠点と云えるかどうか問題がございまして、また他の制度に比較しますと、特に中等教育段階におきまして能力、適性に応ずる教育の実現が、単線型でございまして困難な問題を起すわけでございますが、これらにつきましても、現在特に高等学校につきましても職業、専門教育を主とする学科を設けるとか、あるいは高等学校教育全体につきまして、教育内容の思い切った弾力化を行うと

かということでも多様化を推進しておる、そういうことでそういうような問題の解消に努めておるといふことでございます。

○鑑治委員 前にお聞きしたときもちょっと漠然としておりましたので再度お尋ねをしたのです。が、もう少し具体的にお話をいただけたらいいという気もするのですが、一つ具体的なこととして、子供の成長発達ということがいろいろ言われているわけですね。これとの関連で、いまの六・三・三制は、発足した当時の子供の成長発達と現在とでは二歳ぐらゐ違ひがあるのだということが言われているわけですね。そういう意味からいって、この制度は、私はそれなりの功績は功績として認めながらも、これからの日本の教育を考えると、さらにはいままでの教育の中でいろいろ問題点が吹き出てきている、そういう中で、どうしてもこの際学制については本当に立ち入った検討をする必要がある。先ほど中教審に諮問してあるからという大臣のお答えもございまして、それは承知はしておるのですけれども、ただそれだけではなくて、四十六年に中教審から答申が出た、あの当時ですらこの六・三・三制を見直しをする方向で考えた方がいいのではないかと、そして先導的試行もやってみたらどうなんだというようなことが出てくるわけですね。いま言った子供の成長発達という形での関連で、これだけをとってみても私は見直す必要があるのではないかと思ひますが、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○齊藤(尚)政府委員 かつての子供の実態と現在の子供の実態とを比較して、心身の発達の状況がかなり異なつてはいるのではないかと御指摘も多々ございまして。情報化社会が進展しております関係で、あるいは知的な発達の面では早まっておりますのではないかと、さつき二歳ほどというお話がございまして、そのように考えておられる学者もいらつしやることも承知しておるわけでございます。他方また、徳性の面と申しますか、社会的あるいは情緒的な面ではいわば自立のおくれという

ことも指摘されておるわけでございます。子供の成長発達全体をとらえてみて果たして早くなつてゐるのかどうかについてはコンセンサスが必ずしも得られていないのではないかと申すように考へておるわけでございます。成長発達が早まると、むしろ就学の時期というような観点で問題が出てくるかと思ひますけれども、果たしてそれを検討する時期であるのかどうか、また文部省として自信がないと申し上げておきたいと思ひます。

○鑑治委員 そういうことも一応は研究の課題としていろいろ資料を集めたり検討はしている、ただ具体的にこうだという結論的なものを出すタイミングとか、まだまだいいのかわからないこと判断がでないのだ、こういうことになるわけでしょうか。

○齊藤(尚)政府委員 子供の心身の発達状況の研究という面について申し上げますと、先ほど御説明しました四十六年の中教審の答申以降、先導的試行という、学校制度の改革ではなくて、教育課程の面からこの問題にアプローチをしよう、研究をしていこうということで検討していただいております、それを取りまとめをしておるといふ状況でございます。

○鑑治委員 これは私も十分承知しておりますが、先ほど大臣は中教審にいま諮問をしておるからということでございますが、中教審の審議の状況はいまどういふふうな形で進んでいるのか、また学制についての答申が出てくるのはいつごろになる見通しなのか、そういった点でお尋ねいたします。

○齊藤(尚)政府委員 現在、中央教育審議会には、時代の変化に対応する初等中等教育の教育内容のあり方についてという諮問をいたしておるわけでございます。主として教育内容を中心として学校教育のあり方について検討をするということでございます。いまして、学校制度の改革という諮問はいたしておりませんが、教育内容の検討に關連をいたしまして当然に討議されるのではないかと、そ

の審議の状況を見ましてこの問題に取り組んでいこうというのが文部省の現在の態度でございます。

中央教育審議会の審議の状況でございますが、教育内容の問題を扱っておりますのは教育内容等小委員会でございます。この審議の中身が大変幅が広いということ、それから現在の進行状況等から見まして、現在第十三期の中央教育審議会、一昨年の十一月から発足しまして、任期二年、この十一月に任期が切れるわけでございますけれども、二期、四年でこの問題について結論をいただくことになるのではないかとこのように予想をいたしておるわけでございます。

○綴治委員 答申が教育内容と関連して学制に触れて出てきて、やっぱりやるべきであるというふうに出た場合、これは仮定になりますが、前回、四十六年に出了たときはほぼ明らかで、ほぼはっきりしてと言つて悪いかも知れぬが、本当に真剣に取り組みをされていたという様子がどうも見えない感じがいたしますけれども、今回答申がそういう形で出た場合には、これは進めるといふ方向で文部省ではお考えになっていらっしゃるのかどうか、その点お尋ねをいたします。

○齊藤(尚)政府委員 これから先、審議がどのようになるかという仮定の問題でございますので、その審議の状況を見て、文部省といたしましても対応いたしてまいりたい。現在お答えできるのは精いっぱいそんなところでございます。

○綴治委員 とにかく答申が出ればそれを尊重してやりたい、こういうことになるわけですね。そういうことでよろしいですね。

先導的試行というのが出ました。教育政策を進める上で、変えていくというのは時間がかかりますし、またその効果というものが、ただ机上で考えただけではわかりにくい面があるとすれば、先導的試行というのは大いに取入れてやるべきであらうと思つて、特に学制改革と絡んで、仮にやろうという方向が出た場合にはこういったものを大いに取入れてやるべきだと思いますが、

この点についてはいかがでしょうか。

○齊藤(尚)政府委員 学校制度に關します先導的試行につきましては、四十六年の中央教育審議会の答申が出されたわけでございますが、この先導的試行それ自体が、学校体系の特例として法律改正を必要とするということでもございまして、また当時、学校教育体系の案につきましても国民的なコンセンサスが必ずしも十分得られるというふうには判断できなかった要因もございまして、直ちに先導的試行に着手することを避けまして、むしろ、先ほど申し上げましたように、教育内容の面からこの問題にアプローチをするということと研究を進めてまいつてきておるわけでございます。このように、先導的試行というのは大変むずかしい課題であるというふうに考へておるわけでございます。

○綴治委員 では学制問題は一応これで終わりますして、あと道徳教育の問題についてお尋ねをいたしたいと思つて。

四月十五日、先日でありましたが、文部省は各都道府県教育委員会に対して、「公立小・中学校における道徳教育の実施状況等の調査について」、こういう表題で、初中局長名の照会文書を各教委に送付をしておりますけれども、この全国実態調査を行うようにしました理由、目的、意図について、まず最初にお聞かせをいただきたいと思つて。

○鈴木(勲)政府委員 ただいまお挙げになりました「公立小・中学校における道徳教育の実施状況等の調査について」という照会でございますが、これは過般の校内暴力等が非常に社会的な問題となつて、有識者による懇談会等を開催いたしました。いろいろな提言をおまとめいたしましたわけでございますが、その中にも、やはり問題を起す子供の中には、基本的な生活習慣でございまして、あるいは善悪の判断でございまして、非常に基礎的な資質、判断力というふうなものが十分でない者が非常に多く見られるというふうな指摘もございまして、学校教育の中におきま

す道徳教育の重要性に着目いたしました。これを充実すべきであるというふうな意見もあつたわけでございまして、またいろいろな世論調査、ごく最近の総理府の教育に関する世論調査等におきましても、小学校で特に力を入れてもらいたい項目といたしまして、大ぜいの方が道徳教育を挙げているわけでございます。

そのような国民の要請と申しますか、それから懇談会におきまして御意見等も踏まえまして、昭和三十三年以来道徳の時間を特設いたしました。これを中心として学校教育全体の中で道徳的な実践力を高めるといふことの教育活動を行っているわけでございますが、これが十分に効果的に行われているかどうかということもございまして、今後の道徳教育の充実と申しますか、そういうものを進める上で、この辺で実情をしっかりと調べまして、今後の改善に役立てたい、そういう趣旨で照会をしたわけでございます。

○綴治委員 いまもお答えにありましたように、昭和三十三年から道徳教育特設をされた。もう十五年を経過しているわけですね。それから三十八年の七月十一日には、当時の文部大臣荒木萬壽夫氏に対して教育課程審議会より「学校における道徳教育の充実方策について」という答申が出されておりました。道徳教育の充実方策というものが、これについて具体的に、いまでもそのまゝそっくり当てはまるような内容で実は答申が出されているわけですね。ところが、そういうものがあつたが、二十五年にわたつて、特設の時間を施行以来はうりつ放しでもなかつたのでしようが、実態調査というものもいまだにやられていなかったというのにはむしろ遅きに失しておるのではないか、こういうふうな気がいたしますが、こういう点についてどういふふうな取り組みをいままでなさつていたのか、なぜいまこつこういう十年間にもなつてもちろん問題感からの提言があつたとはいひながら、取り組みというところになつたのか、そこらあたりの事情をお聞かせをいただきたいと思つて。

○鈴木(勲)政府委員 三十三年に道徳の時間を特設いたしましたから、文部省といたしましていろいろな施策を進めまして、道徳教育の充実に関立つようなことを考へてまいつたわけでございまして、いま綴治先生お挙げになりましたような昭和三十三年の教育課程審議会の「学校における道徳教育の充実方策について」の答申の中では、教育の目標の具体化でございまして、あるいは教師用の資料の整備でございまして、あるいは教員の養成、現職教育、校内体制の確立など、いろいろと御提言がございまして、これを受けた形におきまして、文部省におきまして昭和三十三年から道徳教育研究学校、現在は道徳教育共同推進校として、単一の学校ではございせん、小中学校等が組み合わさつて共同で道徳教育の研究推進をするということをやつておりますが、そのような学校の指定でございまして、あるいは指導資料をつくりましてそれを教員に無料で配付をするとか、あるいは道徳教育の講習会を開くとか、そのような予算措置等をいたしまして施策を進めてまいつたわけでございまして、各都道府県におきましてもそれなりに努力をされてまいつたわけでございます。

しかし、ここにまいりまして、特に校内暴力を中心といたします少年の非行が顕在化してまいりましたときに、学校における道徳教育が十分に行われているかどうかというふうな指摘が各方面からなされておりました。私も、組織的な調査ではございせんが、都道府県の実情なり、あるいはいろいろな情報をとりますと、学校によりまして非常に格差のある実態等も聞きますので、この際、道徳教育の実際の進め方について、どういふ点に指摘されるような問題があるのかということに改めてしっかりと調査をいたしまして改善しなければならぬということと照会をお願いしたわけでございます。

○綴治委員 いまもちよつと、いろいろと学校現場の情報も、実情も一部収集したというお話もございしましたが、格差もあるというお答えも出まし

だけれども、現在学校現場において道徳教育がどういうふうに行われているかという現状を、さらには、それがどういうふうな効果が上がっているかと御判断なさっていらっしゃるのか、そこらあたりをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 道徳の一時間は、これは組織的にいろいろな方法によりまして、教材を用いたりあるいは指導資料を用いたりして、道徳的な心持でございましてか実践力を深めるような指導をするという時間でございます。これだけで十分な効果があるわけではございませんで、他の社会科でございますとか特別活動でございますとか、そういうものとも十分関連づけてこの道徳教育の活動は行ふ必要があるということをやっております。各学校におきましてはそのような方向で十分に努力をされていると思ひます。

ただし、道徳の指導というものが、生徒の生活体験と申しますか、そういうものに訴へながら、やはり自分でこれはこうしなければならぬというふうにならなければならぬかと思ひます。指導に困難な面があるかと思ひます。しかし、やはり教科と並びましてそのような道徳を現在の学校教育の中でしっかりと身に付けさせるという必要性はこれまでよりも非常に高まっておりますので、十分でないところはさらにこれを充実するというのが必要であると思ひます。私どもとしては、一生懸命やっております。成果を上げている学校もあると思ひますけれども、仮に成果が上がらない、あるいは教員の指導力が十分でないという学校があれば、そういうところもひとつ力を入れていただくような指導をしてみたいという観点から今度の調査に踏み切ったということでございます。

○鎌治委員 先ほどの御答弁で、文部省で調べた中では格差があるというふうに言われましたが、格差という言葉を使うと、相当差があるというふうにわれわれは感ずるわけですね。だから、いい方はこれは私どもいいと思ひま

すし、これはまた道徳の時間だけで議論はできないことだと思ひます。しかし、道徳の時間について格差があつて、悪い方はどの程度悪いのかよくわかりませんが、悪いところで文部省で把握なさっている内容をひとつこの際お聞きしたいと思ひます。さらに、道徳の時間だけで道徳を云々はいからぬということがよくいろいろと議論されておるわけで、学校教育全体の中でこれを進めながら道徳の時間を生かしていくという形、文部省はそういう方向で考えて指示もしてはいる。そういうようでありましても、そういうものがどうも学校現場で余り受け入れられていない形の中で格差が出てくるのかという気がするので、その悪い方の実例としてはどういうようなものがあるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 たとえば問題行動の生徒を出したような学校の教育課程の組み方とか指導の全体計画などを調べてみますと、せっかく特設いたしました道徳教育の時間が明確に位置づけられていない、したがって、どのような指導をしていたのかというところを把握することが困難なような学校があるわけがございます。たとえば町田市の忠生中学校におきましてもそれらの点を調べてみましたけれども、実際に特設の時間が道徳教育の活動の場として活用されていたかどうかというところについては、私どもが調査をいたしました限りにおきましては、私どもが調査をいたしました限りにおいて、父兄から見ますと、せっかく学校の教育活動の中に道徳教育という時間があつて、そこで自分の子供たちに善悪の判断をございまして、か、生活の基本的な様式のようなものをしっかりと教えてもらいたいというような要請があるにもかかわらず、それが十分に使われていないというふうなことは、これを特設いたしました趣旨にはなだ反するわけでございます。そういう点があれば、私どもとしてはぜひ是正をしてもらいたいというふうな思つておるわけでございますので、そういう実態を調べて今後の指導に役立てたいと

いうことでございます。

○鎌治委員 四月十六日の朝日の社説にも出ていますけれども、学校教育の中で「道徳心を養ふ」ことは、教育の中心的な目的といつてもよい。知識・技能をいかに身につけても、それだけでは教育したことにならない。このことを否定する者は、どこにもいないだろう。『こういうふうなことが書かれてあります。これは私も大変同感であるわけですが、そういう意味からも道徳教育というものは今後真剣に取り組みが必要があると思ひます。』

しかし、道徳教育というと、学校の現場あたりをいろいろと私なりに当たつて聞いてみましても、何かそれをやることに大変アレルギーがあるというところを全般的に耳にすることが多いのでありますけれども、その理由は一体どういふところにあるのか、そこらあたりの判断を文部省ではどういふふうになさつていらっしゃるのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 アレルギーがあるというふうなことも言われるわけでございますが、これはもしあるとしたら、昭和三十三年に一週間一時間の道徳の時間を特別に設定するという方針を出したときに、一部におきまして、これは修身科の復活であるという形で反対を唱えた教職員もございまして、そういうふうな考え方が今日におきましても尾を引いているというふうなことも考えられるわけでございます。しかし、教育課程の中で指導要領によりまして明確に指導の事項が示されてこれを指導するということが決まつてはいるわけでございますから、しかも、このように校内暴力を中心とした少年非行が非常に社会の関心の的になつてくるときに、そのような過去の経緯によりましてこの問題に真剣に取り組まれないということがあると大変残念なことでございますので、ほとんどの学校ではまじめに取り組んでいただけたと思ひますけれども、そういうアレルギーがもしあるとしたら、それを払拭いたしまして、道徳教育の時間はできるだ

け感動を与えるような工夫をいたしまして、子供に道徳的な心持とか実践力を深めるような授業をぜひしてもらいたいと思つておるわけでございます。

○鎌治委員 昭和五十五年東京都の中学校の道徳教育研究会というところが調査したところによりますと、教師の三〇％が道徳の授業の仕方がわからない、こういう結果が出てくるようでありま。これはどうも特設されて二十五年間進めてきたにしては、五十五年ですら三年ぐらゐ前でしか、調査したところが中学校の教師の三〇％が授業の仕方がわからないというのは、どんなことを教えているのか大変心配になるわけでありま。確かに一般教科と異なつて指導のむずかしさというものがあつたのかもわかりませんが、そうなりますと、教師自体が大変問題になるという気がするわけですね。こういった点の指導のあり方というのはどういふふうにするのか。これがまた管理優先の形でやられると大変な結果になると私は思ひますけれども、本当に子供の将来を考えると、全人格的に育てていくという意味からこれは必要なことであると思ひますので、ここらあたりはどういふふうな取り組みをされているのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○鈴木(勲)政府委員 道徳の指導は、各教科と異なりまして教科書を使うということはないわけでございますし、先ほど申し上げましたように児童生徒の生活体験とかあるいは発達段階に応じてどのような価値を指導するかということにつきましては相当工夫、努力しなければならぬ点がございます。これは御指摘のとおりかと思ひます。しかし、これまで指導要領につきましても改善を加えておるわけでございますし、教員に対しましては講習会等を実施いたしまして実際の指導のあり方についての研修もしているわけでございますし、教科書はございせんが、三十八年の教育課程審議会の答申に基づいて教師の指導する資料を文部省がつくりまして無償配付しておりますし

て、工夫して努力をいたしますれば実効の上がる指導は十分可能だと思っております。実はこの間の懇談会の席上におきましても、工夫をして非常な感動を与えるような道徳の時間を実践しているという教師の報告もございましたので、この際、むずかしい点もあらうかと思っておりますけれども、ぜひ努力をして子供に道徳的な心情を植えつけるようなことを現場の教員におきましてもしっかりとやっていただきたいと考えるわけでございます。

○綴治委員 時間が参りましたので、最後に一つだけお尋ねをいたします。

今回全国調査をやられておりますが、その結果によつては現在の道徳教育のあり方を見直してこれを進めていくという考えがあるのかどうか、この点を最後にお尋ねいたします。

○鈴木(勲)政府委員 いまの道徳教育の時間またはそれを中心といたします学校教育活動全体の中におきます道徳教育の指導という方針につきましても、これはそのとおり進めてまいらなければならぬと思っておりますが、その活用の仕方とか、いま特に必要だと考えている指導項目がどのようなものであるとかあるいは現場におきましても教材がまだ十分でないとかいろいろの問題点があるいは出るかもしれないが、そういうものが出ましたならば、その実態調査に出ました問題点を踏まえましてさらに充実するための改善策をとらなければならぬと考へておるわけでございます。

○綴治委員 どうもありがとうございます。

○三浦(隆)委員 本日は、少年非行の問題を中心にお尋ねをしたいと思います。

初めに大臣より少年非行根絶に向けての御決意をお伺いしますが、いま問題となつていられる学校も大変に困つて、お手上げのような状況であります。また、家庭においても社会においても本当に困つたと言つていいわけですが、現にいま法務省の矯正教育という中でかなりの成果を上げておられるところもございします。そういう意味で本日は、余

り文教でも取り上げられてなかつたようでありますが、少年鑑別所なり少年院なりそうしたところで行われている矯正教育というところにポイントを置きながらまずお尋ねをさせていただき、次に教員の資質という教員の養成のあり方について一つの提案をさせていただきたい、こう考へております。初めに、今日の少年非行の概略につきましてざつと私の方から述べさせていただきます。大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

警察白書におきまして、昭和五十六年度をみますと、刑法犯少年が十八万四千九百二名、特別法犯少年三万五千三十名、触法少年(刑法)六万七千九百六名、触法少年(特別法)八百四十五名、虞犯少年四千九百二十二名、そして交通事故に關連する致死傷者五万一千七百七名という大変な数になつております。それぞれが前年に対していろいろのプラスが出ておるのが多いわけですが、特に、刑法犯の少年の扱いなんです、昭和五十六年度は刑法犯少年が十八万四千九百二名で、いま言いましたように触法少年も六万七千九百六名、五十二年を度一〇〇としますと一六四という指数でふえております。これが成人の指数は、昭和五十二年を度一〇〇として五十六年が九六と減少傾向を考へてみますと、少年たちの著しい増加ぶりがあるおぼろげさがつておると思ひます。

特に、年齢構成などを見ますと、刑法犯少年と触法少年を合算した数が二十五万二千八百八名のうち、十五歳以下が十六万二千七十五名と六四・二%、大変に低年齢層にこの問題が大きく広がつてきております。ということは、学歴別にこれを見てみますと、勢い中学生、小学生の占める比重が高くなつておる、特に中学生、小学生では合計五四・三%、うち中学生が四六・三%ということになつております。中学生の占める比率が多いということから、校内暴力事件と言われものも年々のようにふえてきておるわけでありまして、五十六年度で中学生で補導された者が八千八百六十二名、前年度よりも千七百五十四名ほどふえてきております。

同時にまた、教師に対する暴力事件もだんだんふえてまいりました。中学生によるいわゆる対教師暴力は、昭和五十二年三百四十二、五十三年二百九十六、五十四年四百七十三、五十五年七百六十三、五十六年千五百四十二名、こういうふうになつております。という意味で、これからの時代をふつて立つ子供たちのことですから、こういう少年非行の数が年々低年齢層に広がるといふことは、本當にゆゆしき問題だと思ひます。

そんなことから、総理大臣の方も、この二月十一日におきます首相官邸でのNHKのビデオ撮りの発言あるいは三月二十九日の同じく首相官邸での民放テレビでの「総理と語る」という録画撮りなどが新聞に載つておりますが、その中では、もはや少年非行の問題を文部省だけに任せておけないというふうなことも述べておるようであり、あるいは大学入試に關連しては、希望者は全員入学させるということも言つております。前回、教科書問題で文部省を飛び越えて外務省が大変に華々しく言つてはおかしいですが、かなりその役割を占めたように思ふのですが、今度の少年非行の問題で文部省を飛び越えてこれまた総理大臣の手によつて文教問題が次々と提案されていくのでは、これは大変おかしいことだと思ひます。

そういう意味では、文部大臣の方も、二月二十三日に文部省の各局長を集めた臨時省議というものを開かれて、公立校と私立校での校内暴力の状況に差があるかというふうなことに對する調査とかその対策を指示されたようであり、またこの四月十五日付では、文部省の鈴木初中局長名における「公立小・中学校における道徳教育の実施状況等の調査について」というふうなものも出されておる。そういう問題にこたえて、三月八日付では、最近の学校における問題行動に關する懇談会、そこでの提言が示されておたりしまして、各方面でこの少年非行に對する問題が、いまいろいろと何とかなしなければならぬというふうな差し迫つてきたように思ひます。そういうことで、こ

れまでの経過を踏まえながら、文部大臣から改めて少年非行根絶に向けての御決意をお尋ねしたい、こう考へるわけですが。

○瀬戸山國務大臣 少年非行根絶というお言葉でございますが、もちろんそういう考へ方でも対応しなければならぬと思ひますけれども、人間社会で根絶ということを断言することはちよつとはばかりたいと思ひます。ただ、いまいろいろな数字を示して皆さんからお話がありました、まさにこれは国民的に憂慮すべき時期に来ておる。日本だけの問題じゃありませんけれども、しかし、よそがそうだからそれでいいんだというわけにはまいらないのでありまして、わが国はわが国としてこれの根絶に向かつて対応しなければならぬ。

ただそこで、根絶根絶と言ひましても、問題はこういう青少年といふますか、特に低学年、低年齢の時代には人間まだ未熟でございまして、人間社会の中のマナーもわきまえておらない。やはりそれを指導しなければ人間社会でどういうマナーを持つて生きていけばいいかわからない。それは生物としての常識でありますから、そういう点を前提に置きながら、しかもいつも何かと申し上げますが、これは十四、五になりますとだんだん意欲もわいて羽ばたいてみたい、こういう時期に差しかかることと、それから最近では、先ほどもちょっとお話が別ありましたが、このころは成長が非常に早いということで、だんだん低年齢化していくという傾向にあるわけでございします。いつも申し上げて恐縮であります、これには本人の素質ばかりでなくて、家庭のしつけ方あるいは学校の教育のあり方、それから社会経済の非常に急激な発展の中で物質万能時代みたいになつてしまつた、そして社会にはいろいろと魅力的な、しかも欲望がだんだん出てくるという、しかもマナーは知らない子供たちがいつてもどこでも利用できる、いろいろな施設あるいは目に触れるものがある。いろいろなものが重なつてこういう状況がだんだん出てきておると思ひます。

でありますから、反面からいいますと、私は率直に申し上げていまのそういう青少年といえますか、非常にかわいそうだという感じを持っておるわけでありまして、でありますから、いままもったくさんあると言いますけれども、そういう原因をできるだけ分析をして、一挙に解決するというわけにはまいらないと思えますけれども、原因を分析した上で一つずつ対応策を立てていかなければならない。これは文部省云々のお話がありましたが、あるいは総理からのお話もあったということでございますが、一文部省云々の問題じゃなくて、国民全体がそういう気になって、この時代の社会現象として起こっておるわけでございますから、その原因を突きとめて原因の排除に努めなければこの問題は解決しない、えらい抽象的な話であります。そういう決意で全力を文部省は文部省として尽くしたい、政府は政府としてやるべきことはやらなければならない、国民の皆さんの奮起も促したい、こういう考えを私は持っておるわけでございます。

○三浦(隆)委員 少年非行という概念そのものも大変あいまいで、昔がなくて今だけあるということでもないし、日本だけにあって外国にないということでもございませぬから、そういう意味では少年非行、なかなかむずかしいと言えども、いろいろの方から原因と分析も語り尽くされたように語られております。同じようなことを堂々めぐりしていても少年非行はさっぱり数が減つてこないということなんです。行きつくところ、先ほど鑑別委員からのお話がありましたように、学制の問題はどうであろうか、あるいは入試の問題はどうであろうかというふうなことも提言されてくるわけでありまして、またそうすると、学制を改革するには、六・三・三制はいくら悪いところ、これこれしかじかだから、審議会をつくつてまた検討しよう、あるいは入試の変更もやろう、そこでまた年月がたつていって、いわゆる責任の所在がしばらくあいまいになってしまふと思いま

す。病氣ではありませんが、原因とかしかるべき対策がはつきりしてから治療する場合もあるでしょうけれども、仮にもう現実に病人ができてしまった以上は、何でもそれが病氣になったのか、はっきりとした科学的な対応策が果たして言えるかどうかからなくとも、あつた医者としては即座に対症療法なり治療をしなければならぬわけですから。

そういう意味においては、むしろこれまでのわが国で、そうした専門のせつかくの機関がありながら注目を浴びていなかったところ、私はそれが法務省の管轄下における各種の矯正施設だろう、このように思います。いわゆる矯正というものは、国家行政組織上は法務省の所管に属する一つの行政分野であると言われておりますので、まず法務省から概略、その矯正施設、矯正教育というふうなものについて御説明をいただきたいと思ひます。

○佐藤(隆)委員 お答えいたします。法務省所管の施設のうち、少年院と少年鑑別所について申し上げます。

少年院におきましては、満十四歳以上二十歳未満の少年のうち、家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた者を、原則として二十歳まで収容して、少年の自覚に訴へ、紀律ある生活のもとで生活指導、教科教育、職業指導等の教育を行つております。少年鑑別所におきましては、家庭裁判所から保護の措置として送致された者を収容しますとともに、家庭裁判所で行います少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するための少年の資質鑑別を行つております。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕
○三浦(隆)委員 まず、少年鑑別所についてお尋ねをしたいと思ひます。

昨今、昭和五十年以降における少年鑑別所での収容人員の推移、どうなつておりましたか。

○上館(隆)委員 お答え申し上げます。昭和五十年の被収容人員は、一万一千二百六十一名でございます。それが逐年増加いたしましたし

て、昭和五十七年では二万六千五百九十九名となっております。これは五十年に比べて八三%の増加となっております。一日平均収容人員について申し上げますと、昭和五十年には六百四十六名であつたものが、逐次増加いたしまして、五十七年には千二百三十九名となつており、これも五十年に比べて九二%の増加となっております。

○三浦(隆)委員 そうした収容された少年たちの昨今の特徴的なものはどういふふうになつていまいしょう。

○上館(隆)委員 まず、年齢構成でございます。十六歳未満を年少少年、それから十八歳以上を年長少年、十六歳から十七歳を中間少年といひます。それを昭和五十年それから昭和五十六年といふふうに区別して比較してみます。男子の場合、人員の上では年長少年が半数を占めておりますけれども、構成比を見ますと、年少少年、十六歳未満につきましては、五十年一・二%から五十六年には一三%、それから十六歳、十七歳の中間少年につきましては、五十年が三・一%、それから五十六年には三七・六%といふふうに増加傾向があつて、低年齢化がうかがえます。しかし、女子については、その傾向は見られませんでした。

しかしながら、従来から女子は、女子の中で見ますと、年長の十八歳以上の女子というのは二〇%程度でございまして、昭和五十六年におきましては、十六歳未満の年少少年が三七・四%、それから十六歳、十七歳の中間少年が四二・五%といふこととございまして、女子については非常に低年齢層の者が多うございまして。

それから、非行名別といひますか犯罪名別で見ますと、この統計が昭和五十三年からとり出したものですので、昭和五十三年、それから昭和五十六年について申し上げます。最後に比較してみたいと思ひますが、男子は窃盗がおおむね三分の一を占めております。二位は、五十三年が傷害、それから五十六年が道交法違反、三位は、五十三年が虞犯で、五十六年が覚せい剤取締法違反といふこと

になつております。女子につきましては、虞犯が過半数を占めております。これが第一位でございまして。それから二位は、五十三年が窃盗、五十六年が覚せい剤取締法違反といふことになつております。

そこで、五十三年と五十六年とを比べてみますと、男子においては四三・五%、女子は二六・二%が增加しております。男子では、道交法違反が一七八・二%、覚せい剤取締法違反が一五一・一%、暴力行為等が一〇・一%、傷害が五七・一%の増加を見られます。女子では、暴力行為等が二二・五%、覚せい剤取締法違反が一五〇・五%、傷害が一〇〇%、恐喝八七・五%の増加を示しております。男女とも五十三年と五十六年を比較いたしますと、覚せい剤取締法違反と粗暴犯が大幅に増加しております。

このよう特徴が見られました。

○三浦(隆)委員 先ほどの、冒頭に言いました統計と似たように、近年少年鑑別所でのそうした低年齢化、同じような刑法犯といふのがふえてきております。

特に鑑別所における処遇のあり方なんです。昨今ふえておりますいわゆる校内暴力あるいは暴走族に対する対応、薬物乱用少年といったものに対する処遇、何か特に問題となるものはございまいしょうか。

○上館(隆)委員 少年鑑別所の入所者というものは、非常に粗暴傾向の強い者、それから薬物乱用で精神に一時的な変調を来している者が年々増加してきております。その取り扱いについては苦慮しているわけでございますけれども、早期に少年の心理を把握いたしまして、それから綿密な行動の観察を行つて、そこに不安の強い者などを見つけたときには、心情安定を図るための面接とか助言といふものを行つております。このようにいたしまして、少年が落ちついて鑑別及び審判を受けられるよう配慮をしているところでございまして。

○三浦(隆)委員 鑑別対象者の内訳なんです、

昨今特に家庭裁判所関係のうちの自所収容者が増
加して、一方、一般鑑別が減少してきていると言
われていますが、その理由はどういうところ
にあるのでしょうか。

○上館説明員 統計によりますと、昭和五十年家
庭裁判所関係が一万七千九百二十件でございま
したが、逐年増加いたしまして、昭和五十七年
には二万三千六百二十九件というふうになって
おります。その反面、一般少年鑑別の方は、昭和五
十年の時点で一万七千七百四十四件であったものが逐
次減少して、五十七年には一万三千三百十六件と
いうことになっております。

このように一般少年の鑑別は、家庭裁判所関係
鑑別の増加によって減少しているものであります
けれども、地域社会の要請はむしろ強まっている
と考えられますので、業務処理の効率化を図るな
どによって一層の活発化を促進してまいりたいと
いうふうに考えております。

○三浦(隆)委員 鑑別所から考えて、一般鑑別と
いうのは今後ふえた方がいいと思うのですか、減
った方がいいのですか。

○上館説明員 中心となる業務は家庭裁判所から
の収容鑑別でございますけれども、社会の要請が
非常に強い昨今でもありますし、私も努力をい
たしましてふやしていきたいというふうに考えて
おります。

○三浦(隆)委員 これまで、いま御説明いただき
ましたように、少年鑑別所というところは、いわ
ゆる学校で手に負えない、家庭でも手に負えな
い、また警察とも違った尺度の中から、現実
に大変に問題を起こした少年だけを本当にとらえてそ
の矯正のために努力されているという点では大変
すばらしい施設なんだろうと思います。しかも、
それがはつきりと暴力事件を起こしてしまっ
てから対応するのは、これは病気で言えば、完全
にひどい病気になるから治療効果をする。病
気の場合、本当はそれよりも病気になる以前とい
うか、軽い程度、予防医学というよりはより大
切だと思ふのです。とすれば、こうしたいとい
うか、たとえ

ば暴力事件を子供が犯したとします。先日、中
生を中心とする十人の子供たちが浮浪者を襲撃し
て傷害致死事件を起こしたといったような場合
も、急にそういう事件が起きているわけではな
いわけですね。あるいは先ほどお答えになった
忠生中における事件も、ある日一回急に起こったわけ
ではない。これまでに何回となく、繰り返して
行われていたのに、その対策が大変にまずか
つたから、だんだんだんだんひどくなってき
たわけですね。とすれば、むしろそういう危
な問題が出かかるとときに、どうしたらば
ならないで済むかというふうな処置が必要だ
と思うし、しかもそれが学校の、たとえば英語を
教える先生は英語が達者、数学を教える先生は数学
が達者であるけれども、一般的なそういう少年非
行に対する対応策を特に持っておられないわけ
です。家庭のお母さん、お父さんにしても、子供が
かわいとは思いますが、それと違って専門
家ではあります。そういう点では少年鑑別所の
人はそういう鑑別をするのを専門の職とされてい
るわけであって、事前に早く気づけば気づくほ
ど、そこに一般鑑別というか、早くから相談され
ることが最も望ましいことなんだろうと思いま
す。せつなくあるものが使われないこと自体に
まず一つ大きな問題があります。

しかも、それはどの数でないのに、いまのお答
えをいただくと、もう自所収容者の増加ともど
もに一般鑑別に手が回らないというふうになっ
てきております。ということでは、いま国を挙げて行
革に取り組み必要がある、これはもちろん大切な
ことではありますけれども、漠然とただ一般的に
一割削減とかすればいいというものではなくて、
今日、総理大臣以下文部大臣が国を挙げて少年非
行の問題に取り組みをするのであれば、それに
取り組もうとして真剣に立ち向かっている職員と
いうのは、減らすのではなくて、むしろふやさな
ければならぬと思うし、それに対応する施設とい
うのは整備充実していくことの方がむしろ望ま
しいのじゃないかというふうに考えます。た

だ、それにしても職員をふやせ、あるいは施設を
充実せよと言っても、肝心の少年鑑別所なり、あ
るいはこれからお話しする少年院を、多くの国会
議論を踏まえて、多くの先生方なり多くの国民が
知らないで、せつなく御努力されている人の評価
が余り目に映ってこない。大変遺憾なことだと思
います。そういう意味からいたしまして、こうい
ういままでも余り日の当たらないところ、大い
に努力されておられる人により日の当たるように、
して言うならば少年非行というものが、できるな
らば事前に少しでも抑制されていくようにしてい
くべきではないか、こういうふうに思います。

さて、鑑別に当たりましていろいろと情報収集
というか、資料収集が必要だと思ひます。特に学
校に通っている子供たちを対象とする以上は、学
校でもその子供たちの状況を知らなければ対応が
むずかしいかろうと思ひます。そこで、少年鑑別所
としては、学校からの資料収集をどのように行っ
ているのか、直接的に行っているのか、家裁から
間接的に入手されているのか、いづれにしても、
も、どのようにいわれるその問題の、たとえば中
学生で非行を起こした場合のその中学生に対する
学校からの資料収集をどうして行っているか、あ
るいは資料収集に伴う何か問題点があったら御指
摘いただきたいと思ひます。

○上館説明員 鑑別に当たりましては、学校関係
の資料は非常に貴重なものの一つであります。必
要があれば学校に照会できる制度になっておりま
す。ところが保護措置により入所した少年につ
きましては、家庭裁判所が審判に必要な事項を調査
しておりますので、この調査の中には当然のこと
ながら学校関係も含んでおります。少年鑑別所と
いたしましては、二重調査を避けるというふうな
意味もありまして、家庭裁判所から学校の資料を
含めて鑑別に必要な情報を得ております。なお、
在学中の生徒につきましては、先生が面会に来所
された機会に少年のことについて職員に相談され
ますので、その際に必要な範囲において詳しい情
報を得るように努めております。

○三浦(隆)委員 鑑別所に入所しますと、そ
の最初の日に本人の自画像をかかせると言われ
ておりますけれども、昨今の事件の中での自画像、
どういふふうな特色がその絵から見られるのでし
ょうか。

○上館説明員 人物など絵をかかせることで人格
を知る方法にHTPという方法、ハウス・ツリー
・パーソンというのがありますが、各地の鑑別
所で用いております。先生が御視察になられた鑑
別所で、自画像から少年の性格を分析する方法を
研究されておったと思いますが、これらを利用し
て人格を知るといふふうな検査の研究をしておる
わけでございます。その研究結果によりますと、
非行少年にはどぎつい色を使用するとか、タッチ
の荒さというふうなものが見られたということ
でございます。

○三浦(隆)委員 私は、少年鑑別所を通して見る
少年の姿というのと、恐らく学校の教員が学校で
暴力を働いた少年に対する印象とは大変違つた
ものがあると思ひます。といひますのは、たとえ
ばある事件で十人の子供が大変にひどい悪いこと
をした。私はどんなひどい顔をした子供たちか
と実は思ひました。ところがその十人の子供たち
というのは、本当に事件を起こしたのかと疑う
ばかりの顔かたちなんです。と同時に、その絵
の中で、十人にかかしたところが、一人の少年
は、自画像をかけたと言ひながら、おりの中に小
さな犬をかき、小さな猫をかいておりました。解説
にいづく、そのおりの中に小さくうずくまってい
るのが私なんです、一人でさびしいので猫もかき
ましたというのがありました。もう一つには、そ
の画用紙を半分に割りました。そこに道路、だ
んだん広くなる道をかいておりました。説明の中
に、私もまっすぐの人生を歩きたいのです、だけれどもい
ろいろとむずかしい。その道路の回りにはあらし
が吹いたような絵をかいて、子供の心理状況の乱
れが示されておりました。それから、ほかの自画像
をかけた中に共通点が一つありました。一つの絵
だけが唇をだいたいい色に薄く塗って、あとは軒並み

すべて真つ赤な唇を塗っているわけですが。普通の絵ではない。まさに圧倒的多くの子供たちが、どういう理由でか真つ赤に唇を塗っているわけですか。私は専門家じゃないので分析はわからないけれども、たまたま事件を起こした子供たちの家庭環境が、夫婦は離婚あるいは離婚訴訟中、共稼ぎで家にはない、あるいはあるとあると言っておりました。言うなれば、普通であれば朝寝坊すれば、学校におくられるから起きなさいと声をかける。あるいは顔を洗わなければ、歯を磨いて顔を洗いなさいと親が声をかける。あるいはまた学校へ行ってきなさいと言えば、行ってらっしゃいと声をかける。また学校から帰って来なさいと言え、お帰りのなさいと声をかけるはずの家庭です。これに對して、鑑別所に入つた両親その他に恵まれない子供は、朝起きると言つて声をかける人がいない。顔を洗わなさいと言つて声をかける人がいない。学校へ行くのに、行ってらっしゃいと声をかける人もいない。学校から帰つて来なさいと言つたとき、お帰りのなさいと言ふ人がいない。学校から家に帰るのがおもしろくないから盛り場に行く。同じような子供たちが大ぜいいた。お金がないから万引きをした。お金がないからという事で事件を起こした場合、もちろん子供の犯した行為は許し得ないにしろ、そういうふうな子供を追いやっていった家庭なり、その場合にただ一人の教員でもいいから、おまえが家庭に帰つておもしろくなければおれの家に来ないか、おれがおまえのおやじがわりになつてみせようじゃないか、おれの家で一緒に食事でもしてみないか、そういう声をかける教員が一人もいなかったという現状の姿の方に、私は大きな問題があるように思ひます。

私流の解釈で言えば、唇の赤いのは母親の愛に乏しい子供たちの願望かもしれない、あるいは赤く目立たせたいという突つ張つた気持がそうさせるのかも知れませんが、とにかくそういう子供の姿というのは、家庭で暴力をふるっている親にはわからないし、学校で暴力をふるっているとき

の先生の目には見えない子供の姿が少なくともそこには出てきていてということであります。家庭や学校でだらしない子供が、少年鑑別所に入つたときの生活態度は、朝起きてから寝るまで一貫していわゆる規律正しい生活をしているじゃないかということなんです。私は、こうした事実をもつと学校関係者は知るべきではなからうかというふうに思ひます。

そこで、そうした鑑別所に対する学校側の対応であります。少年鑑別所というものの對して、校長さんなり生徒指導主任と言われる人なり担任の教員なり、鑑別所をどの程度利用されているのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○三浦(隆)委員 ほとんどの統計もないくらいに、大きな事件を起こしている、先ほど言つた思生中学でも結構ですが、数々の問題を起している。乳つきの中学といふのは幾らでもあるのです。そういう乳つきの中学の連中が、校長という職にある人が、生徒指導主任という職にある人が、暴力事件を起したり自分子供をひっぱたくような暴力教員が、なぜそういうところを知ろうとしないのか、私は大きな問題がまずここに一つあると思ひます。

時間です。先に進みまして、ここで程度が軽ければそのままということですね。ただ、これがもう一歩ひどくなると、少年院なり少年刑務所のお世話になるということですが、そこで少年院についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

少年院といひましても、行かない人では全然知らない方もあるかもしれませんが、少年院にはどういふ種類のものがあつて、現在どういふふうな収容状況であるのか、あるいは最近の特色はどういふふうに見られるのかというふうなことを、簡単にひとつ御説明をいたしたいと思います。

○佐藤説明員 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容しましてこれに矯正教育を授ける施設でございますが、四つの種別がございまして、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院、こういうふうな種別がございまして。

○三浦(隆)委員 少年院の目課表的なものはどうなつていまいしょう。

初等少年院といひますのは、心身に著しい故障のない十四歳以上おむね十六歳未満の者を収容いたします。中等少年院は、心身に著しい故障のないおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容いたします。特別少年院は、心身に著しい故障はございせんが、犯罪的傾向の進んだおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容いたします。最後に医療少年院は、心身に著しい故障のある十四歳以上二十六歳未満の者を収容いたします。

なお、少年院における最近の収容状況でございますが、少年院は全国に五十九ヶ所設置されておりますが、昭和五十七年の一日平均収容人員は三千九百六十一人、一年間に新たに収容された新収容人員は五千二百五十九人となっております。これを見ますと、昭和五十年の二千五百三十二人を一〇〇としまして、最近三年間の指数を見ますと、昭和五十五年が一一三、五十六年が一四五、五十七年が一五六でございます。増加傾向を示しております。

また、その特色は、十四歳から十五歳の中学生等、低年齢少年の増加傾向が顕著でございます。昭和五十年を一〇〇としますと、昭和五十七年は二五三という指数になります。

○佐藤説明員 施設によつて若干の差はございますが、ごく標準的な目課表について御説明いたします。

起床は六時三十分。大体七時三十分ごろから朝食に入ります。八時三十分には朝礼。九時から午前の課業が始まります。課業の内容は、職業指導あるいは教科教育、クラブ活動等がそれぞれの施設によつて組み込まれております。十二時に昼食。午後一時から午後の課業が始まります。これも午前と同じような内容になります。夕方五時から夕食。それから、大体夕方六時くらいからそれぞれの寮舎の中でミーティングが行われるのが通例となつております。その後、学習には、自習の場合もございまして、またそれぞれ教官が一斉に指導する場合もございまして、一概には申し上げられませんが、それから、九時に一日のまとめ。これは日誌をつけたら、それからそれぞれ反省をしたりというふうなことで、おむね十時に消灯というふうな日課になつております。

○三浦(隆)委員 少年院に入る子供たちが大変にふえてくるということは、その少年院に入つた子供が立ち直つて出るのか、少年院帰りという、かえつてひどくなつて出るかということは社会にとつては大変に大きな問題であります。幸いなことに、少年院に入つて出てくる子供が再入院すると

いう率が大変減つてきているということは、収容者が多い、しかも同じ施設、手不足の職員の中で再入院の人が減つてきていることは、それは少年院における矯正教育の大きな成果であり、例く人の大きな誇りを持つていいことだと思ひます。

○三浦(隆)委員 少年院における教育方針は、在院者を社会生活に適応させるために本人の自覚に訴え、規律ある生活のもとに教科教育並びに職業指導あるいは生活指導等を授けることとござい

の他言葉遣いも大変にだらしくなってくるのだ
と思います。そうしたことが現在の家庭なり学校
ではなかなか正すことができない。ところが、現
実の少年院ではそうした子供たちを相手にしな
がら、この責任は家庭にあるの、社会にあるのとい
う泣き言を言わないで、来た子供たちをしっかりと
矯正させているということは大変素晴らしいこと
だと私は思います。

そこで、特に教育の問題について御質問したい
と思うのですが、こうした子供たち、たとえば中
学に行っている子供ですと、そこで勉強を教え
て、場合によっては卒業資格的なものが与えられ
るわけですね。言うなら進学校の役割を少年
院は果たすことができます。

そこで、これに対して教科に関する文部大臣の
勧告というふうなものが、この少年院法の五条一
項ですと、出されることになっておりますが、文
部省、どのような教科に関する文部大臣の勧告と
いうのをなされておったのでしょうか。

○鈴木(勲)政府委員 少年院法の五条一項には、
いまお話のございましたように、「少年院の長は、
在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項
については、文部大臣の勧告に従わなければならない。」と規定してございまして、文部省におきま
しては教育課程の基準の改善が行われますたびに、
法務省当局に対しては教育課程の基準の改善の
基本的な方針並びに学校教育法施行規則及び学習
指導要領の改正の内容を通知をいたしまして、こ
れに基づき、法務省御当局の方からその内容につ
きましては少年院長に通知されているというふう
に承知をしております。

ごく最近の教育課程の基準の改正につきましては
は、五十二年八月の十五日をもちまして文部事務
次官から法務事務次官に改正の趣旨につきまして
通知をしております。それに従いまして法務省
の方におきます手続が連ばれているというふうに
承知しております。

○三浦(隆)委員 教科に関する文部大臣の勧告と
いうのは、一度ならず何回でも、いわゆるいろいろ

とそのときどきに変わってくるものだと思うの
ですが、文部省はその都度出しておりますか。

○鈴木(勲)政府委員 これは教育課程の基準の改
正が行われますたびに、法務省にはその趣旨を通
知をもちまして連絡をしております。

○三浦(隆)委員 そうすると、その教科を實際に
行うためには、教科を担当する職員が必要で
その教科を担当する職員の資格なり人数な
り持ち時間なり専任なり非常勤の身分、あるいは
カリキュラムの組み方、授業方法、成績判定を文
部省はどのように把握していますか。

○鈴木(勲)政府委員 文部省が勧告、連絡いたし
ますのは、教科の内容に関する事柄でございま
す。その資格でございましてか教員の数でござい
ますとか、そういうものにつきましては、た
まのところ連絡はさせていただいてないわけ
でございます。

○三浦(隆)委員 これは教育にならぬの
と思います。

なぜならば、義務教育ということでは学校は教
科書は無償だし、しかるべき額の、かなりの金を
どんなに苦しくても出そうとしているわけ
です。そうして、そこで義務教育が十分であ
れば、そこで教えた者に卒業資格と同じものを、証明書な
りを法によって与えようとしているわけ
ですが、全然だめなところでもって卒業資格にか
わるべきものの証明書が与えられるというこ
とは本来あり得ないはずであって、文部省が教育に
対して本大臣に責任を持たれるならば、自分
たちの出している大臣の勧告というふうな
ものが具体的にどのように行われているもの
かどうかが、もっと関心を持っ

てしかるべきものじゃないか。特に今度の非
行少年の問題というのは、現場の教員がもう
半ば投げ出しているような形の子供たち、こ
ういう乱暴な子供たちは教えられぬとい
うふうな、むしろ逃げ腰な連中を引き取
って、それを教育し、ちゃんと矯正して、そ
して卒業資格にかわるべきものを与えよう
としているわけです。やはり文部省として

も、実際の小学校、中学校の教員や何か
行き詰まっているのですから、勉強さすた
めにも、そういうふうなものが具体的にど
のように行われているか、もっともと知
っておく必要があると思います。言うな
らば、いま知らないのではありません。こ
れからよく法務省、少年院その他と連絡
をとって、文部省として、いわゆるそう
した少年院でどういうふうな教科、それが
実践されているものか知った方がいいと思
うのですけれども、その今後の取り組みとし
て御意見を承りたい。

○鈴木(勲)政府委員 少年院法の規定によりま
して文部大臣の勧告をいたす内容は教科に
関する事項でございまして、ただいま申し
上げましたように、教育課程の基準の改正
が行われますと、それをお知らせする、そ
れを受けて教員の配置でございまして、そ
れは少年院法に定められました趣旨に従
って、法務省におきまして措置をされて
いるものというふうな考えでおるわけ
でございます。が、どのような教育が行
われているかということにつきま
しては、今後法務省の方とも御連絡申
し上げまして、私どもとしてもぜひ勉強
させていただきます。

○三浦(隆)委員 いままでこうした角度での質
問が余り行われなかったようですから、き
ょうは仕方ないことだと思つたのです。た
だ問題は、これは希望として述べたいの
は、少年非行というものがこ
とし終わるのではなくて、来年も再来年
もまだしばらくは続くであろうという前
提に立ちます。現場の教員が
お手上げの状況になって、中に
教員は自信を喪失してノイローゼにな
る者もあるという調査が出て
いることは文部省も知っているところ
でありまして、しかも問題は、そ
ういふうな子供を現実に預か
って教育をしているわけ
であります。学校教育の場
では勉強を聞こうとしな
い子供がそこの中では聞
いているわけでありま
す。あるいは自習時間
も与えられて勉強も
しているわけでありま
す。とすれば、いわゆる
文部省の所管にある先
生方も、いわゆる
文部省である、そ
ういふ縄張りのこと

は、特
に同じ教育です、教育とな
った文部省の方がその点に
関しては専門事項だと思
うので、少なくともそ
ういふ実態を今後よく知
りたいと思つています。い
いところがあればそ
ういふのは現場の教員
にも教えなければならぬ
だろうし、取り上げて
いくべきものだろうとい
うふうに思っています。

そこで、今度は少年院
における普通教員と違
いまして特殊教育課程
というものはどうな
っているのでしょうか。

○佐藤(明)委員 特殊教育課程とい
いますのは、精神薄弱者及び精神薄弱者に
準じた処遇を必要とする者並びに情緒未
成熟等により非社会的な形の社会不適応が
著しいため専門的な治療教育を必要と
する者を収容しております。昭和五十七
年中に特殊教育課程の対象とされた少
年の数は新収容者総数の約四割を占めて
おります。これらに
対しましてはグループカウ
ンセリングですとかサイ
コドラマあるいは作業療法
等の治療的な処遇を中心
として、その特性、能力
に見合った教育を展開
しております。しかし、
在院者の資質及び保護
環境面から特に居住環
境の調整に困難を来す
例が非常に多いことが
問題として挙げられ
ております。

○三浦(隆)委員 そうした子供
たちがいま言った少
少年院には全国的に
いろいろと分かれて
入っているわけ
ですが、少年院の
施設として、家
庭のお母さん方
が面会に来れば、
遠いですから
当然お母さん方
を泊める施設
というものが
附属的にあ
るだろうと思
うのですが、学
校の先生方が
面会に来る
場合の施設
状況、どうな
っております
でしょうか、
法務省にお
尋ねしたい
と思つて
います。

○佐藤(明)委員 学校関係者の
面会状況は、少年
院に収容される少
年の年齢とか種別
等によつて異な
りますので一概
には言えませんが、
中学生等低年
齢少年を収容す
る初等少年院の
代表施設一つを
取り上げてみま
すと、最近の出
院者百名中八十
三名の者に延べ
三百六十三名の
学校関係者が
面会に来て
おります。面会
に来られた先
生方にこれか
らどうい
うふうな形
でより面会
の効果を上
げていくか

ということにつきましては、それぞれ方法を検討していきたいというふうに考えております。

○三浦(隆)委員 いまのお答えにありましたように、面会に来る先生が大変少な過ぎます、まず一つには、それから、来る先生方、たとえばその問題となった学校の校長先生だとか、生徒指導主任という主任の肩書きを持った人だとか、一般の教員だとか、そういうことはいまの統計の中でおわかりになりますか。

○佐藤説明員 面会票の記録の仕方は、学校関係者というふうに統括してございますので、その区分けはしております。

○三浦(隆)委員 それでは今後のこととしてお願いをしたいと思うのです。学校関係者だけではなくて、やはり教育という立場ですと、問題を起こした学校の校長さんだとか、あるいは主任さんだとか一般の先生方とか、大ざいりいっしやるわけでありませう。学校の管理体制のあり方とも関連しながら、どういふ地位の人がどのような対応をしているのかというの大きな問題だと思っております、今後の面会票のところに、たとえば校長とか生徒指導主任とか普通の教員とか、丸か何かでくらせるようにしていただくと、同じ学校関係者だけではなかりよくなるので、お願いをしたいと思ひます。

それから、施設については十分に整っているところと整わないところとあるかと思ひます。私は、これまで整っていないかたのもあたりまえだと思ひます。というのは、訪ねてくる人が少ないのですから、当然そういう施設までは手が回らないと思ひます。特にこれから行革の問題が来れば厳しいと思うのですけれども、これもしかし、先ほど言いましたように、少年非行、そしてそれを解決することが大変何よりも今後の大きな課題であるとするならば、先生方にどんなとさういふ少年院に行つて子供の状況を見てもらいたいという私に思ひます。学校での先生に食つてかかるような本当にかわいげのない子供たち、それが少年院で、同じ人かと思ひばかりによくなつてゐる子

供たちというのを見ると見ないでは大変な違いです。たとえば乱暴して少年院に行つた。やつと教室が静かに穏やかになつたかと思つたときに少年院から出てくる。ああまた学校の中がたがたになつてしまふんじゃないか、先生によつてはさういふ不安を持つ人もいっしやるかもしれないし、また事実、知らなければさういふ目で見るともいけません。先生が生徒に対してさういふ目で見るとは、子供もまた先生に対しておかしな目で見るとはなる。先生の指導が悪ければ、同じ迎えるクラスの人たちも温かく迎えることは恐らくありません。とするならば、先生方が一生懸命少年院に通つていけばいいほど、学校とは違つた生徒の姿を見ることができ、その生徒が再び学校に戻つてくるときには、みんなに対して温かく迎えるようにという配慮がなされてくるだろうと思ひます。さういふ意味で、施設がいま不十分であるとするならば、ひとつ積極的の予算の中で少年院における教員などの宿泊施設を新規につくりたいというふうな項目を出していただきたいと思います。先生がそこで一泊でもいいから泊まつて、夕食でも朝食でもともに食べながら、子供の学習している姿、子供の作業している姿を見ることができ、大きな意義があるんじゃないかろうかというふうに私は考えますので、ぜひとも、行革の中ではありますけれども、していただきたいと思います。

それから、まだ質問もありますが時間ですのでちょっと飛ばさせていただきます。今度は教員の問題についてです。といいますのは、これもいろいろと教員についての質問とかお尋ねをしてから入つた方がよろしいかと思ひますが、残る時間がないものですから問題点だけ指摘させていただきます。

といいますのは、まず第一点に、文部省の考えている一つの考え方として、教員の資質向上という言葉を言った場合に、確かに免許法を改正して必須科目をふやしていくというのも教員の實力をふやすという点ではプラスであります。あるいは

学部を大学院マスターにして十分に勉強させるといふのも、これまたいいことだと思ひます。ただ、それだけでは済まないといふのは、正常な学校の現場ならば、教える者、教わる者がおとなしい、いわゆる平常な姿でありますから、英語の實力のある人、英語の教え方のうまい者がいれば英語の勉強が達者になるだろうと言えようと思ひます。ただ問題は、少年非行を起こす子はめつたに学校に来なかつたり、たまに来れば学校の中で暴れたり授業を妨害したりして、まともに英語の先生なり数学の先生の話を聞かないことも出てきます。そこで学校の先生はその対応に大変苦しまれてゐる、それが今日の現状だろうと思ひます。

そこで、教員研修のあり方についてなんです。が、いわゆる職務研修として外部から講師を呼んでお話を聞くというだけではなくて、職務研修の一環として少年院等への参観といふのをぜひ組み入れていただきたい。現実には先生になつてゐる人もたくさんいらっしゃるのですが、その人たちが少年院鑑別所であるとか少年院だとか婦人補導院だとか少年刑務所とか、どこでも結構です。それから、いわゆるそうした非行を起こした子供たちの矯正に携わつてゐる施設に見学に行く、参観に行くといひます。うか、さういふふうには文部省はお考えいただけないのだからと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 先ほど来三浦さんのいろいろなお話を承つておりました、私もきつめて同感であります。と言いますのは、いま最初にお話がありました、非行云々といふのは、初期に芽を摘むといひます。矯正するといふのが一番大事だと言ひますけれども、どうもさういふ点が、しばしば過去にも出ましたように、親もそれを余り問題にしない、学校の先生も余り問題にしないといふことでだんだん深みに入つていくといふ場合が多い。少年院とか少年鑑別所のお話がありました。少年院あたりの職員と申しますか指導者、問題は愛情と情熱、どうしても一遍非行に走つた、あるいは刑法を犯した、さういふ者を自分の愛情と力でも直そう、さういふ情熱が非常に強い方が多

い。私は学校の先生にはそれが、全部というところを受け取るかもしれないけれども、非常に欠けておるような気がいたします。

【船田委員長代理退席、委員長着席】
やはりさういふ非行に走るような少年は自制力が足りない。あるいは事の善悪を指導し、規律を守らせる、さういふいろいろな指導がなければ、ただ口で言つた矯正できるものではない。これは余談でありますけれども、私は全国の例の司法保護司連盟の会長をしてありますが、これは外部の司法保護司の皆さんも、本当に非行に走つた刑余の人、さういふ人をいわゆる真人間にしよう、一つのボランティアでございますけれども、さういふことで精力を尽くしてゐる。さういふ事例があるのです。非行少年が麻薬、覚せい剤使用に走つて、それがいろいろ少年院や鑑別所で指導されて、そして出てきて、それがなかなかやまない。そこでこれを預つておる保護司の相当年配の方ですけれども、これは何とか直して覚せい剤から遠のけなければならぬ。さういふことをやつたかといふと、これはたばこの非常に好きな方なんです、もう何十年もたばこを吸つてゐる。自分はおまえのために今まで吸つてきたたばこをやめるから、おまえも覚せい剤をやめる。最初はなかなか聞かなくつたさうですが、真剣さと愛情が移つて、結局覚せい剤をやめる、真つすな人間になつた。これは事実の話でございますが、私は、非行少年、校内暴力といふのは、もし先生方が本当にこの子を買つてくれないとすればならぬといふ愛情と情熱があれば相当効果があるのではないかと思ひます。でありますから、先ほど初中局長、余り連絡がないといふ話がございますが、全部の学校の先生が見学するといふのは事実上不可能でありますけれども、現に非行に陥つてゐる子供をできるだけともな人間に仕立てようとしてゐる、さういふ姿を、できるだけ連絡しながら研究してもらふようにしたいと思ひます。

○三浦(隆)委員 教員研修のあり方として、職務研修に少年院等の参観を加えてほしいというこ

と、いまの先生方の人数と行かれる場所との関係が確かにごさいます。しかし可能な限り行っていたきたい。しないよりも行っていたければかなり違ってくると思いますので、ぜひお願いしたい。それを大臣ではなくて、ひとつお答えをいたしたい。

○鈴木(勲)政府委員 教員研修の中でいろいろ工夫をしておりますが、いまの少年鑑別所あるいは少年院等の状況を見学するというのも、特に校内暴力等が問題となっている昨今におきましては、一つの研修のあり方かなというふうに思っています。私どももいたしまして、文部省が行っておりますところの生徒指導講座の中におきましては、少年院とか教護院とか、そういうものの措置につきましては取り上げるような指導をしておるわけでごさいますので、今後ともそのような見地をも含めまして、都道府県教育委員会が研修を行う場合に、そういう観点も含めて研修計画の中に考えるように指導をしたいというふうに思っています。

○三浦(隆)委員 いままで少年非行に対する問題として、いま言ったように少年院その他いわゆる法務省管轄における矯正教育というものが比較的に日が当たらなかった。これからはひとつ大いに目を当てて、より充実したものとして学校教育と連携プレーを密にしまして、相乗効果としてよりよいものを生み出していただければありがたいというふうに思います。

時間ですので、本来そうしたことに関連して教員養成の問題点その他もう少しお話ししたかったのですが、次回に譲らせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○葉梨委員 山原健二郎君。

○山原委員 最初に、この委員会と一緒に質疑応答してきた相手でございますから、この質問は私にとりまして余り愉快でない質問でございますけれども、文部省の前管理局長の柳川寛治氏のことにつきまして質問をしておきたいと思ひます。柳川さんは、現在、参議院の比例代表選挙区の

予定候補者として選挙運動を展開しておられます。特に管理局長であった肩書きをフルに活用しまして、管理局管轄下にある約三十の団体、業界等挙げてのいわゆるぐるみ選挙を進めておると言われまして、そのやり方かなり批判が出ております。そしてこの国会でも取り上げられてきたわけでごさいます。この問題について、最初にこの選挙運動に文部省としては関与していることはないと断言できますでしょうか、伺っておきたいのであります。

○高石政府委員 その動きについては、全く関係しておりません。○山原委員 今度の参議院全国区が比例代表制という制度に変わりましたために、党の入党勧誘工作というのが非常に激しくなっております。それが入党勧告が直接選挙につながるということで、非常にすさまじい形態をとっているわけですが、共通したやり方として、各団体、業界が上から下へ資料を配付しておるわけですか。

たとえば、ここへ持ってきておられますが、こういう資料が文部省管轄下の団体に配られているわけですか。この中にはもちろんこういふ入党申込書が幾つか入りまして、それから柳川さんの写真入りのこういう資料、さらには党費納入の振込依頼書だと思ひますが、そういうものが入っております。その中で、一例を挙げますと、たとえば全国専修学校各種学校総連合会というのがございすけれども、それが一月十七日に文書を出しておられるのです。これは新聞によりますと、事前運動のおそれがあると書いておる新聞もあるわけですが、それからまた、二、三日前の参議院の決算委員会におきましても藤波官房副長官が、事実とすれば遺憾であるということをお述べられました。

特定の候補、特定の政党への支持勧誘を組織ぐるみでやるというのは問題ではないかと思うのですが、この点自治省に聞きたいのです。たとえばこの文書によりますと、「柳川寛治先生の参院選応援をお願い」ということで、全国専修学校各種学校総連合会の会長の大沼淳さんから各会員校理事

長、学校長に対して一月十七日に出されておりますが、これは柳川さんのことにつきまして「先生には昨年七月文部省の管理局長を退任されるまで、専修学校、各種学校の振興のため、言いつくせぬご配慮とご指導を賜りました。また省内でも私学出身の異色の局長として、広く私学関係者から親しまれてきました」ということから、「ここに柳川事務所からの入党勧誘書類が同封されておりますが、事情ござる上、会員の皆様並びにご家族、職員の方々はじめ学校関係者、取引先など、ぜひ入党勧誘にご尽力賜わりたく存じます」ということで、「教育界では入党という問題は大変難しく、抵抗感もあるかと思ひますが、以上申し上げました経緯から、これが選挙応援に必要な条件であることをご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます」ということ、で、柳川先生の参議院選挙応援のため入党が必要であるというこの文書が流されているわけですね。自治省、これは全く問題のない文書だというふうに判断をしておりますか。

○小笠原説明員 ただいま御指摘のありました文書の内容を実は私も詳細に存じ上げておらないわけでごさいますけれども、一般の議員獲得運動につきまして文書を出されることは、選挙に関する事前の運動ではないというふうに考えておるわけでごさいます。選挙に関連する文言が入っておりますけれども、その文書の配られる態様、時期あるいは範囲、そういうようなものを総合的に判断しなければ、それが公職選挙法に抵触するかどうかは断定できない、このように考えております。

○山原委員 私もここでこれが選挙違反であるかどうかという点を煮詰めるほど知識は持っておりません。だからお聞きしておきたいのですけれども、いまおっしゃったように入党勧告という政治活動という範疇ならば、どこでもやられることだと思ひますね。ただ、これは名前が入っておりますので、「柳川寛治先生の参院選応援をお願い」ということでございまして、こういうかっこうになっておるわけですね。まさに単なる入党勧告、

勧誘ではなくて、柳川先生の参議院選挙応援のためにこの入党というのが必要になってきたのだからお願いする、こういうのが上から下まで系列を通して流れるということは、果たして私はいまの自治省のお考えだけで了承できるものかどうか、もう一回伺っておきますが、いかがですか。文書を見ていただいてもいいですよ。

○小笠原説明員 選挙に関連をいたしましたいろいろな準備があるわけでごさいます。その準備に関係して関係者の間で文書が出されるということがあるわけでごさいます。そういう場合、必ずしもそれが一般の有権者に対して広く大量に出されたものでありません場合は許される場合もございす。先ほど申し上げましたとおり文書の文言だけではなくて、その文書が配られる対象、範囲というふうなものも総合して判断しなければ断定できない、このように考えております。

○山原委員 もうちょっと具体的な資料ですが、これは学校法人に關係してまいります日本電子工学院の場合ですけれども、日本電子工学院の理事長の片柳さんから「全職員・講師各位、こういう文書が一月二十七日に出ております。電子工学院は専修学校でございますが、文部省前管理局長柳川寛治先生の参議院選挙応援の件、こうなっております。その中、この電子工学院は「本年は仮称東京工科大学の計画推進に当たり、諸問題を克服していかねばならない大切な年であり、ことに文部省関係の認可申請業務については広く各方面のご協力を得て、目的達成できるよう万全を期して進めたいと考えており、各位に対して万般のご協力をお願いする次第です。さて、本年はまた参議院選挙の年でありまして、と、こうなっております。『柳川寛治先生が昨年七月退官されて、今回「自民党公認候補」として立候補されます。』「こういうふうになっておるわけですが、そしてこの認可の問題につきましても、先生に多大の期待をお寄せ致しており、先生が国政の場で活躍されることを心から念願しております。」というところから、そこから「各位ならびに奥様のお

二人のご入党並びに親族へのお声掛けをしていただきたくよろしくお願い申し上げます。」ということから、「記」となりまして、記の最後に、学校法人日本電子工学院総務部の村瀬鉄夫さんという名前が出てくるわけですね。そうしますと、これは学校の中に柳川さんの後援会をつくってやっておるということではなくて、これは総務部に入党届その他を出すということで、学校の組織そのものが選挙運動をやっておるというふうに理解できるのじゃないかと思ひますが、これはどうですか。

○小笠原説明員 ただいま拝読いたしました文書、いまお聞きしたばかりでございます。その文書自体についてとかくことは申し上げる立場ではないと思ひますが、先ほど来繰り返してまいりましたけれども、事前運動にあるという問題は、特定の選挙に特定の候補者あるいは比例代表選挙の場合におきましては特定の政党のために投票依頼をするような行為でございます。ただいま先生の方からお聞きしました範囲では、最終的には入党勧誘ということでございますので、それが主眼だとすれば、文言の上からも直ちに選挙の規定に触れるということには必ずしもなりませんし、それから問題はその対象の範囲でございますけれども、それにつきましても、いま職員、講師というふうなお話もございましたけれども、どの程度の範囲になるのか、その辺のことも十分に総合的に判断をしなければならぬか、このように思ひます。

○山原委員 文部省に伺いますが、理事長さんがこういう文書を全職員、講師各位に出されるわけですね。そして理事長さんが部長会議を開きまして、党費は学校が払いますということを、事実そういうふうなやっております。それで、党費を学校が払いますというふうなことがあつたらんとするならば、これはまさに不可解千万なことでございますが、もしそういうことがあればどうなんですか。それも結構ですか。

○小笠原説明員 党費の立てかえといひますか、党費を学校がお払いになるということが一体どう

いう行為になるのかということでございます。学校が法人として党費をお払いになるということでしたら、それはまた法人として当然である問題でございます。職員にかつて立てかえて払うというところでございまして、果たしてその職員と意思を通じて入党ということの行為とそれから党費を払うという行為が密接に関連して結びついておるかどうかというふうなことも判断をしなければ、公職選挙法上のどの条項に触れる問題になるか、にわかに断言ができません、このように思ひます。

○山原委員 選挙課長ですか、私は公職選挙法百九十九条の四、百九十九条の五、この二つの関連を質問しているわけですね。それと、もう一つは政治資金規正法の二十二条の二、寄附の限度の問題がございまして、それから、もう一つは公職選挙法二百二十一条の利益誘導の問題、この三つの法律をいまこへ持っているわけですね、先へ進みたいと思ひます。

その後はちやんと文部省に聞きたいのですが、この学校は専修学校ですから、専修学校は学校教育法でも位置づけられております。そして国からの補助も受け、税制上の優遇措置も受けている点では公的な教育機関としての性格を持っています。たとえば補助金は研修費、教員の研修に対する補助、奨学金制、それから大型設備にも直接補助、これは五十八年度から専修学校に対しても行われるわけですね。それから、税の優遇は固定資産税に対する優遇あるいは地方税の優遇、ほとんど私立学校とは変わりなく行われているわけですが、そういう学校が特定の政党の党費を立てかえて払う、納付するということ、これはだれが考えても異常なことではないかと、その点は文部省としてはどうお考えになりますか。

○高石政府委員 具体的内容について承知しておりませんので、いま具体的問題についてここですぐお答えすることはできないわけでございます。ただ、お話のありましたように私立学校は一般的に経費費まで国の補助金の対象になっておりますが、専修学校はいま御指摘になったような特定の事項についての補助制度があるということでございます。したがって、専修学校の経営に必要ないろいろな事業活動の経費その他が合法的な手段によつて処理されている限りにおいて、それは問題ないと思ひます。専修学校の出費がどういう形で行われるかということも国の立場でとやかく申し上げる筋合いのものではないと思ひます。

○山原委員 不思議なことなんです。国が補助金を出しておりますし、税制上の優遇措置もしているし、そういう学校が特定の政党の党費を払います、これはやはり党員になった方が払うべきでしよう。党員に名前だけ出せば学校が払います。それだつて金額は百五十万を超えてはならぬという政治資金規正法の規定がありますから、それも九百人という数字も出ています。党費三千円と二百七十万と、百五十万以上ではならぬという政治資金規正法の規定もちゃんとあるわけですね。その規定のこともありますが、しかし、専修学校としてこれから先だんだん整備をしていく、この場合は私は利益誘導じゃないかと思ひます。いわゆる大学へ申請する段階ですから、認可、許可権を持っているのは文部省ですからね。

そんなことを考えますと、この方に出ていただいて認可申請をやつていただくのだというふうなことになると思います。これは選挙も全くめっちゃくちゃになってきます。だから国会の中でも各党ともこれをいぶん問題にしているわけですね。これは文部省としても横を正すべきところは正さなければならぬという意味で、私は、特に教育に携わる行政府でございますから、そのことを言っているのです。

また後で繰り返すかもしれませんが、もう一つの問題は、党費を後援会が立てかえるということですね。これは自治省どうですか。党費を後援会が立てかえるということはできませんか。

○小笠原説明員 後援会が党費を立てかえるという問題でございますが、関連の条文をいたしましては、先生が先ほど一部お挙げになりましたけれども、公職選挙法の百九十九条の三あるいは百九十九条の四あるいは百九十九条の五、こういう規定があるわけでございます。いずれも寄附の禁止、後援団体が寄附をすることについての禁止の規定でございます。一つ、一体党費の立てかえということが寄附に当たるとどうかというところがあるが、なかなか事案認定を要する問題でございます。一括して立てかえられたかどうか、そのところは確かには三千円から三千円の党費分を、自分が本来払わなければならないところを立てかえてもらつたという利益があつたところをその認識があるかどうかというふうな問題も判断をしなければなりません。

それからなおかつ、後援団体は一切いけないというところではございませんで、候補者または候補者になろうとする者が構成員または役員になつておるような後援団体、それが候補者の名前を表示するような方法でやつてはいけないとか、あるいは百九十九条の四でございまして後援団体が候補者の氏名を推薦させるような団体はやってはいけないということになっておるわけでございます。党費の立てかえの性格自体がいろいろ問題がございまして、後援団体が党費の立てかえをやつたことが直ちにすべて公職選挙法に触れるかどうかは、いま申し上げましたようなことも含めていろいろ判断をしなければならぬだろう、このように考えております。

○山原委員 これは自治省、その点、おっしゃる点はよくわかりますが、これは全国図書教材販売協議会の専務理事の清水厚実さんから出されている「都道府県図書教材販売協会各位」の文書です。これは一月十日に出されていますが、「業界の恒久的基盤固めをするための学校教材法制定促進について」、これは法律促進です。そのサブタ

イトルが「文部省前管理局長の参院選応援についてお願い」というのが出てくるのです。この中にいとおっしゃったことがひつかかってくるわけですよ。これはちょっと読み上げてみますと、社団法人の申請をしたとき文部省におられた柳川さんがいぶんお世話をしたということが書いてあります。が、党費の問題ですね。柳川先生は新人の中でも最有力候補の一人でありましたので、業界としても挙げて応援し、かねてからの懸案である「学校教材法」の制定を促進し、業界の恒久的な基盤固めを図らなければならぬと考えております。つきましては、ここに入党申込書を同封送付いたしますので事情ご了解の上、会員の皆様ならびに奥様の二人がぜひ入党していただき、柳川先生の当選にご尽力下さいませようお願いいたします。入党申込書とともに会費も納入することになっていますが、会費については当方「一方」は括弧しまして柳川後援会、明確に出ています。「柳川後援会」で一切納入することにしておりますので、別紙入党申込書に氏名、印、性別、生年月日、職業、郵便番号、住所、電話番号のみを記入し、同封封筒により「こうなっている。氏名、住所のみを書きなさい。党費は当方柳川後援会が払います。ここまで来るとこれは文書として大変で、いまおっしゃったように特定の個人が推定できる。推定どころじゃありません。柳川後援会、柳川寛治さんの選挙応援のために、党費は当方柳川後援会が払います。いまおっしゃった自治省の解釈から言いますが、これは私は一番問題のあるところだと思いが、これも何か解釈のしようにして違ひが出てきますか。

○小笠原説明員 確かに柳川後援会ということでは、はっきり後援会の名前が候補者にならうとする方の名前と同じでございますと、百九十九条の四に規定いたしております、公職の候補者とならうとする者の氏名が表示されたはその氏名が類推されるような名称が表示されている団体にならうかと思いが、先ほど来申し上げておりますが、党費の立てかえという

ことが即選挙に関する寄附ということになるかどうかというところは、単に一般的政治活動の延長としての入党、加入及びその党費の立てかえというところでございまして政治活動として許される面があるわけでございます。選挙に関するかどうかというところがもう一つ判断を要する点ではなからうか、このように思っております。

○山原委員 私はここで人を陥れるために言っているのではないのですけれども、明確に表題からしまして柳川さんの参議院選挙応援のためにという文書の中で、入党してください、それが選挙に直接関係があるのです、この党費については当方柳川後援会が納入いたします、だからあなたの方には名前、住所その他の「のみ」ですよ、ほかは要らぬというのですから、ちょっとあなたのおっしゃることは理解できませんけれども、どんなに考えたってこれは明らかに違反文書ですよ。公選法百九十九条違反ですよ。こういうのは注意しなければいけません。だから問題になるわけであって、高級官僚がおやめになって選挙に出ることだとしてあり得ると思いが、ここまでは半ば利用して、そして有無を言わせぬのですよ、理事長が学校の職員に対して出されたらね。奥さんと二人で入れと言われたら、思想の自由も何もありません。雇われてる人たちですから。これはまさにぐるみ選挙ということになるわけですから。また選挙を目の前にしては、もっとこれが激しくなってくる可能性があるわけ、これは文部省としては横を正して——文部省をおやめにもした方ですから責任はないとおっしゃるかもしれませんが、何と言っても長年にわたって文部省におかれて教育行政に携わってきた人ですから、火のないところに煙は出ないというが、うわさであつてもやはりそれについては文部省内で、また政治家としての文部大臣は注意する必要があります。私は思いが、これはうわささらにもっと率直に言いますと、これはうわさ

だから明確に言えませんが、文部省の管理局の中で審議官が選対部長を努めて指揮をとっているといううわさも、政治家はみんな知っています。そこまで来ると文部省というのは一体何かという疑問が出てくるわけでございます。それが事実であるとするならば、公務員地位利用を初め重大な違法行為であるわけでございますから、そういう点では火のないところに煙は立たないという点でもありません。明確にこうした事実はないと言いつけるのかどうか。断言できるのか。また、一律に部課長以上は幾らカンパせよなどというふうなことが来ているわけでしょう。そんなことをやっているわけですからね。そういうことについては文部省としては横を正してほしいと思いが、先高石さんの方から、どういとお考えが明らかにもうしたい。

○高石政府委員 文部省内にそういう選対みたいな組織は全くつくっておりませんし、そういう責任者もないわけでございます。ただ、柳川さんが文部省に長くいたということから、励ます会というふうな形でいろいろな行事が行われる際には、文部省にいた同僚諸君が自主的に積極的にお祝いをするということは当然あり得ることでございます。まして、それは組織の系列でどうこうすべき筋合いのものでないわけでございます。

○山原委員 自治省にもう一回、時間がありませんけれども伺っておきたいのですが、おっしゃったところ、百九十九条の四で「公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は」とつと出て、「いかなる名称をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」、こういうことが明確にあるわけですから、この点は本当に注意してもらわないと困ります。文部大臣、どうでしょうかね。私はいま一連の選挙運動のことに関して言ったわけですが、私は、公務員であろうと政治活動は自由、選挙活動だつて自由だと思いが、しかし、こういう形で人の思

想、信条を無視するような、また上部団体、権力機構から、言うならば下の職員その他に対してこういう形の押しつけ、それからまた、党費についてはこちらで払うというふうな不正常な姿ですね。選挙というのは全く公明正大でかつ正々堂々としなければならぬものですが、そういう点では、文部大臣は法律の専門家でもありますし、それからまた政治家としての判断として、正しくなければ正しくない、好ましくなければ好ましくない、文部省としては横を正すということをこの場所と言えりかどうか、最後に伺つてみたいのです。

○瀬戸山國務大臣 かつて文部省に勤務しておりました柳川寛治君、御承知のとおり昨年七月やめておるわけでございますが、柳川君が参議院選挙に閣連してとかくの行動をしておるようなことを参議院の決算委員会でもお尋ねがありました。従来新聞等にも出ておりましたから事務局に事情を聞いてみますと、先ほど官房長がお話し申し上げましたように、当然これは公務員でありまして世間の信頼を失うようなことは断じてやらないという方針で、また、文部省管下の各機関にも——総理府副長官もそういう通達を諸官庁、全公務員に出しております。文部省は文部省として官房長が出て指導しておりますことでございます。いまいろいろお話がございましたが、つまりには承知しておりますけれども、やはり従来の柳川君の業績等をできるだけ理解してもらおうというところで、知人とか法人等がいろいろ内容を書いたものでいわゆる広報宣伝等をやっておるのじゃないかと思いが、これは政治活動としてやれる面もあるわけでございますけれども、しかし、いまもお話がありましたように、事文部省に関するところでございまして、世間の誤解を受けるようなことのないように、指導を受けるようなことのないように願つておるわけでございます。柳川君と会ったことはありませんけれども、もし機会がありましたら、柳川君自身がやったとは思いますが、従来の知人などが応援をする意

味でやっておられると思いますが、本人にはそういうことのないように私からも注意をしたい、かように考えております。

○山原委員　では、この問題は終わります。

次に防衛庁教育課長おいでくださっています。が、いわゆる国費派遣自衛官だと思いますが、大学並びに大学院にどの程度毎年入学をしておりますか、それから、どういう目的をもって派遣をしておりますか、あるいはどの大学に対して、またどの大学のどの研究科に対して入っておりますか、これについてお答えできますでしょうか。

○平林説明員 防衛庁では昭和三十二年度から、自衛官を職務の必要によりまして国内の大学及び大学院に派遣をしております。年度の在籍状況を申し上げますと、昭和五十七年度は大学院に三十八名、大学に四十六名、計八十四名でございます。ちなみに五十六年度を申し上げますと、大学院に三十四名、大学に五十八名、計九十二名ということになっております。

なお派遣先の大学あるいは研究内容、研修内容につきましては、先方の同意も得ていないというところ、それから、これを明らかにいたしますことによりまして過去において派遣先に大きな迷惑をかけたということもございます。それから、結果的に防衛庁におきまして、その派遣先大学に自衛官を派遣できなくなったという苦い経験もございまして、公表は差し控えていたのだと思います。

○山原委員　日本の大学というのは戦後、大学の自治、学問の自由ということを原則にして出発をしてまいっておるわけですね。そして、大学研究というのは平和の目的のために使われるというのが憲法、教育基本法のたてまえでございまして、そこへ自衛官が国費をもつて派遣をされて入ってくる、しかもどの大学へ入っておるか、どういふ科目へ入っておるか全く公表されないということでは、私は逆にむしろなぜ公表できないのかという疑問が出てくると思うのです。

なぜ私はこんなことを言うかという点、この

前、兵庫教育大学をつくりますときにも、これは教員の経験のある人を大学院に入れるという問題で、その資格はどうなのか、あるいは地方教育委員会の添え状といえますか申請状をどうしたら取れるか、大学入試の資格はどうか、試験はどうかと物すごい問題になったのですね。大学あるいは大学院の問題については、入試の問題、入学定員の問題それから入試資格の問題、そういうことが問題になるわけですが、これはいまお答えにできないということで、私も予算委員会でも資料要求をしました、そこだけは出てこないのですね。

ちょっと伺っておきますが、これは大学の定員の枠外で入っておるのでしょうか、あるいはまた入試はどういうふうになっているのでしょうか。そこらはどんなふうにお考えになっておりますか。

○平林説明員 私どもは正規の大学入試の手続を経まして入学をさせているところでございます。

○山原委員 防衛庁としての業務命令を出してやられておるのですね、国費で派遣する場合は。

○平林説明員 どこどこ大学において研修を命ずるといふ人事発令を出しております。

○山原委員　そうしますと、きょうは時間があり
ませんからこれ以上申し上げることはないのです
が、大学の性格からいって、しかもどの大学へ
——国費で入っているわけですからね。どうい
う研究テーマで入っているということなどは私は発
表してもいいのじゃないかと思うのですよ。防衛

庁のやられることは、率直に言つてむしろ戦術、戦略、その他の問題に關係する戦争との關係になつてきますからね。だから、そういう点では、発表できないということとはむしろ疑惑を残しますし、また大学の性格も変わってくる。国費で派遣されておる、しかも業務命令で派遣されておる自衛官にとりましては、二十四時間、四十八時間防衛庁の管轄下にあるわけですからね。

この前の兵庫教育大学のときにも、地方公務員で学校の先生をやっておって、何年間かやられて大学へ入る場合に、その人の資格の問題がここで

ずいぶん問題になったのですね。大学というのはそれだけのものなんです。だから公務員は、たとえばストライキのときにはやるのかどうかとかいような問題まで出たわけです。それはしかし、法律的にそういう制度ができましたから公開でここで論議ができたのですけれども、いまあなたのおっしゃる自衛官の国費派遣というのは中身がわからぬものですから、どこへ何人派遣されておるのか、あるいはむしろ入学というよりも防衛庁の派遣研究生ということになるわけですから、どういう教科を研究されておるのか、あるいは大学における研究の成果はどういうふうに使われるのかというようなことになってきますと、これは問題が中に相当介在しておると私は思います。その自衛官個人の問題ではなくて、大学の制度の問題としてこれは検討する必要があると思えますね。

大学局長おいでになりますか。文部省はこういう事実を知っていますか。——大学局長はさっきおられたと思つて尋ねたのですけれども、大学の定数問題ですね。私学の問題でさえ、ここではう

る。ましていわんや国立大学でしょう。国立大学における定数問題というのは、それは大変なことですね。教授の配置の問題にしましても研究科目の問題にしましてもオープンで討議できる要素があるのですが、この場合は討議できない。だから、防衛庁はそういう要求で、業務命令でどここの大学へ、大学院三十八名とおっしゃったので

ですが、これは私費で行っておる方は数千名おられるわけですからね、私の言っているのは私費で行っておられる人のことじゃなくて、防衛庁の命令で行っておる人のことについては秘密にすべきものではないと思います。しかし、文教委員会ですれ以上詰めることはできませんのでこの程度でおきたいと思いますが、私は率直に言って公表してもらいたいと思うのです。そのことがむしろいろいろな憶測を解消することになると思いますので、その点最後にお伺いして、防衛庁お帰りたいで結構です。いかがですか。

○平林説明員 先ほど申し上げましたように、かつて大学名を公表したことがあるわけですが、結果的には公表しました大学のほとんどが、その後自衛官を受け入れなくなっておるといふ私ども大変苦い経験をしたしておりますので、何度でも申し上げて申しわけございませんけれども、その辺のことにつきましては差し控えさせていただきます。

○山原委員　国と国との関係、文部省も政府機関、防衛庁も政府機関ですから、その辺は公然と話し合っているような気が私はしますけれども、いまのこの段階ではそういうお答えですから、これ以上は進みませんので結構です。どうもありがとうございました。

次に、障害児教育の問題でお尋ねをしたいのですが、いま障害児、特に重度の身体障害者の施設の場合、教職員の健康管理の問題ですが、腰痛あるいは女子職員における妊娠異常が非常に多くなっているわけでございます。それから寄宿舎の定数の問題、定数をふやしたらいのじゃないかと

ということあるいはその公務災害の認定をもっとスムーズにやってもいいというような問題が当然起こっております。これは長年の要求でもございますし、事実どこへ行きましても大変な事態だと思っております。それから勤務改善の問題、これなども当然検討しなければならぬ問題だと思っております。みんな子供さんを抱えておりますから、抱えて移動をする。それに対してたとえば

エレベーターをつけるとか、あるいは傾斜のついたスロープの、車が行けるような状態をつくるのかという施設の充実の問題もあります。

文部省としまして、こういう腰痛あるいは妊娠異常というような問題について、これが多くなっておることはお感じになっておると思いますが、いつか何年か前までございましたが文部省の方へお尋ねしましたら、たしかこれは調査されるというふうなお答えもあつたのです。けれども確認をしておりませんから、何となくそれが不確かなんですが、この点ぜひ調査をしてもらいたいと私は思

つきましては、五十七年、五十八年、五十九年の三カ年におきます財政再建期間中は一応抑制するものということによりまして、その都度予算によりましてやっていくわけでございますが、しかしその中でも五十五年度から実施をいたしました分についてにつきましては引き続き実施をしておりますので、わずかながらも前進をしているわけでございます。

今後の四十人学級計画の推進につきましては、これからの状況を財政再建期間が終わりました時点におきまして総合的に判断をして考えていかなければなりませんので、いまだのような計画を持っているかと言われましても明確にお答えすることはできないわけでございますけれども、大臣のお答えの趣旨もございしますし、財政再建期間が終りました暁には、できるだけ全体計画を変更しないでいくわけでございますから、予算の段階におきまして努力をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○山原委員　できるだけという言葉ですけれども、これ以上延ばすなということになりますと、もう本当に政治責任の問題になると私は思います。そういう意味で、相당한決意でやらないと、また赤字国債の脱却が延びた——もう延びることは必至ですから、そうすると特例期間だということでもまた延びるということになったら、現在の文部省は本当に責任を問われると思いますので、その点は決意を固めてやってもらいたいと思います。

それからもう一つ、マンモス校の校舎の分離の問題ですね。ちらっと新聞で見ましたが、文部省としては実態調査をやられているようでございます。これはどこの都市へ行きましても校舎は分離しなければならぬという状況へ来ているわけですね。その校舎分離について、人口急増地の指定を受けていないところでその分離の実態調査は、いつまでに大体結果が出るのでしょうか。そしてその結果に基づいてどういうことをお考えになっているのか。たとえば用地に対する補助の検討、そういったことも含めてやられているのかどうか伺う。

いたいです。

○阿部政務委員　大規模校解消の問題でございます。すけれども、かねてから文部省として努力してまいりました。特に補助採択に当たりましては、優先的にこれを採択するというのを各都道府県にも明示をいたしまして対応してまいったわけでございます。最近大体毎年三百校程度の新設が行

われておるわけでございます。しかしながら、急増期にちょうどぶつかったというような事情もございます。小学校関係は急増を過ぎたということで若干減少の傾向が出てまいりましたけれども、中学校についてはなお若干はふえそうな見込みもあるわけでございますので、この時点におきまして、この大規模校解消の問題に、急増対策もある段階までまいりましたので、本格的に考えてみたいというようなことで、現在その実態を調査しておるわけでございまして、この調査の結果は、大体五月中くらいにはまとめるべく考えておるところでございます。

なお、この調査の結果につきまして、その後の対策をどうするかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、調査の内容、どういうところにネックがあり、あるいはどういうテンポで解消が図られそうかといったあたりの状況全体を見まさんと、いまの段階でこういうことを考えているというところまで申し上げかねるわけでございますけれども、調査の結果を見た上で適切な対応を検討したい、こういうことでございまして。

○山原委員 必要ならば五十九年度の概算要求に出すということもあり得るわけですね。

○阿部政府委員　仮定の問題でございますので非常に答えがしにくいわけでございますし、また現在のような財政状況でもございますので、端的にお答えすることは困難でございますけれども、解消のための適切な措置に文部省としてはできるだけ努力をしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山原委員　ありがとうございました。

○藥製委員長 次に、石橋一弥君外三名提出、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。石橋一弥君。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の權利に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石橋（一）委員 商業用レコードの公衆への貸与
に関する著作者等の権利に関する法律案につい
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

この法律案は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に關し、著作、実演家及びレコード製作者の權利を定め、これらの者の複製權や録音權の保護に資することを目的とするものであります。

商業用レコードを販売価格よりはるかに安い價格で公衆に貸与することを業とするいわゆる貸しレコード業は、昭和五十五年六月ごろ東京三鷹に出現して以來、全国的に急速な普及を見て、現在では全国千六百店舗を超える状況にあると言われます。

その貸しレコードの利用者の多くが借りたレコードからテープに録音しているためにレコードの売り上げの減少を来し、著作者、実演家及びレコード製作者がその収入に影響を受けるという事態が生じるに至っています。

このような影響を放置する場合には、音楽文化創造のリサイクルを乱し、ひいては、わが国音楽文化の発展を妨げるのではないかと懸念されます。

よつて、商業用レコードに関して、著作者、実

演家及びレコード製作者に新たな権利を設定し、

その公正な行使により関係者の間における秩序の形成を図るということを考えたものであります。以上が、本法律案を提出した理由であります。次に、本法律案の内容について申し上げます。

第一は、商業用レコードに録音されている著作物、実演またはレコードの録音について複製権や

録音権を持つ者は、新たに商業用レコードの公衆への有償貸与についての許諾権を享有することといたしました。なお、商業用レコードに複製されているレコードのうち、著作権法第八条第三号に掲げるもの、すなわちレコード保護条約によりわが国が保護義務を負うレコードについては、このような許諾権は同条約の保護の内容とされていないので、これを許諾権の対象から除くこととしております。

第二は、そのような許諾権を設定した結果として、商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、商業用レコードが国内で最初に販売された日から一年を経過するまでの間は、これら許諾権を有する者の許諾を得なければならないこととしたしました。

第三は、許諾を得ないで商業用レコードの公衆への貸与を行った場合には、複製権や録音権を侵害する行為とみなして、著作権法上の民事救済及び罰則の規定を適用することといたしました。

第四は、この法律の施行期日は、実施の準備のための期間を考慮し、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしたしました。

第五は、経過措置として、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについてはこの法律は適用しないこととしたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○葉梨委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る五月十一日午前九時五十分理事

会、午前十時に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十三分散会

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第五十五条に次の一項を加える。
獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなつた者で監督庁が定めるもの

(獣医師法の一部改正)
3 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一号中「卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者」を「卒業した者」に改める。

(獣医師国家試験の受験資格に係る経過措置)
4 施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学に在学した者(施行日以後に改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定による獣医学の正規

の課程を修めて大学を卒業した者を除く。)については、改正後の獣医師法第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

大学における獣医学教育の改善を図るため、獣医学を履修する課程の修業年限を六年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者の権利に関する法律案

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者の権利に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に関し、商業用レコードに係る著作権者、実演家又はレコード製作者の権利を定め、もつてこれらの者の複製権又は録音権の保護に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「著作物」、「実演」、「レコード」、「商業用レコード」、「録音」又は「公衆」とは、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条に規定する著作物、実演、レコード、商業用レコード、録音又は公衆をいう。

(商業用レコードに係る著作権者の権利)
第三条 商業用レコードに録音をされている著作物、実演又はレコード(著作権法第八条第三号に掲げるものを除く。)の録音につき同法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を有する者は、次条第一項の許諾の権利を享有する。

(商業用レコードの公衆への貸与に関する許諾)
第四条 商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、当該商業用レコードが国内において最初に販売された日から一年を経過する日

までの間は、当該商業用レコードの貸与につき前条に規定する者の許諾を得なければならない。

2 前項の有償で貸与する行為には、いかなる名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の経済的性質を有する行為を含むものとする。

3 第一項の許諾を得た者は、その許諾に係る条件の範囲内において、その許諾に係る商業用レコードを公衆に有償で貸与することができる。

(著作権法の適用)

第五条 前条第一項の規定に違反して、第三条に規定する者の許諾を得ないで商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為については、当該行為を著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を侵害する行為とみなして同法第二百二条、第二百四条、第二百七条から第二百九条まで、第二百三十三条及び第二百四十四条の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 第四条及び第五条の規定は、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては、適用しない。

理由

商業用レコードに係る著作権者、実演家又はレコード製作者の複製権又は録音権の保護に資するため、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に関し、これらの者の権利を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文教委員会議録第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
七二	二	A 中学	「A 中学
七二	四	先生もいる」	先生もいる」
七二	六	こんな話は	「こんな話は
七二	三	される」。	される」。

同 第四号中正誤

ページ	段行	誤	正
二〇	三	功妙	巧妙
二二	二	単位交換	単位互換
二二	末	一年か	一年間
二二	一	と申しますか、	と申しますか、
二二	二	教育	教員
二二	三	物	もの
二二	末	明確	明確に

同 第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
二五	一	国際協議	国際競技

昭和五十八年五月十一日印刷

昭和五十八年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局